
藤岡市耐震改修促進計画（第3期）

令和3年5月

藤 岡 市

〔目次〕

第1章 計画の背景・目的	
1 本計画の背景	1
2 計画の目的	1
3 計画の位置づけ	1
4 計画期間	1
5 対象建築物	1
第2章 地震による建築物等の被害	
1 阪神・淡路大震災における被害状況	3
2 東日本大震災における被害状況	3
3 大阪府北部地震による被害状況	4
4 過去の地震による被害状況	4
第3章 藤岡市の地震被害想定	
1 県内の活断層分布	6
2 県内及び藤岡市の地盤の揺れやすさ	7
3 藤岡市の地震被害想定	7
第4章 耐震化の状況・課題	
1 住宅	8
2 多数の者が利用する建築物	10
3 耐震診断義務付け対象建築物	12
4 ブロック塀等	13
第5章 耐震化目標の設定	
1 設定の考え方	14
2 住宅の耐震化	16
3 多数の者が利用する建築物の耐震化	17
4 危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物の目標	18
5 通行障害建築物の目標	18
第6章 耐震化を促進するための総合的な取り組み	
1 耐震診断及び耐震改修に係る基本的な取り組み方針	19
2 住宅の耐震化の促進施策	19
3 耐震診断・改修の促進を図るための支援策	20
4 避難路の指定および沿道建築物	22
5 安全対策に関する取り組み	25
第7章 耐震改修等を促進するための指導や命令等	
1 耐震改修促進法による指導等の実施	26
2 建築基準法による勧告又は命令等の実施	26
第8章 建築物の耐震化を促進するための体制づくり	
1 県、市町村、所有者、関係団体などの連携・役割分担	27
2 計画の進行と管理	28

【資料】

資料1	耐震改修促進法改正の概要	資 1
資料2	建築物の安全性の考え方について	資 4
資料3	建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針	資 6
資料4	特定既存耐震不適格建築物等	資 17
資料5	特定既存耐震不適格建築物となる危険物の数量一覧	資 18
資料6	緊急輸送道路及び避難場所	資 19
	○群馬県緊急輸送道路	資 19
	○避難場所一覧	資 20
資料7	木造戸建て住宅の耐震化に関する所有者アンケート結果（群馬県）	資 21
	○旧耐震基準住宅の所有者の属性	資 21
	○耐震化に関する所有者の知識・意識等	資 22
	○耐震改修等に関する所有者の意向	資 26
	○減災化等に関する所有者の意向	資 28
資料8	多数の者が利用する民間建築物の耐震化に関する所有者 アンケート結果（群馬県）	資 29
	○多数の者が利用する民間建築物の所有者の属性	資 29
	○耐震診断・耐震改修の実施状況・意向	資 30
	○耐震診断・耐震改修の阻害要因	資 31
資料9	ブロック塀等の耐震化に関する所有者アンケート結果（群馬県）	資 34
	○既存ブロック塀等の所有者属性	資 34
	○ブロック塀等の安全に関する所有者の認識	資 35
	○安全確保対策にかかる所有者の意向	資 36

第1章 計画の背景・目的

1 本計画の背景

平成7年1月の阪神・淡路大震災の教訓を踏まえ、「建築物の耐震改修の促進に関する法律」（以下「耐震改修促進法」という。）が平成7年10月に制定されました。

その後、平成18年の改正によって、国土交通大臣が「建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針」（以下「基本方針」という。）を定めたことなどから、市は平成20年3月に「藤岡市耐震改修促進計画」を策定し、耐震診断や耐震改修など既存建築物の耐震化に向けた施策を進めてきました。しかしながら、本計画の従前の計画である、「藤岡市耐震改修促進計画（平成29年3月改訂）」では、平成32年度までに住宅の耐震化率を95%、多数の者が利用する建築物の耐震化率を95%にすることを目標としておりましたが、目標の達成には至りませんでした。

近年、全国各地で大規模な地震が頻発しており、また南海トラフ地震や首都直下地震の切迫性が指摘される中、市民の命と財産を守るために、これまでよりも強力に地震対策に取り組む必要があります。

こうした中、本市においても、5年後の令和7年度までの住宅及び建築物の耐震化率の目標を掲げ、内容の見直し等を行い、これまでよりも強力に耐震化を促進するため、本計画を改訂します。

2 計画の目的

国、県、市及び建築物の所有者等が連携を図り、計画的な耐震対策を実施することにより、地震による建築物の被害の減少を図り、災害に強い安全で安心なまちづくりを進めていくことを目的としています。

3 計画の位置づけ

本計画は、耐震改修促進法に基づき建築物の耐震化率の目標設定、目標を達成するための必要な施策等を定めるものです。

また、「群馬県耐震改修促進計画」、「藤岡市総合計画」を上位計画に、「藤岡市地域防災計画」、「藤岡市国土強靱化地域計画」をはじめとする関連計画等との整合性を図りながら、建築物の耐震化を促進するために必要な事項について定めることとします。

4 計画期間

本計画の期間は、令和3年度から令和7年度までの5年間とします。なお、社会情勢の変化や事業進捗状況等を勘案し、定期的に計画内容を検証し、必要に応じ適宜、目標や計画内容を見直すこととします。

5 対象建築物

改正耐震改修促進法では、全ての既存耐震不適格建築物（地震に対する安全性に係る建築基準法又はこれに基づく命令若しくは条例の規定（以下「耐震関係規定」という。）に適合しない

建築物で同法第 3 条第 2 項の規定の適用を受けているものをいう。以下同じ) について、耐震化の努力義務が課せられるとともに、一部の建築物には耐震診断が義務付けられました。

本計画では、全ての既存耐震不適格建築物の耐震化を促進することとし、中でも、次表に掲げる建築物のうち、住宅及び耐震改修促進法第 14 条第 1 号から第 3 号に規定する建築物を中心に耐震化を促進します。

なお、本市においては、法附則第 3 条に定める要緊急安全確認大規模建築物の耐震化が完了しています。また、法第 7 条に定める要安全確認計画記載建築物は、ありません。

表 1-1：本計画で積極的に耐震化を促進する対象建築物

種 類		内 容	備 考
住 宅		市民の生命・財産を守ることはもとより、被災地域の減災という視点からも住宅の耐震化を促進します。	戸建住宅、共同住宅 (長屋住宅含む)
特定既存耐震不適格建築物※ ¹		次に示す一定の規模以上の建築物の耐震化を促進します。 ①多数の者が利用する建築物 ②被災することにより甚大な被害が発生することが想定される危険物等を取り扱う建築物 ③地震発生時に通行を確保すべき道路沿道の建築物	耐震改修促進法第 14 条各号に定める特定既存耐震不適格建築物
耐震診断義務付け対象建築物※ ²		公共公益性が高いことや倒壊時に大きな被害が想定されることなどから、特に耐震化を積極的に促進します。	
要緊急安全確認大規模建築物		・ 病院、店舗、旅館等の不特定多数の者が利用する建築物及び学校、老人ホーム等の避難弱者が利用する建築物のうち大規模なもの ・ 一定量以上の危険物を取り扱う貯蔵場、処理場のうち大規模なもの	耐震改修促進法附則第 3 条定める要緊急安全確認大規模建築物
要安全確認計画記載建築物	沿道建築物	・ 県又は市が指定する緊急輸送道路等の避難路沿道建築物	耐震改修促進法第 7 条に定める要安全確認計画記載建築物
	防災拠点	・ 県が指定する庁舎、避難所等の防災拠点建築物	
市有建築物		市有建築物は、災害時の活動拠点や広域的な重要施設となることや多くの市民が集まることから、特に耐震化を積極的に推進していきます。	

※ 1 特定既存耐震不適格建築物：資料 4 表資 4-1 に定められた用途及び規模(特定既存耐震不適格建築物の要件欄)を満たし、かつ、建築基準法等の耐震関係規定に適合していない既存不適格建築物。

※ 2 耐震診断義務付け対象建築物：資料 4 表資 4-1 に定められた要件(耐震診断義務付け対象建築物の要件欄)を満たし、かつ、建築基準法等の耐震関係規定に適合していない既存不適格建築物であって、昭和 56 年 5 月 31 日以前に建築に着手したもの(旧耐震基準建築物)。

第2章 地震による建築物等の被害

1 阪神・淡路大震災における被害状況

平成7年の阪神・淡路大震災では、住宅・建築物の倒壊による大きな被害が見受けられました。地震規模はマグニチュード7.3の直下型地震でした。この地震では、特に新耐震基準が導入された昭和56年以前に建築されたものに大きな被害が発生し、約30%が倒壊、崩壊、大破であり、約70%が小破以上の被害をもたらしました。この地震による直接的な死者数の約9割が住宅・建築物の倒壊等によるものと報告されています。これに対し、昭和57年以降の新耐震基準で建築された建築物は、小破以上の被害を受けたものが約30%にとどまっています。

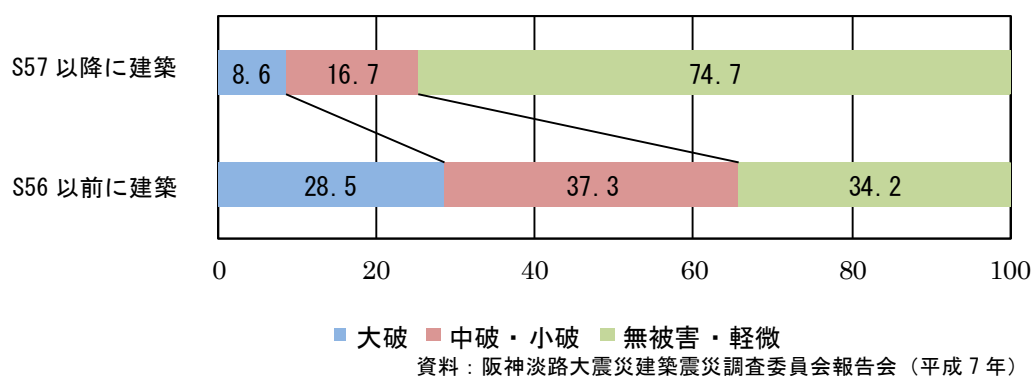


図 2-1：阪神・淡路大震災での建物被害割合

表 2-1：阪神・淡路大震災における死亡の原因

地震による直接的な死亡原因	死者数	割合
家屋・家具類等の転倒による圧迫死と思われるもの	4,831 人	87.8%
焼死(火傷死)及びその疑いのあるもの	550 人	10.0%
その他	121 人	2.2%
合計	5,502 人	100.0%

2 東日本大震災における被害状況

東日本大震災を引き起こした東北地方太平洋沖地震は、平成23年3月11日に発生し、三陸沖の深さ24kmを震源としたマグニチュード9.0と推定され、日本観測史上最大の巨大地震でした。この地震による建物被害は、地震による倒壊や破損に加え、津波による流出・破損・浸水、津波到達後に発生した火災による消失、地滑りや崖崩れによる倒壊・破損、さらに地盤の液状化に伴う沈下・傾斜・破損など多岐にわたって被害が生じました。地震の揺れによる住宅を主とする木造建築物の被害は広範囲に確認されていますが、甚大な被害を受けた木造建築物の多くは、建築年代が比較的古く、老朽化していたと考えられます。

造成宅地の地盤変状が生じた場所では被害棟数が多く、宮城県仙台市内の丘陵地を造成した住宅地では、地震の影響により擁壁の崩落や住宅が傾くなど、約3,700世帯が被害を受けました。

また、平面計画上の耐力壁の配置が悪くなり、壁の少ない構面に変形が集中し、大きな残留変形が残ることにより、外壁面が脱落する等の被害が生じた事例もありました。

東日本大震災から約 10 年が経過した令和 3 年 2 月 13 日に、その余震とみられる、福島県沖を震源としたマグニチュード 7.1 の地震が発生し、建物やインフラに被害が発生しました。

3 大阪府北部地震による被害状況

ブロック塀の倒壊による死者が出た大阪府北部地震は、平成 30 年 6 月 18 日に発生し、マグニチュードは 6.1、大阪市北区、高槻市、枚方市、茨木市、箕面市で震度 6 弱を観測しました。

この地震による死者は 6 名で、うち 2 名がブロック塀の倒壊事故によるものでした。

このブロック塀の倒壊事故を受け、文部科学省は学校における組積造の塀又は補強コンクリート造の塀（以下「ブロック塀等」という。）の安全点検等について取り組みを促す通知を全国の各教育委員会等に発出しました。また、国土交通省は、「ブロック塀等の点検のチェックポイント」を公表し、地方公共団体に対し、塀の所有者等に向けた注意喚起の依頼等を行いました。

この地震被害を受け、平成 30 年 11 月に、「建築物の耐震改修の促進に関する法律」施行令の一部が改正され、避難路沿道のブロック塀等については、耐震診断の義務付け対象に加えられました。

4 過去の地震による被害状況

阪神淡路大震災、東日本大震災のほか、日本ではたくさんの大地震が発生し、多くの被害をもたらしました。

また、群馬県においても過去に多くの地震被害を経験しています。

表 2-2：戦後の国内の主な地震被害

発生年月日	地震名	マグニチュード	最大震度	被害（人・棟）	最大震度を観測した地方
昭和21年12月21日	南海地震	8.0	6	死者 1,330、家屋全壊 11,591、半壊 23,487、流失 1,451、焼失 2,598	和歌山県
昭和23年6月28日	福井地震	7.1	6	死者 3,769、家屋全壊 36,184、半壊 11,816、焼失 3,851	福井県
昭和58年5月26日	日本海中部地震	7.7	5	死者 104、建物全壊 934、半壊 2,115、流失 52、一部破損 3,258	秋田県
平成5年7月12日	北海道南西沖地震	7.8	5	死者・行方不明 230、住家全壊 601、半壊 408、一部破損 5,490、浸水 455、建物火災 192	北海道
平成7年1月17日	兵庫県南部地震（阪神・淡路大震災）	7.3	7	死者・行方不明 6,434、住家全壊 104,906、半壊 144,274、一部破損 263,702、全焼 6,982、半焼 89	神戸市等阪神淡路地域
平成23年3月11日	東北地方太平洋沖地震（東日本大震災）	9.0	7	死者 19,074、行方不明 2,633、住家全壊 127,361、半壊 273,268、一部破損 762,277	宮城県
平成28年4月14日	熊本地震	7.3	7	死者 87、負傷者 2,098、住家全壊 8,066、半壊 27,672、一部破損 130,746	熊本県熊本地方など
平成30年6月18日	大阪府北部地震	6.1	6	死者 6、負傷者 462、住家全壊 21、半壊 483、一部破損 61,266	大阪府北部

表 2-3 : 群馬県内の主な地震被害

発生年月日	地震名(震源)	マグニチュード	震度	群馬県内の主な被害
1916. 2. 22 大正 5 年	浅間山麓を震源とした地震(浅間山麓)	6. 2	3 : 前橋市昭和町	家屋全壊 7 戸、半壊 3 戸、一部破損 109 戸
1923. 9. 1 大正 12 年	関東地震 (神奈川県西部)	7. 9	4 : 前橋市昭和町	負傷者 9 人、 家屋全壊 49 戸、半壊 8 戸
1931. 9. 21 昭和 6 年	西埼玉地震 (埼玉県北部)	6. 9	5 : 前橋市昭和町	【全県】死者 5 人、負傷者 55 人、 家屋全壊 166 戸、半壊 1,769 戸 【藤岡市】死者 1 人、重傷者 1 人、 家屋の全壊・半壊数棟、煙突の倒壊 4 箇所
1964. 6. 16 昭和 39 年	新潟地震 (新潟県下越沖)	7. 5	4 : 須田貝通報所・前橋市昭和町	負傷者 1 人
1996. 12. 21 平成 8 年	茨城県南部の地震 (茨城県南部)	5. 6	5 弱 : 板倉町板倉 4 : 沼田市西倉内町・片品村東小川・桐生市織姫町	家屋一部損壊 64 戸
2004. 10. 23 平成 16 年	新潟県中越地震 (新潟県中越地方)	6. 8	5 弱 : 片品村東小川・高崎市高松町・渋川市北橋町	負傷者 6 人、家屋一部破損 1,055 戸
2011. 3. 11 平成 23 年	東北地方太平洋沖地震 (三陸沖)	9. 0	6 弱 : 桐生市元宿町 5 弱 : 沼田市白沢町 ・ 前橋市富士見町 ・ 高崎市高松町 ・ 桐生市新里町 ・ 太田市西本町 ・ 渋川市赤城町 ・ 昭和町新里 ・ 千代田町赤岩 ・ 大泉町日の出 ・ 邑楽町中野	死者 1 人、負傷者 41 人、家屋半壊 7 棟、 家屋一部破損 17,246 棟
2018. 6. 17 平成 30 年	群馬県南部の地震 (群馬県南部)	4. 6	5 弱 : 渋川市 4 : 前橋市、桐生市、伊勢崎市、沼田市、吉岡町、東吾妻町	住宅一部破損 4 棟

第3章 藤岡市の地震被害想定

1 県内の活断層分布

地震には、活断層の活動による「内陸直下型地震（阪神・淡路大震災や新潟県中越地震など）」と、プレート（岩盤）どうしがぶつかり合うことにより発生する「プレート境界型地震（関東大震災や十勝沖地震など）」があります。

群馬県内には、日本最大の活断層地帯フォッサマグナの東縁の可能性があると考えられる「柏崎－銚子構造線※」が県土を南北に貫いています。新潟県中越地震は、その震源地（長岡市や小千谷市など）が「柏崎－銚子構造線」沿線に点在していたため、大きな余震が数多く発生したと考えられています。

また、県内では、北西部の県境付近の活火山周辺に短い活断層が、県北東部の片品川流域に片品川左岸断層が、それぞれ分布しています。一方、県南部には、埼玉県北部から高崎市北部まで続く深谷断層が認められます。深谷断層の南西側には、深谷断層と平行する平井－櫛挽断層帯の各断層や磯部断層が断続的に分布しており、平井－櫛挽断層帯のうち、神川断層、平井断層が発達しています。さらに、深谷断層と埼玉県東部にある江南断層や綾瀬川断層、平井－櫛挽断層帯が一連のものとして関東平野北西縁断層帯と定義されています。その他、県内の活断層としては、みどり市大間々周辺の大久保断層や太田市東部から桐生市南部に延びる太田断層が挙げられます。

※構造線：地殻変動により生じた大規模な断層帯のこと、一本の大断層ではなく、時期や規模によらず数多くの断層の集合体から成る場合が多い。これを境に両側は著しく異なる地質構造が形成されます。特に、新潟県の柏崎付近から三国峠、沼田、赤城山、太田を通り千葉県銚子付近へ抜ける構造線を、柏崎－銚子構造線と言います。

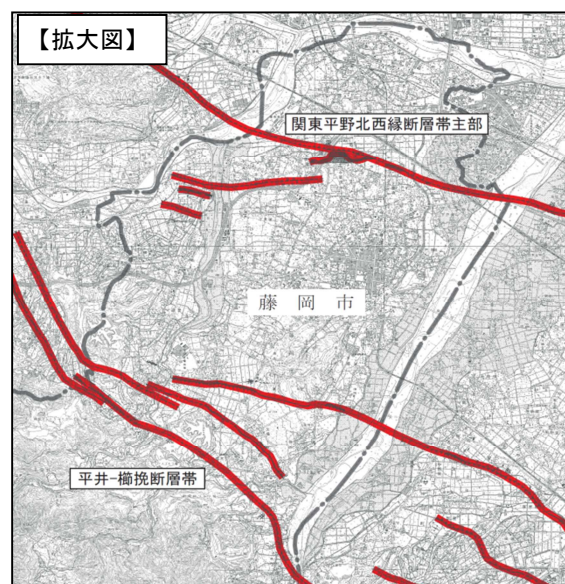
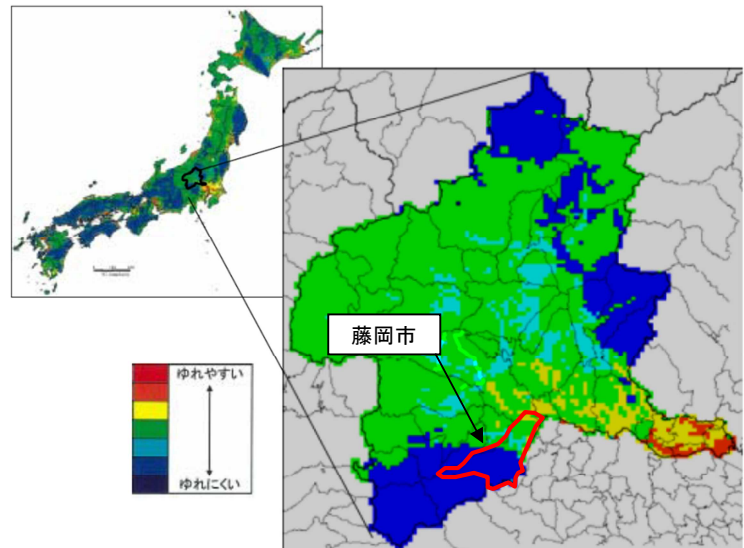


図 3-1：群馬県の構造線・活断層の分布図
(出典：群馬県耐震改修促進計画、国土地理院資料)

2 県内及び藤岡市の地盤の揺れやすさ

内閣府の中央防災会議が、地震防災対策の検討のために全国の表層地盤の揺れやすさを示したマップを公表しています。

これによると、群馬県の南東部では「ゆれやすい」表層地盤が広がっており、本市は県内では比較的揺れにくい表層地盤となっています。



(出典：内閣府防災担当ホームページ <http://www.bousai.go.jp/oshirase/h17/yureyasusa/index.html>)
(ただし、市町村合併を踏まえ、一部修正しています。)

図 3-2：群馬県のゆれやすさマップ
(出典：内閣府防災担当ホームページ)

3 藤岡市の地震被害想定

県が実施した「群馬県地震被害想定調査」では、「関東平野北西縁断層帯主部による地震」「太田断層帯による地震」「片品川左岸断層帯による地震」の3つの地震が想定されています。

本市における想定地震ごとの被害予測をみると、市内を断層が横断する「関東平野北西縁断層帯主部による地震」で最も大きな被害が予測されています。

この「関東平野北西縁断層帯主部による地震」では、本市における人的被害が死者 480 人、負傷者 945 人、物的被害が建物大破棟数 9,006 棟と予測されています。

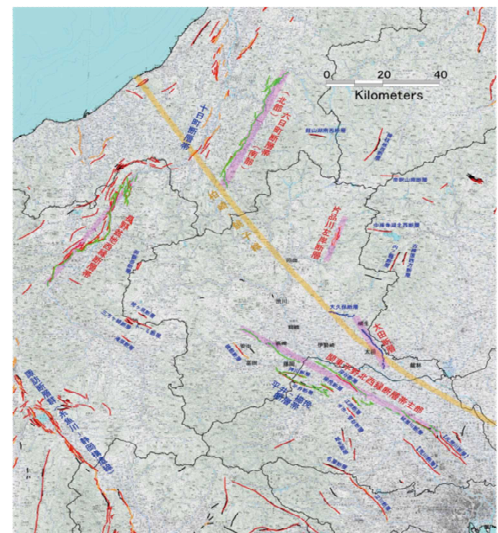


図 3-3：群馬県内の構造線や活断層の分布
(出典：群馬県地震被害想定調査 (H24. 6))

表 3-1：藤岡市における想定地震ごと想定被害

項 目			想定地震ごとの被害		参 考
			関東平野北西縁断層帯主部による地震	太田断層帯による地震	新潟県中越沖地震 (柏崎市の被害実績)
地震規模 (M)			8.1	7.1	6.8
想定震度			6 弱～7	6 弱	6 強
人的被害	死者 (冬 5 時)		480 人	0 人	14 人
	負傷者 (冬 5 時)		945 人	15 人	1,664 人
	避難者 (冬 18 時)		33,573 人	199 人	5,715 人
物的被害	建物 (全壊) (冬 5 時)		9,006 棟	2 棟	1,797 棟 (大規模半壊含む)
	火災 (冬 18 時)	出火件数	27 件	0 件	詳細不明
		焼失棟数	1,877 棟	0 棟	詳細不明

出典：想定地震ごとの被害：群馬県地震被害想定調査報告書 (H24. 6)

新潟県中越沖地震の被害実績：新潟県災害対策本部資料 (H21. 10. 15) など

第4章 耐震化の状況・課題

1 住宅

(1) 耐震化率の状況

群馬県耐震改修促進計画では、令和元年度末現在の住宅総戸数約 795,000 戸のうち耐震性があると判断される住宅は、約 689,000 戸であり、耐震化率は、推計で約 86.7%となっています。

令和元年度末の本市の住宅総戸数は推計^{※1}では、約 31,400 戸であり、耐震化率は、約 77.4%と推測され、県全体よりも低い水準にあります。

建築年代を見ると、耐震性に不安がある昭和 56 年 5 月末以前^{※2}の旧耐震基準の住宅が約 32.8%になっています。

旧耐震基準の住宅のうち、耐震性ありと診断される住宅及び改修済み（耐震性あり）の住宅と、昭和 56 年 6 月以降の住宅をあわせると、耐震性があると判断される住宅は約 77.4%になっています。

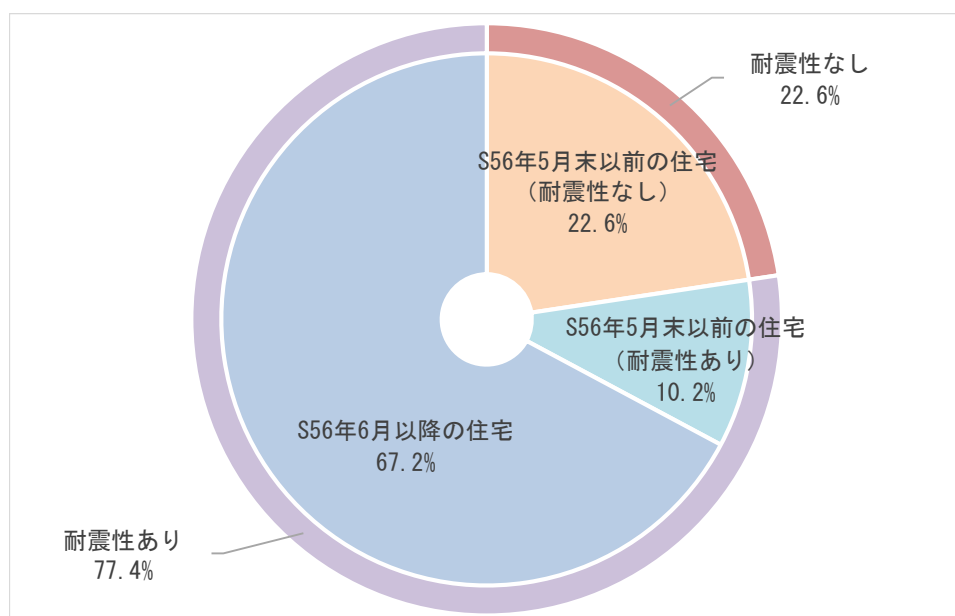


図 4-1：住宅の耐震化率の状況（令和元年度末時点の推計値）

表 4-1：令和元年度末時点の住宅の耐震化率の推計

住宅総戸数	31,400 戸
昭和 56 年 6 月以降の建築物	21,100 戸
昭和 56 年 5 月末以前の建築物	10,300 戸
耐震性あり	3,200 戸
耐震性なし	7,100 戸
耐震化戸数	24,300 戸
耐震化率	77.4%

※1：国の算出方法を準用して、令和元年度末の藤岡市の状況を算出しました。

※2：昭和 56 年 6 月に新しい耐震基準が施行されており、阪神淡路大震災では、この年代区分で建築被害に大きな差が出ています。

（２） これまでの取り組みと課題

住宅の耐震化率は、平成 19 年度末で約 59.9%、平成 28 年度末で 70.6%、令和元年度末で 77.4%と増加していますが、令和 2 年度末の目標 95%の達成には至らなかった状況となっています。

群馬県が令和 2 年度に行った木造戸建て住宅の耐震化に関するアンケート結果（【資料 7】参照）では、旧耐震基準の住宅所有者は、高齢者世帯が多く、経済的に耐震化にかかる負担が厳しいことが考えられます。

旧耐震基準の住宅の耐震性不足の可能性があることの認知度が低く、自分の代までしか使わないことを主な理由として、耐震診断の意向が少ない状況です。

本市では、木造住宅耐震診断事業、木造住宅精密診断事業、木造住宅耐震改修事業（耐震シエルター等設置補助含む）の補助を行っていますが、これらの制度の周知を徹底し、耐震化にかかる費用負担軽減に加え、耐震化に関する意識の醸成が必要です。

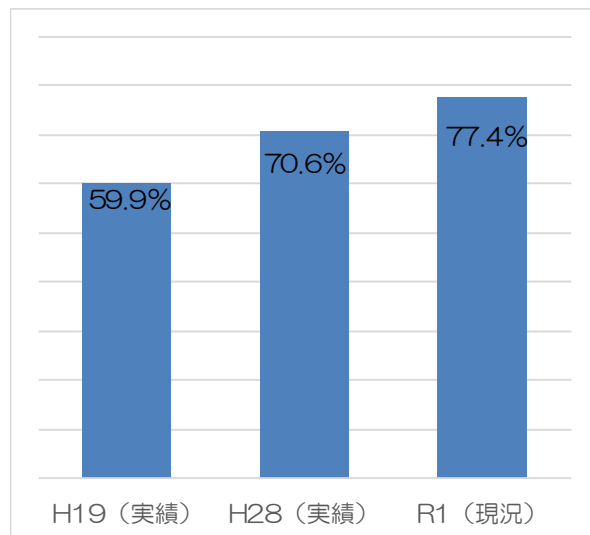


図 4-2：住宅の耐震化率の推移

2 多数の者が利用する建築物※¹

(1) 耐震化率の現状

市の調査結果では、令和元年度末で多数の者が利用する建築物の総棟数が 145 棟であるのに対し、建築年代をみると、耐震性能に不安がある昭和 56 年 5 月末以前の建築物が 39.3% にあたる 57 棟となっています。

昭和 56 年 5 月末以前の建築物のうち、耐震性ありと診断されるものが 14 棟、改修済み(耐震性あり)が 22 棟となっており、昭和 56 年 6 月以降の建築物(88 棟)と合わせると、耐震性があると判断される多数の者が利用する建築物は 124 棟あり、令和元年度末の耐震化率は、約 85.5%となっています。

市有建築物は全 50 棟中 49 棟耐震性ありで、耐震化率は約 98.0%となっています。

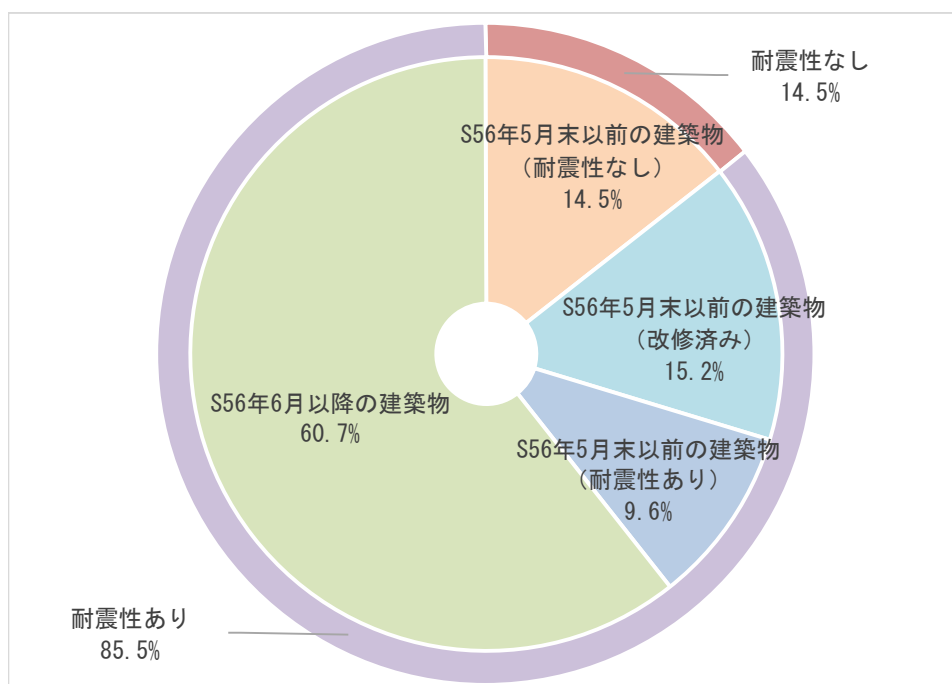


図 4-3：多数の者が利用する建築物の耐震化率の状況（令和元年度末時点の値）

表 4-2：令和元年度末に藤岡市が実施した調査結果に基づく多数の者が利用する建築物の耐震化率計

		合計	市有	民間※ ²
多数の者が利用する建築物総棟数		145 棟	50 棟	95 棟
	昭和 56 年 6 月以降の建築物	88 棟	17 棟	71 棟
	昭和 56 年 5 月末以前の建築物	57 棟	33 棟	24 棟
	耐震性あり	14 棟	13 棟	1 棟
	改修済み（耐震性あり）	22 棟	19 棟	3 棟
	耐震性なし	21 棟	1 棟	20 棟
耐震化棟数		124 棟	49 棟	75 棟
耐震化率		85.5%	98.0%	78.9%

※¹ 多数の者が利用する建築物：耐震改修促進法第 14 条第 1 号に掲げる建築物

※² 民間：市有建築物以外の建築物

(2) 用途別の耐震化率

建築物の用途別では、市有建築物は一般庁舎が、民間特定建築物では、集会場、店舗等、ホテル等、福祉施設等、その他（事務所、工場等）で耐震性がないものが多く存在しています。

表 4-3：令和元年度末時点における市有建築物の耐震化

建築物用途			耐震化率	全棟数	新耐震	旧耐震	耐震性有			耐震性無	
								診断結果	耐震改修		
								耐震性有	済み		
法第 14 条 第 1 号	学校		100.0%	27 棟	4 棟	23 棟	23 棟	4 棟	19 棟	0 棟	
	病院等		100.0%	1 棟	1 棟	0 棟	0 棟	0 棟	0 棟	0 棟	
	集会場等		100.0%	1 棟	1 棟	0 棟	0 棟	0 棟	0 棟	0 棟	
	店舗等		—	0 棟	0 棟	0 棟	0 棟	0 棟	0 棟	0 棟	
	ホテル等		—	0 棟	0 棟	0 棟	0 棟	0 棟	0 棟	0 棟	
	賃貸住宅等		100.0%	14 棟	7 棟	7 棟	7 棟	7 棟	0 棟	0 棟	
	福祉施設等		100.0%	3 棟	2 棟	1 棟	1 棟	1 棟	0 棟	0 棟	
	公益上 必要な 建築物	消防庁舎		—	0 棟	0 棟	0 棟	0 棟	0 棟	0 棟	0 棟
		警察庁舎		—	0 棟	0 棟	0 棟	0 棟	0 棟	0 棟	0 棟
		一般庁舎		50.0%	2 棟	1 棟	1 棟	0 棟	0 棟	0 棟	1 棟
	その他		100.0%	2 棟	1 棟	1 棟	1 棟	1 棟	0 棟	0 棟	
計			98.0%	50 棟	17 棟	33 棟	32 棟	13 棟	19 棟	1 棟	

表 4-4：令和元年度末時点における民間建築物の耐震化

建築物用途		耐震化率	全棟数	新耐震	旧耐震	耐震性有			耐震性無	
						診断結果 耐震性有	耐震改修 済み			
法第 14 条 第 1 号	学校	—	0 棟	0 棟	0 棟	0 棟	0 棟	0 棟	0 棟	
	病院等	100.0%	3 棟	3 棟	0 棟	0 棟	0 棟	0 棟	0 棟	
	集会場等	0.0%	1 棟	0 棟	1 棟	0 棟	0 棟	0 棟	1 棟	
	店舗等	80.0%	10 棟	8 棟	2 棟	0 棟	0 棟	0 棟	2 棟	
	ホテル等	71.4%	14 棟	10 棟	4 棟	0 棟	0 棟	0 棟	4 棟	
	賃貸住宅等	100.0%	12 棟	9 棟	3 棟	3 棟	0 棟	3 棟	0 棟	
	福祉施設等	88.0%	25 棟	22 棟	3 棟	0 棟	0 棟	0 棟	3 棟	
	公益上 必要な 建築物	消防庁舎	—	0 棟	0 棟	0 棟	0 棟	0 棟	0 棟	0 棟
		警察庁舎	—	0 棟	0 棟	0 棟	0 棟	0 棟	0 棟	0 棟
		一般庁舎	—	0 棟	0 棟	0 棟	0 棟	0 棟	0 棟	0 棟
その他	66.7%	30 棟	19 棟	11 棟	1 棟	1 棟	0 棟	10 棟		
計		78.9%	95 棟	71 棟	24 棟	4 棟	1 棟	3 棟	20 棟	

(3) 課題

群馬県が令和元年度に行った、多数の者が利用する民間建築物の耐震化に関する所有者アンケート結果（【資料 8】参照）では、耐震診断をしないのは、診断費用だけでなくその後の改修費用の確保が難しいことが多く挙げられる一方で、建替えや除却に関しても費用面の問題が多く挙げられています。

3 耐震診断義務付け対象建築物

平成 25 年より、不特定多数の者が利用する建築物や学校、保育所等の避難弱者が利用する建築物等のうち大規模な建築物に対して、耐震診断の実施と結果報告を行うことが義務付けられました（要緊急安全確認大規模建築物）。また、群馬県では、群馬県地域防災計画に位置付けられている緊急輸送道路沿道のうち、特に重要な路線の避難路沿道建築物と、防災拠点建築物について、耐震診断を義務付けています（要安全確認計画記載建築物）。

本市の要緊急安全確認大規模建築物は、7 棟ありますが、その全てが学校であり、耐震診断を行い、耐震補強を実施しています。

なお、本市には要安全確認計画記載建築物は、ありません。

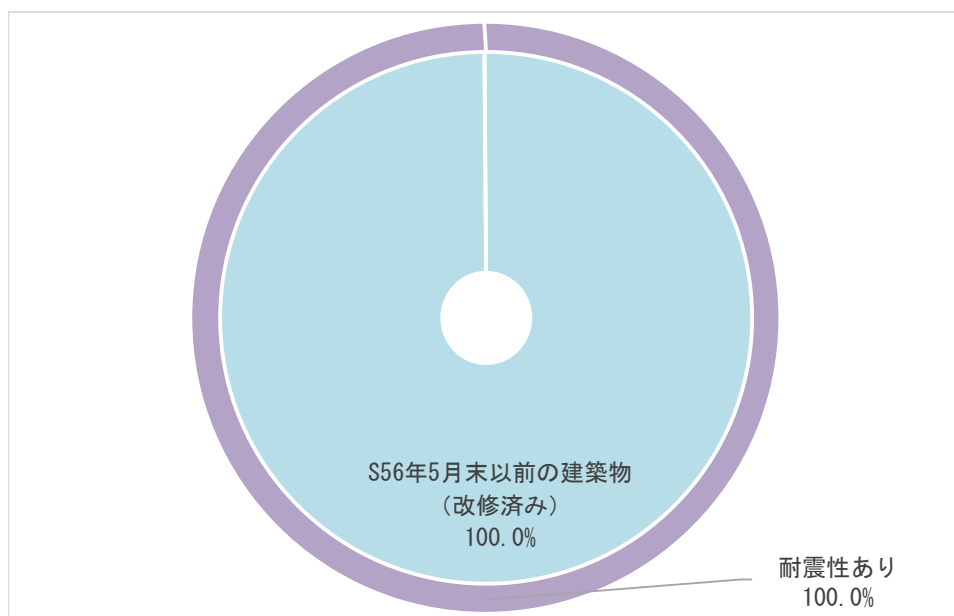


図 4-4：耐震診断義務付け対象建築物の耐震化率の状況（令和元年度末時点）

表 4-5：耐震化義務付け対象建築物の耐震化率（令和元年度末時点）

	総数	要緊急	要安全 （沿道建築物）	要安全 （防災拠点）
建築物総棟数	7 棟	7 棟	—	—
昭和 56 年 5 月末以前の建築物	7 棟	7 棟	—	—
耐震性ありと診断されたもの	0 棟	0 棟	—	—
改修済（耐震性あり）	7 棟	7 棟	—	—
耐震性なしと診断されたもの	7 棟	7 棟	—	—
耐震性不明	0 棟	0 棟	—	—
耐震化棟数	7 棟	7 棟	—	—
耐震化率	100.0%	100.0%	—	—

4 ブロック塀等

ブロック塀等については、主に昭和 46 年と昭和 56 年に建築基準法施行令が改正施行されており、特に昭和 45 年以前のブロック塀等の危険性が指摘されてきました。そのなか、平成 30 年の大阪府北部地震を受けて、ブロック塀等の安全対策が急務になっており、平成 30 年の耐震改修促進法施行令の改正によって、避難路沿道のものに耐震診断を義務付けることが可能になりました。

群馬県が令和元年度に行った、ブロック塀等の安全に関する所有者アンケート結果（【資料 9】参照）では、ブロック塀等の所有者は、全体的に高齢者が世帯主となっている世帯が多くなっています。また、既存ブロック塀等について、多くの所有者が、安全点検について知らない又は実施していないにもかかわらず安全であると考えていることから、まずは、既存ブロック塀等の危険性や安全点検について認識してもらうことが重要です。

本市では、大阪府北部地震の後、市有施設のブロック塀等の安全性確認のため調査を実施し、計画的に改修することで、安全性確保のための対策を推進しています。

第5章 耐震化目標の設定

1 設定の考え方

「建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針（平成18年1月25日国土交通省）」では、南海トラフ地震防災対策推進基本計画及び首都直下地震緊急対策推進基本計画における目標を踏まえ、住宅の耐震化率及び多数の者が利用する建築物の耐震化率について、平成32年（当時）までに少なくとも95%にすることを目標とするとともに、平成37年（当時）までに耐震性が不十分な住宅をおおむね解消することを目標としています。

近年では、令和2年5月に国土交通省の「住宅・建築物の耐震化率のフォローアップのあり方に関する研究会」において、住宅については目標を5年スライドさせて設定することとし、住宅以外の建築物については、特に耐震化の重要性の高い耐震診断義務付け対象建築物に重点化して、建築物の耐震化目標を設定し、令和7年までに耐震性が不十分な耐震診断義務付け対象建築物のおおむね解消を引き続き目標とするとともに、他の所管省庁が発表している各施設の耐震化目標も併せて示すことが適当ではないか、とされています。

本市においても、国の基本方針や県内での想定される地震の規模・耐震化の現状などを踏まえて、令和7年度末までに住宅、多数の者が利用する建築物及び耐震診断義務付け対象建築物の耐震化率を95%にすることを目標とします。

表 5-1：住宅・建築物の耐震化率のフォローアップのあり方に関する研究会のとりまとめ内容

住宅	住宅以外の建築物
住宅の耐震化の目標については、平成30年の耐震化率及び南海トラフ地震等の発生の切迫性を踏まえ、従来以上に所管行政庁等関係者の積極的な取り組みがなされることを求めるとともに、現在設定されている目標を5年間スライドさせて設定（令和7年95%、令和12年耐震性を有しない住宅のおおむね解消）することとしてはどうか。	- 他の所管省庁において学校、病院等の施設について個別に耐震化率の目標の公表が進んでいることを踏まえれば、従来の目標での継続性に固執することなく、特に耐震化の重要性の高い耐震診断義務付け対象の建築物に重点化して、建築物の耐震化の目標を設定することが適当ではないか。 - その上で、令和7年までに耐震性が不十分な耐震診断義務付け対象建築物のおおむね解消を引き続き目標とするとともに、他の所管省庁が公表している各施設の耐震化目標（国土強靱化年次計画2019に掲載されているもの）も併せて示すことが適当ではないか。

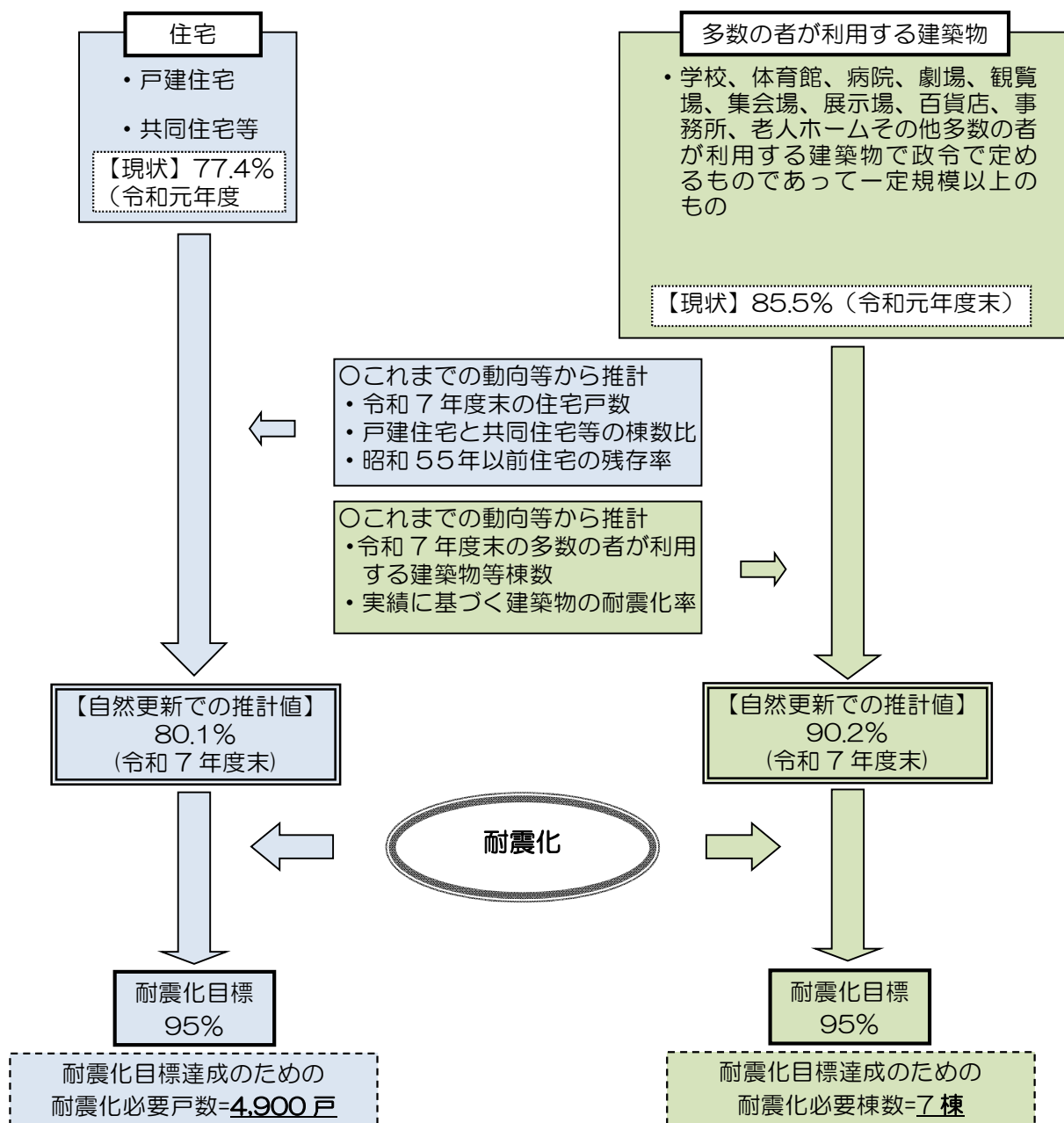


図 5-1：耐震化目標の設定の考え方

2 住宅の耐震化

(1) 耐震化の見込み

令和元年度の住宅の耐震化の現状は、住宅の総戸数が約 31,400 戸であるのに対し、耐震性があると判断される住宅が約 24,300 戸で、耐震化率は約 77.4%となっています。

一方、推計によると令和 7 年度の住宅の総戸数は約 32,600 戸と増加し、住宅の更新がこれまでのペースで進むと仮定した場合、耐震性があると判断される住宅は約 26,100 戸となり、自然更新による住宅の令和 7 年度の耐震化率は約 80.1%にとどまると見込まれます。

(2) 耐震化の目標

国の目標値、現状の耐震化率、自然更新による耐震化率の見込み及び耐震性の確保による減災効果を踏まえ、住宅の耐震化率の目標を 95%（減災化※した住戸を含む。）と設定します。

目標の達成に向けては、自然更新による耐震化に加えて、的確な施策の推進により令和 7 年度までに約 4,900 戸の住宅の耐震化及び減災化を図る必要があります。

表 5-2：住宅の耐震化の目標

現状の耐震化率	自然更新による耐震化率の見込み	目標耐震化率	目標の達成に向けて
77.4% (24,300 戸)	80.1% (26,100 戸)	95% (31,000 戸)	約 4,900 戸の耐震化及び減災化が必要。

カッコ内は、耐震性のある住宅数

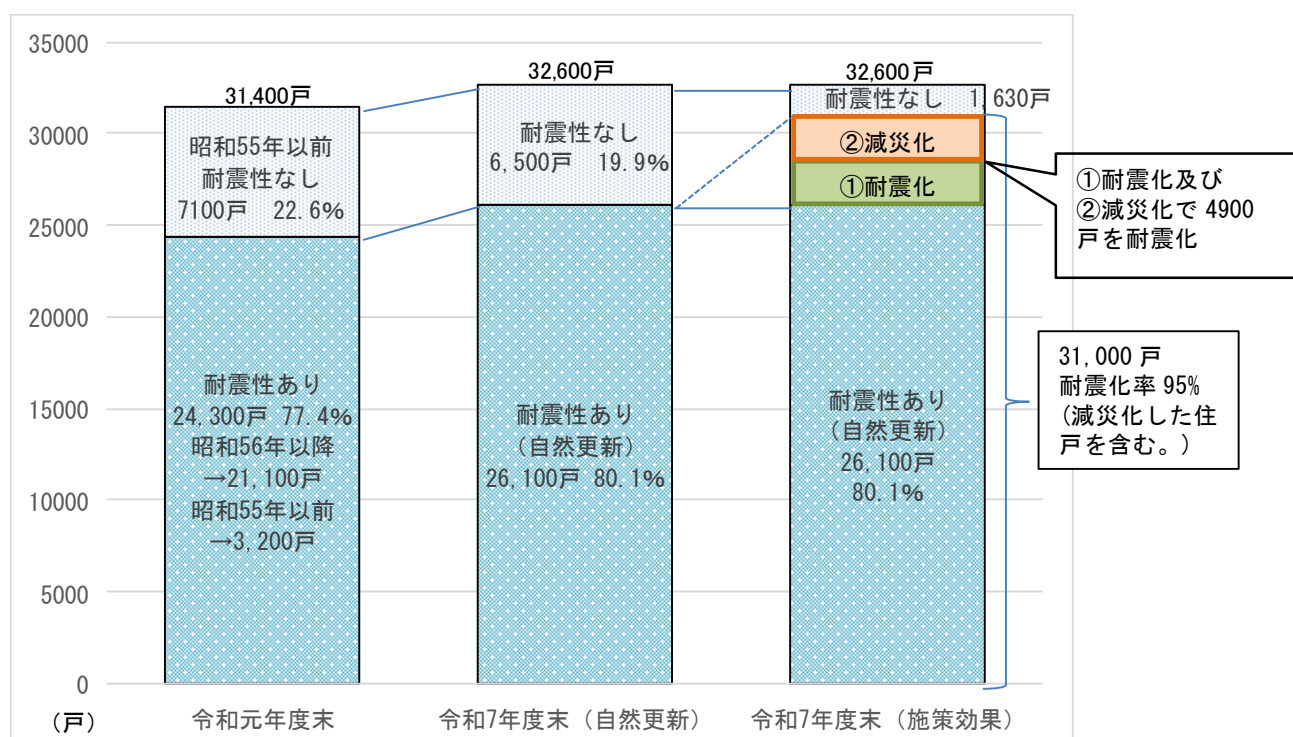


図 5-2：住宅の耐震化の現状と令和 7 年度末の見込みと目標

※減災化：耐震性が不足していることが分かっているが、経済的な理由等により、すぐには耐震化によって安全性が確保できない場合に、地震による住宅の倒壊から人の命を守るために耐震シェルターや耐震ベッド等を設置することで、地震による住宅への被害を少しでも軽減しようとする。

3 多数の者が利用する建築物の耐震化

(1) 耐震化の見込み

令和元年度で多数の者が利用する建築物の耐震化の状況は、総棟数が 145 棟であるのに対して、耐震性があると判断される建築物が 124 棟で耐震化率は約 85.5%となっています。

一方、推計によると令和 7 年度の多数の者が利用する建築物の総棟数は 143 棟と減少し、多数の者が利用する建築物の除却や改修がこれまでのペースで進むと仮定した場合、耐震性があると判断される建築物は 129 棟となり、自然更新による令和 7 年度の耐震化率は約 90.2%が見込まれます。

(2) 耐震化の目標

現状の耐震化率や自然更新による耐震化率の見込み等を踏まえ、多数の者が利用する建築物の耐震化の目標を 95%と設定します。目標の達成に向けて自然更新に加えさらに 7 棟の耐震化が必要です。

表 5-3：多数の者が利用する建築物の耐震化の目標

現状の耐震化率	自然更新による耐震化率の見込み	目標耐震化率	目標の達成に向けて
85.5% (124 棟)	90.2% (129 棟)	95% (136 棟)	7 棟の耐震化が必要となります。

カッコ内は、耐震性のある多数の者が利用する建築物数

多数の者が利用する建築物のうち公共建築物が先導して耐震性を確保し、民間建築物についても耐震化の促進を図っていくことで、公共建築物については耐震化率 100%の達成を目指し、民間建築物を合わせた全体では、耐震化率 95%を目指します。

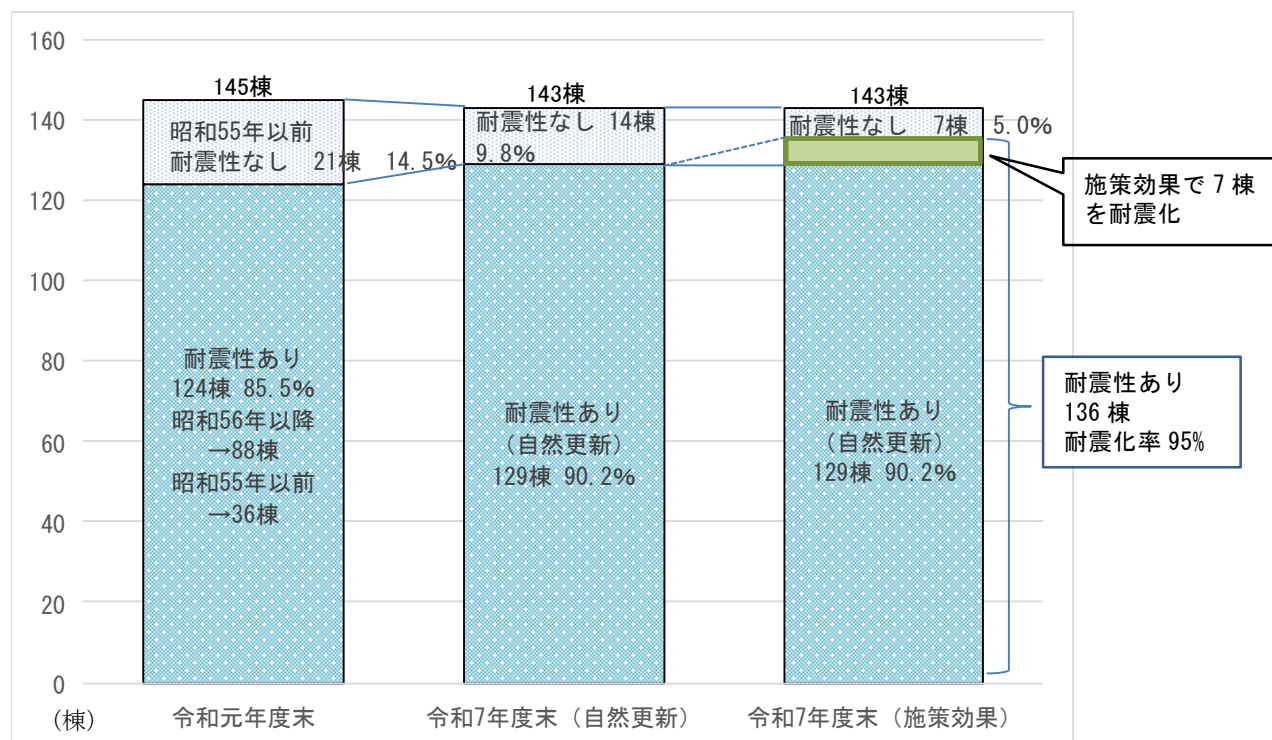


図 5-3：多数の者が利用する建築物の耐震化の現状と令和 7 年度の見込みと目標

4 危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物の目標

火薬類、石油類その他耐震改修促進法施行令で定める危険物の貯蔵場又は処理場についての具体的な目標については、耐震化の進捗状況を把握確認しながら、情報公開の適否に係る課題などを考慮しつつ、今後耐震化を図ります。

5 通行障害建築物の目標

通行障害建築物については、今後、群馬県地域防災計画で定める緊急輸送道路沿道や避難路等の沿道の建築物を調査・把握しながら、順次目標を定めるものとします。

また、多数の者が利用する建築物等と重複するものを優先して耐震化を図ります。

第6章 耐震化を促進するための総合的な取り組み

1 耐震診断及び耐震改修に係る基本的な取り組み方針

住宅や建築物の耐震化の促進のためには、その所有者が地震防災対策を自らの問題、地域の問題として意識して耐震化に取り組むことが重要です。

本市は、こうした取り組みをできる限り支援するという観点から、所有者にとって耐震化を行いやすい環境の整備や負担の軽減を図るため、以下の方針で耐震化の促進に取り組んでいきます。

(1) 住宅・建築物の所有者の役割と取り組み方針

住宅・建築物の所有者は、地震防災対策を自らの問題のみならず、地域の問題としての認識をもち、住宅・建築物の地震に対する安全性の確保や向上を図るため、昭和56年の新耐震基準の施行以前に建てられた住宅・建築物の耐震診断・耐震改修、建て替え等に努め、自ら「生命・財産を守る」ことを基本として、主体的に耐震化に取り組むよう努めます。

(2) 行政の役割

国・県・市は、こうした所有者の取り組みを支援するという観点から、所有者にとって耐震診断及び耐震改修を行いやすい環境の整備や情報発信、負担軽減のための制度の創設など必要な取り組みを総合的に進めていきます。

(3) 本市の役割と取り組み方針

本市は、「市民の生命・財産を守る」ことを基本とし、本計画に基づき、市有建築物の優先的かつ計画的な耐震化を促進していくとともに、地震に強いまちづくりを推進していきます。

2 住宅の耐震化の促進施策

(1) 住宅の耐震化の促進のための取組

住宅の耐震化を加速させるためには、個別訪問等による住宅所有者への直接的な働きかけや、耐震診断後に改修補助制度等を案内したり相談を受けたりするなど、住宅所有者にあわせてきめ細やかな取り組みを行うことが重要になります。本市では、住宅耐震化に向けた積極的な取り組みを位置づけた「住宅耐震化緊急促進アクションプログラム（以下「アクションプログラム」という。）を別途策定し、住宅の耐震化を促進します。

(2) アクションプログラムによる取組内容

① 住宅所有者に対する直接的な耐震化の促進

耐震化普及啓発・補助リーフレットを、固定資産税納税通知書に同封し、住宅所有者に配布する等により、直接的な耐震化の促進に取り組めます。

② 耐震診断実施者に対する耐震化促進

耐震診断の結果、耐震性が不足していた場合、診断士又は市職員が診断結果を説明し補助制度の案内や相談を実施します。また、過去に耐震性無と診断され、耐震改修が未実施の住宅に対し、働きかけ、耐震診断支援した住宅の所有者に対して耐震改修を促し、耐震化の促

進に取り組めます。

③ 改修事業者の技術力向上等

改修事業者に対する耐震講習会を、群馬県と共同で開催します。また、改修事業者のリストを群馬県と共同で作成し、公表することで、改修事業者等の技術力向上を図る取組及び住宅所有者から事業者等への接触が容易となるよう、取り組めます。

④ 一般住民への周知普及

市の広報紙やホームページで耐震改修の必要性和補助制度を周知します。市役所のエントランスにブースを展示する等により、市民に耐震化の必要性を普及・啓発し、また、窓口でリーフレットを配布し耐震改修の必要性和補助制度を周知します。

(3) 地震防災マップ等を活用した意識啓発

本市は、地震による地域の揺れやすさや危険度を示した「藤岡市地震防災マップ」の作成を平成 22 年 3 月に行いました。引き続き、耐震診断や耐震改修工事の内容や支援事業等に関する広報紙への掲載、パンフレット等の作成及び公表を通じて、耐震改修促進に向けた啓発や知識の普及に努めます。

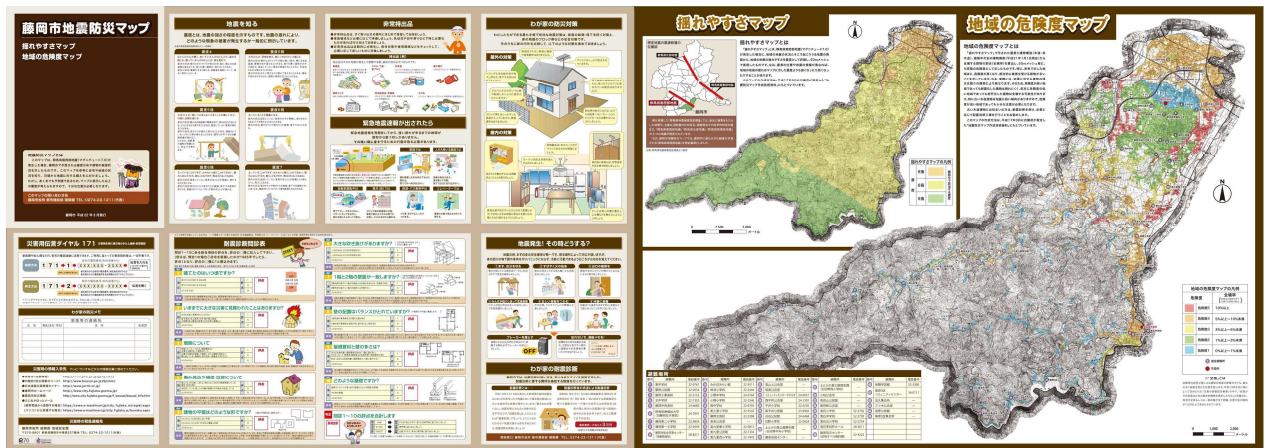


図 6-1：藤岡市地震防災マップ（平成 22 年 3 月作成）

3 耐震診断・改修の促進を図るための支援策

(1) 本市が行う支援制度

耐震診断及び耐震改修に関する国の補助制度を活用し、住宅の所有者が耐震診断及び耐震改修を円滑にできるように支援します。

① 木造住宅耐震診断事業

住宅の耐震化を促進するためには、まず住宅所有者が自宅の耐震性の状況について知ることが重要です。本市では、昭和 56 年 5 月 31 日以前に建築された木造住宅の耐震診断を行うために、耐震診断士を無料で派遣し、一般診断を行うことで、耐震診断を支援します。

② 木造住宅精密診断補助事業

住宅の所有者が自宅の耐震性の状況を一般診断より詳しく知る必要があり、精密診断を行った場合は、本市は、その精密診断の費用の一部を補助し、耐震診断を支援します。

③ 木造住宅耐震改修補助事業

ア 耐震改修補助事業

住宅の所有者が一般診断又は精密診断を行い、耐震性不足が指摘された場合は、そこで

生活している人の命や財産を守るため、現在の耐震基準を満たすように住宅の強度を増すための耐震改修工事を実施することが必要です。本市は、工事監理費を含めた耐震改修の費用の一部を補助し、耐震化を支援します。

イ 耐震シェルター等設置事業

住宅の所有者が経済的な理由等で大がかりな耐震改修工事が出来ない場合は、耐震シェルターや耐震ベッドを設置することが地震被害を軽減する減災化が有効な手段になります。本市は、耐震シェルター等を設置する費用の一部を補助し、減災化を支援します。

④ 空き家解体補助事業

空き家には居住者がいないため、地震被害で倒壊しても、その住宅の所有者が被害にあうことはありませんが、空き家が地震により倒壊した場合に、隣地に被害をもたらす恐れがあります。また、空き家の倒壊により道路等を閉塞することで、周辺住民の避難に支障をきたす恐れがあります。空き家対策部局と連携し、耐震性の状況に関わらず、1年以上空き家になっている住宅の解体費用の一部を補助し、空き家の除却を促進します。

表 6-1：木造住宅の耐震化補助制度等の実績（平成 28 年度～令和元年度）

補助制度		H28	H29	H30	R1	計	補助金上限額
耐震診断事業	診断士派遣 一般診断	0	1	0	0	1	—
精密診断補助事業	精密診断補助	0	0	0	0	0	5 万円
耐震改修補助事業	耐震改修補助	0	0	0	0	0	80 万円
	耐震シェルター等設置補助	—	—	—	0	0	30 万円
空き家解体補助事業		—	—	—	6	6	20 万円

（２） 税制上の優遇制度

建築物の耐震化を促進するための施策として、平成 18 年度の税制改正により「住宅・建築物に係る耐震改修促進税制」が創設されました。

また、（独）住宅金融支援機構（旧住宅金融公庫）が実施している耐震改修工事を行うリフォーム融資についても情報提供に努め、耐震化の促進を図ります。

4 避難路の指定及び沿道建築物

(1) 通行障害建築物

耐震改修促進法では、建築物が地震によって倒壊した場合において、通路の通行を妨げ、多数の者の円滑な避難を困難とすることを防止するため、前面道路の幅員に対し一定の高さを有する建築物（以下「通行障害建築物」という。）のうち既存耐震不適格建築物（耐震不明建築物であるものに限る。）であるもの（以下「通行障害既存耐震不適格建築物」という。）について、耐震診断を行わせ、又はその促進を図り、及び耐震改修の促進を図ることが必要と認められる場合には、都道府県又は市町村の耐震改修促進計画において、地震発生時に通行を確保すべき道路（以下「避難路」という。）を指定することが出来ると規定されています。

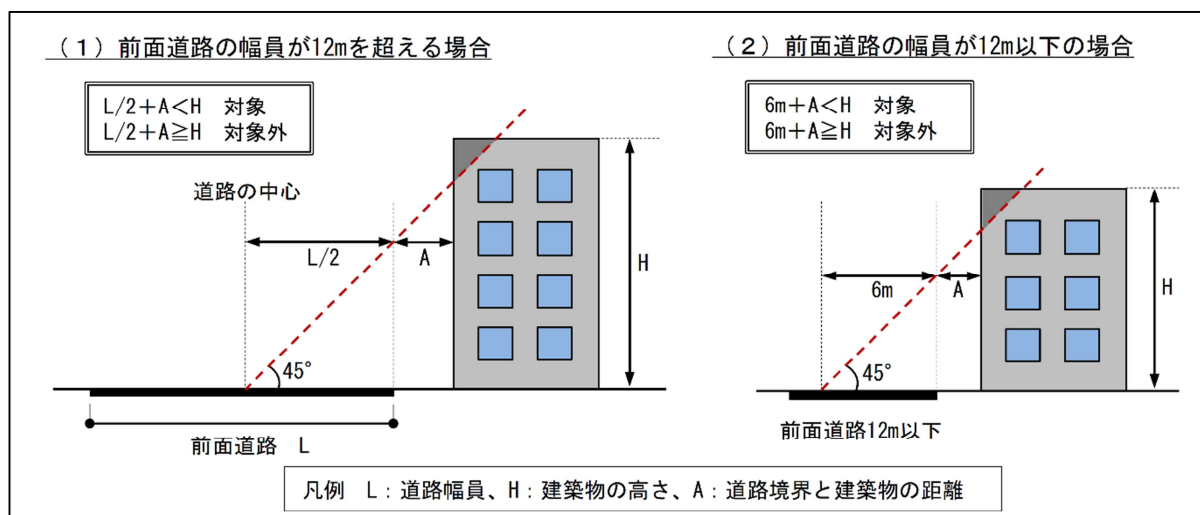


図 6-2：通行障害建築物の対象となる要件

また、避難路の指定に際しては、耐震改修促進法において、地方公共団体の規則に基づき、地形、道路の構造その他の状況に応じ、通行障害建築物の要件の緩和が可能とされており、群馬県耐震改修促進計画では、以下の通り要件の緩和の規定を設けることとしています。

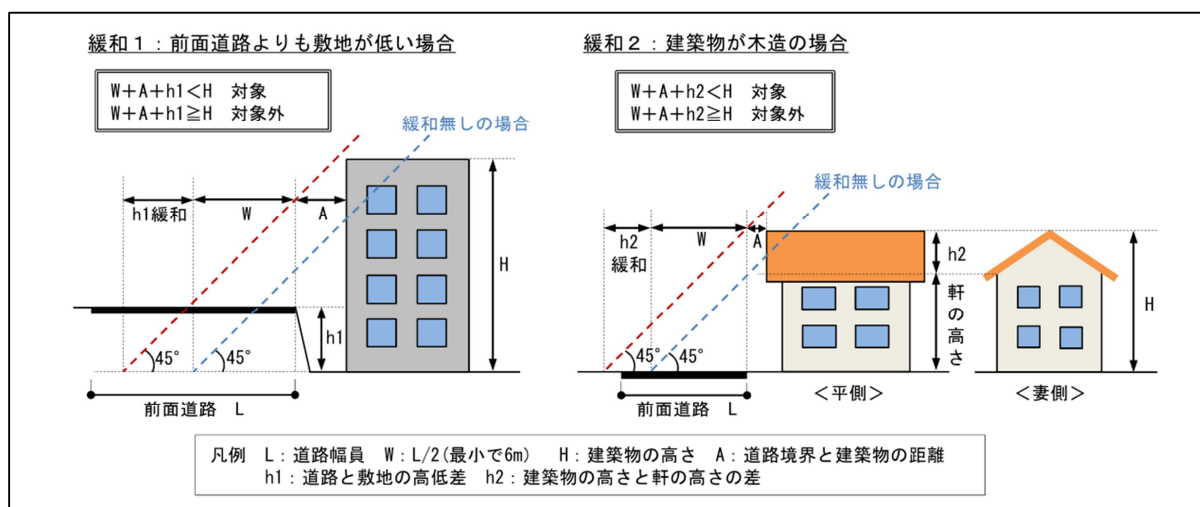


図 6-3：通行障害建築物の要件の緩和

(2) 通行障害建築物の対象とすることが可能となったブロック塀等

平成 30 年の法令改正により、耐震診断が義務付けられる通行障害建築物にブロック塀等が追加されています。対象は、その前面道路に面する部分の長さが 25m を超え、かつ、その前面道路に面する部分のいずれかの高さが、当該部分から当該前面道路の境界線までの水平距離に当該前面道路の幅員の 2 分の 1 に相当する距離を加えた数値を 2.5 で除して得た数値を超えるブロック塀等であって、建物に附属するものとなっています。

また、対象となるブロック塀等の長さや高さは、地方公共団体の規則に基づき一定の範囲内で低減することが可能となっています。

群馬県耐震改修促進計画においては、ブロック塀等は通行障害建築物の対象とせず、所有者への普及啓発をはじめとした取り組みを行うことで、安全確保対策を進めることとしており、本計画においても同様とします。

(3) 緊急輸送道路

群馬県では、群馬県地域防災計画において、大規模な地震等の災害が発生した場合に救命活動や物資輸送を行うための緊急輸送道路（以下「群馬県緊急輸送道路」という。）（【資料 6】参照）を定めています。

この群馬県緊急輸送道路は、地震発生時に市町村の区域を越えて通行を確保すべき道路であり、地震の揺れによる建築物の倒壊によって、住民の避難や緊急車両の通行の妨げが起こらないよう、沿道建築物の耐震化を優先的に進める必要があります。

そこで、群馬県耐震改修促進計画においては、群馬県緊急輸送道路を避難路に指定し、通行障害既存耐震不適格建築物（建物）の耐震化を促進しています。

本計画においては、県と連携して群馬県緊急輸送道路における通行障害既存耐震不適格建築物（建物）の耐震化を促進します。

(4) 耐震診断義務付け道路

群馬県では、重点的な取り組みを行うため、第 1 次群馬県緊急輸送道路のうち特に重要な広域ネットワークを形成している道路を、耐震改修促進法第 5 条第 3 項第 2 号の規定に基づく避難路（以下「耐震診断義務付け道路」という。）に指定し、当該道路沿道の通行障害既存耐震不適格建築物（建物）の耐震診断の義務付けを行っています（令和 2 年 4 月 1 日に第 2 期計画にて指定）。耐震診断の義務付けを指定する道路は表 6-2、図 6-4 のとおりとし、所管行政庁への耐震診断の結果の報告期日は、令和 5 年 3 月 31 日としています。報告期日後、所管行政庁において、耐震診断の結果の公表を行うこととなっています。

なお、本市には耐震診断義務付け対象となる通行障害既存不適格建築物は、ありません。

(5) 耐震化努力義務道路

群馬県では、耐震診断義務付け道路を除く群馬県緊急輸送道路を、図 6-4 のとおり耐震改修促進法第 5 条第 3 項第 3 号の規定に基づく避難路（耐震化努力義務道路）に指定し、当該道路沿道の通行障害既存耐震不適格建築物（建物）について、耐震診断や耐震改修の努力義務を課し、所管行政庁が必要な場合に所有者に対し指示を行えるようにしています（令和 2 年 4 月 1 日に第 2 期計画にて指定）。対象建築物の特定を進め、所有者に対し、県と市が連携して耐

震診断や耐震改修の普及啓発に取り組みます。

表 6-2：耐震診断義務付け道路

番号	路 線 名	区 間
1	東北自動車道	県内全域
2	北関東自動車道	県内全域
3	関越自動車道	県内全域
4	上信越自動車道	県内全域
5	国道 17 号（上武道路含む）	県内全域
6	国道 18 号	県内全域
7	国道 50 号	県内全域
8	東毛広域幹線道路（国道 354 号）	高崎市栄町～邑楽郡板倉町大字下五箇

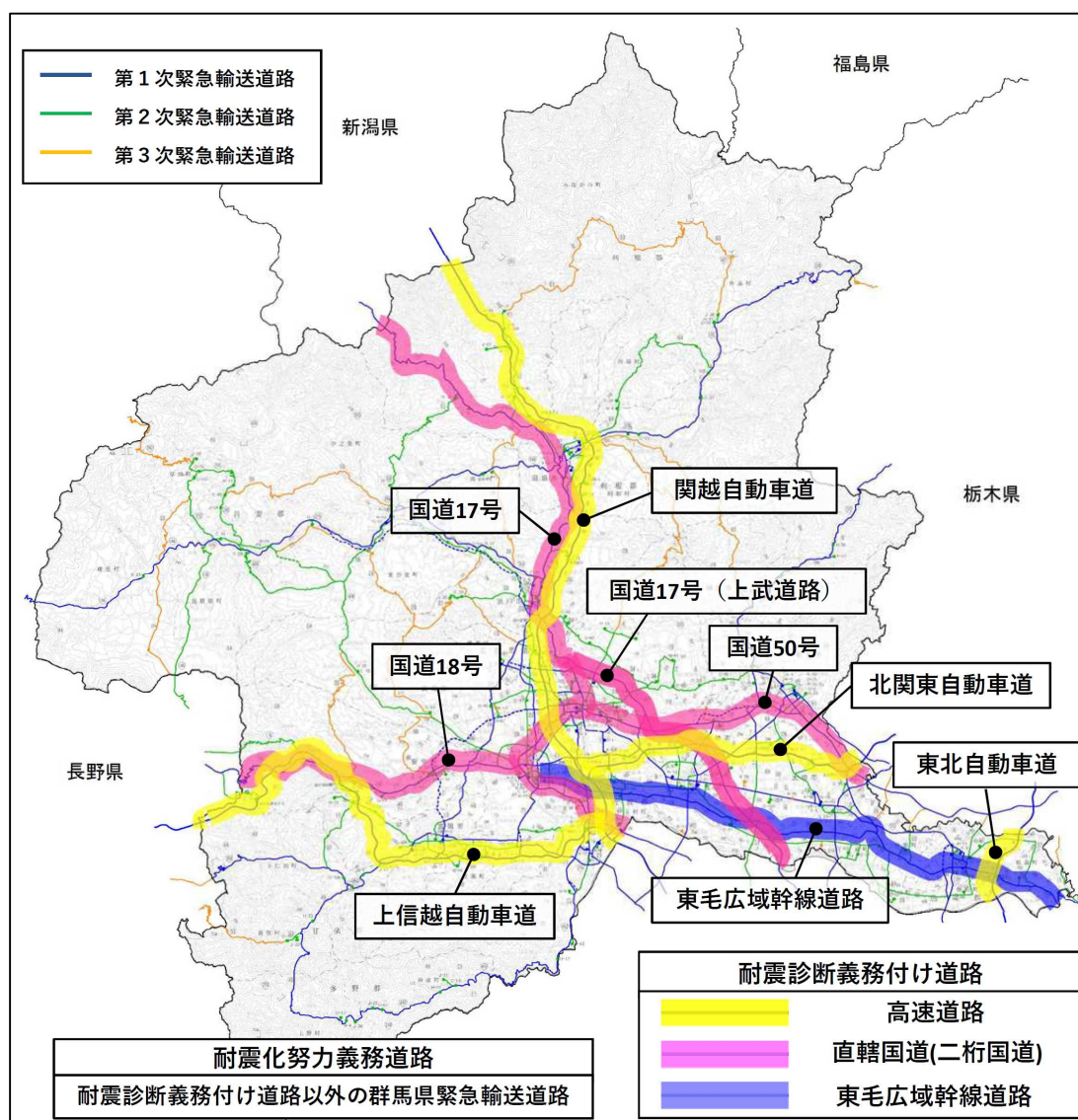


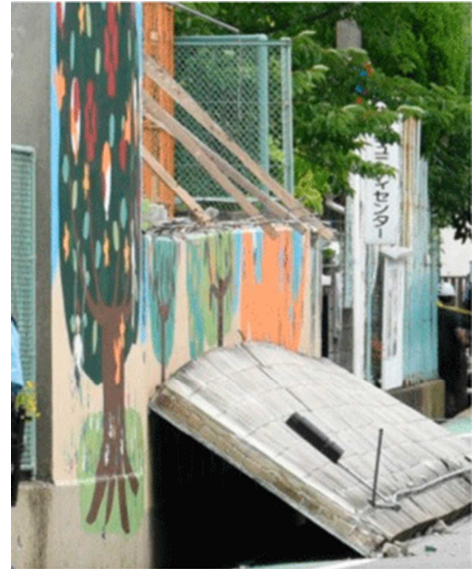
図 6-4：群馬県緊急輸送道路ネットワーク図（平成 30 年 3 月）及び耐震診断義務付け道路・耐震化努力義務道路（群馬県耐震改修促進計画令和 2 年 4 月 1 日指定）

5 安全対策に関する取り組み

(1) ブロック塀等の安全対策

昭和53年の宮城県沖地震や平成15年の十勝沖地震、平成30年の大阪府北部地震では耐震対策が不十分なブロック塀等の下敷きとなり、多くの方が犠牲となりました。死傷者のでる恐れがあることに加えて道路を塞ぎ、避難や救急・救命活動を妨げることから、ブロック塀・屋外広告物・自動販売機等では、点検活動の推進、危険なブロック塀の補強及び生垣等への改善、落下防止の安全対策を行うよう、安全な設置方法等の普及・啓発を行っています。

また、通学路等の沿道をはじめとしたブロック塀等について、安全パトロールや危険なブロック塀等の所有者への注意喚起などの取り組みや、建築確認申請時等に、当該敷地内に既存ブロック塀等がある場合は、安全性の確認にかかる指導等を行い、ブロック塀等の安全確保を促進します。



▲大阪府北部地震によるブロック塀の倒壊

(出典：内閣府防災情報のページ)

(2) 天井等の非構造部材の脱落対策

過去、地震時に体育館、劇場などの大規模空間を有する建築物の天井が脱落して、甚大な被害が発生しており、天井の脱落対策に関する新たな基準が制定されています。

そこで、建築物の所有者等へ天井等の構造・施工状態の早期点検を促すとともに、適切な施工技術及び補強方法の普及徹底を図り、必要に応じた改善指導等を引き続き行います。

(3) エレベーター・エスカレーターの防災対策改修

これまで、地震時にエレベーターが緊急停止し、かご内に人が閉じ込められるなど多くの被害が発生しています。また、東日本大震災によるエレベーターの釣合おもりの脱落やレールの変形、エスカレーターの脱落などの被害事例を受けて、エレベーターやエスカレーターの技術基準等について、建築基準法施行令及び告示が改正されています。

そこで、エレベーターやエスカレーターの建築基準法の定期検査などの機会を捉えて、建築物の所有者等に地震時のリスクなどを周知し、安全性の確保を図るよう指導します。

また、建物管理者・保守会社等や消防部局との連携による救出・復旧体制の整備などを促進するとともに、地震時のエレベーターの運行方法や閉じ込められた場合の対処方法などについて、建物管理者や利用者に広く周知を図ります。

第7章 耐震改修等を促進するための指導や命令等

1 耐震改修促進法による指導等の実施

(1) 法による耐震診断又は耐震改修の指導等

所管行政庁※は、耐震改修促進法第14条に規定する特定既存耐震不適格建築物の所有者に対し、必要に応じて指導、助言、指示及び公表を行うことができます。また、同法第16条に規定する特定既存耐震不適格建築物以外の既存耐震不適格建築物の所有者に対しては、指導及び助言を行うことができます。

※所管行政庁：建築基準法第6条第1項第一号から第三号の建築物については群馬県、同法第6条第1項第四号の建築物については藤岡市となります。

法第6条第1項第四号の建築物：一般用途の建築物で、木造2階建て以下で延べ面積500㎡以下、又は木造以外の平屋建てで延べ面積200㎡以下のものをいいます。

(2) 耐震診断又は耐震改修の指導等の方法

「指導・助言」は、建築物の耐震診断・耐震改修の必要性を説明して、耐震化の実施に関する啓発文書を送付し、相談に応じる方法で行います。

「指示」は、特に倒壊を防止する必要があるものに対して、指導及び助言のみでは協力が得られない場合に、指示書を交付する等の方法で行います。

「公表」は“正当な理由”がなく、耐震診断・耐震改修の「指示」に従わないときに行います。

2 建築基準法による勧告または命令等の実施

耐震改修促進法に基づく指導・助言、指示等を行ったにもかかわらず、当該耐震診断義務付け対象建築物の所有者が必要な対策をとらなかった場合には、所管行政庁は、構造耐力上主要な部分の地震に対する安全性について著しく保安上危険であると認められる建築物については速やかに建築基準法第10条第3項の規定に基づく命令を、損傷、腐食その他の劣化が進み、そのまま放置すれば著しく保安上危険となるおそれがあると認められる建築物については、同条第1項の規定に基づく勧告や同条第2項の規定に基づく命令を行います。

第8章 建築物の耐震化を促進するための体制づくり

1 県、市町村、所有者、関係団体などの連携・役割分担

(1) 基本的な考え方

住宅・建築物の所有者等の自助努力と各主体の連携・役割分担により耐震化を進めます。

① 住宅・建築物の所有者等が自助努力で耐震化を図ることが重要です。

住宅・建築物の耐震化の促進のためには、まず、住宅・建築物の所有者等が、地域防災対策を自らの問題、地域の問題として意識して取り組むことが不可欠です。自らの生命や財産は、自らが守ることが大原則であり、自分の住宅・建築物が地域の安全性向上の支障とならないように配慮することが基本です。住宅・建築物の所有者等は、このことを十分に認識して自助努力の下、耐震化を進めることが重要です。

② 行政は住宅・建築物の所有者等が行う耐震化を支援します。

国・県・市町村は、こうした所有者等の取り組みを支援するという観点から、所有者等にとって耐震診断及び耐震改修を行いやすい環境の整備や情報発信、負担軽減のための制度の創設など必要な取り組みを総合的に進めていきます。

③ 建築士・施工者が耐震化の担い手として活躍できるようにします。

国・県・市町村は、建築士・施工者が住宅や建築物の耐震化の担い手として活躍できる環境整備を図ります。

(2) 役割分担

住宅及び建築物の所有者等と国、県、市町村、建築関係団体、建築士・施工者及び地域組織は、それぞれの役割分担の下、相互に連携を図りながら建築物の耐震診断・改修の促進に努めます。

(3) 県との連携

国の基本方針を踏まえると共に、県計画の進捗との整合に配慮して、本計画の推進を図ります。

また、国及び県が行う補助・融資・税制等の支援制度を活用すると共に、県との連携を図りながら、耐震化の支援等を進めます。

(4) 所管行政庁等との連携

耐震改修等を促進するため、群馬県及び市町村で構成される「群馬県建築物等耐震化推進連絡会議」が設置されており、県内市町村の関係課や所管行政庁と連携を図りながら、建築物の耐震改修の促進に努めます。

【群馬県建築物等耐震化推進連絡会議の事業】

- ・群馬県と県内の35市町村の建築主務課により構成され、建築物等の耐震化推進に関する県、市町村及び建築物の所有者等の役割分担や、効果的な施策の実施について連携を図り、耐震改修促進計画の実効性を確保します。

2 計画の進行と管理

本計画に位置づけられた市有建築物の耐震化については、目標の達成に向けて進捗状況を定期的に確認します。

住宅については、毎年度の耐震診断、耐震改修費補助の実績や、建て替えの状況等を把握して耐震化の促進を図ります。

民間が所有する特定既存耐震不適格建築物については、耐震化が推進されるように所管行政庁である群馬県と連携を図ります。

資 料

- 資料1 耐震改修促進法改正の概要
- 資料2 建築物の安全性の考え方について
- 資料3 建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針
- 資料4 特定既存耐震不適格建築物等
- 資料5 特定既存耐震不適格建築物となる危険物の数量一覧
- 資料6 緊急輸送道路・避難場所
 - 群馬県緊急輸送道路
 - 避難場所一覧
- 資料7 木造戸建て住宅の耐震化に関する所有者アンケート結果（群馬県）
 - 旧耐震基準住宅の所有者の属性
 - 耐震化に関する所有者の知識・意識等
 - 耐震改修等に関する所有者の意向
 - 減災化等に関する所有者の意向
- 資料8 多数の者が利用する民間建築物の耐震化に関する所有者アンケート結果（群馬県）
 - 多数の者が利用する民間建築物の所有者の属性
 - 耐震診断・耐震改修の実施状況・意向
 - 耐震診断・耐震改修の阻害要因
- 資料9 ブロック塀等の安全に関する所有者アンケート結果（群馬県）
 - 既存ブロック塀等の所有者属性
 - ブロック塀等の安全に関する所有者の認識
 - 安全確保対策にかかる所有者の意向

【資料 1】 耐震改修促進法改正の概要

平成25年11月25日に施行された、耐震改修促進法の主な改正点は次のとおりです。

建築物の耐震改修の促進に関する法律の概要

平成7年12月25日施行
平成18年1月26日改正法施行
平成25年11月25日改正法施行
平成31年1月1日改正政令施行

国土交通省

国による基本方針の作成

- 住宅、多数の者が利用する建築物の耐震化の目標（75%（H15）→少なくとも95%（H32）、耐震性が不十分な住宅をおおむね解消（H37））
- 耐震化の促進を図るための施策の方針
- 相談体制の整備等の啓発、知識の普及方針
- 耐震診断、耐震改修の方法（指針）
- ブロック塀等の安全対策

都道府県・市町村による耐震改修促進計画の作成

- 建築物の耐震診断及び改修の目標
- 防災拠点建築物の指定（都道府県、市町村）
- 目標達成のための具体的な施策
- 防災拠点建築物の指定（都道府県）

(1) 建築物の耐震化の促進のための規制措置

指導・助言対象（全ての既存耐震不適格建築物）

- 多数の者が利用する一定規模以上の建築物
- 一定量以上の危険物を取り扱う貯蔵場、処理場
- 住宅や小規模建築物等

指示・公表対象

- 不特定多数の者が利用する建築物及び避難弱者が利用する建築物のうち一定規模以上のもの
- 都道府県又は市町村が指定する避難路沿道建築物
- 一定量以上の危険物を取り扱う貯蔵場、処理場のうち一定規模以上のもの

耐震診断の義務付け・結果の公表

要緊急安全確認大規模建築物

- 病院、店舗、旅館等の不特定多数の者が利用する建築物及び学校、老人ホーム等の避難弱者が利用する建築物のうち大規模なもの
- 一定量以上の危険物を取り扱う貯蔵場、処理場のうち大規模なもの

要安全確認計画記載建築物（耐震改修促進計画に位置付け）

- 都道府県又は市町村が指定する緊急輸送道路等の避難路沿道建築物（建物に附属するブロック塀等を対象に追加）
- 都道府県が指定する庁舎、避難所等の防災拠点建築物

(2) 建築物の耐震化の円滑な促進のための措置

耐震改修計画の認定

- ・地震に対する安全性が確保される場合は既存不適格のままでも可とする特例
- ・耐火建築物、建ぺい率、容積率の特例

区分所有建築物の耐震改修の必要性に係る認定

- ・大規模な耐震改修を行うとする場合の決議要件を緩和。（区分所有法の特例：3/4以上→過半数）

耐震性に係る表示制度（任意）

- ・耐震性が確保されている旨の認定を受けた建築物について、その旨を表示。

耐震改修支援センター

- ・耐震診断・耐震改修を円滑に進めるための情報提供等の総合的な支援を実施

補助等の実施

- ・住宅・建築物安全ストック形成事業
- ・耐震対策緊急促進事業
- ・耐震改修促進税制 等

耐震改修促進法の改正の概要（施行：平成25年11月25日）

国土交通省

(1) 耐震診断の義務付け・結果の公表

病院、店舗、旅館等の不特定多数の者が利用する建築物及び学校、老人ホーム等の避難弱者が利用する建築物のうち大規模なもの等について、耐震診断の実施とその結果の報告を義務付け、所管行政庁において当該結果の公表を行う。

① 要緊急安全確認大規模建築物

イ 不特定多数の者が利用する大規模建築物

- ＜対象建築物＞ ※ 所管行政庁が1棟ごとに判断
- ・病院、店舗、旅館等 : 階数3以上かつ床面積の合計5,000㎡以上
 - ・体育館 : 階数1以上かつ床面積の合計5,000㎡以上

ロ 避難確保上特に配慮を要する者が利用する大規模建築物

- ＜対象建築物＞
- ・老人ホーム等 : 階数2以上かつ床面積の合計5,000㎡以上
 - ・小学校、中学校等 : 階数2以上かつ床面積の合計3,000㎡以上
 - ・幼稚園、保育所 : 階数2以上かつ床面積の合計1,500㎡以上

ハ 一定量以上の危険物を取り扱う大規模な貯蔵場等

- ＜対象建築物＞
- ・危険物貯蔵場等 : 階数1以上かつ床面積の合計5,000㎡以上（敷地境界線から一定距離以内に存する建築物に限る）

耐震診断結果の報告期限

平成27年12月31日まで

② 要安全確認計画記載建築物

イ 緊急輸送道路等の避難路沿道建築物

都道府県又は市町村が
避難路を指定

＜対象建築物＞

1. 倒壊した場合において、前面道路の過半を閉塞する恐れのある建築物（高さ6mを超えるもの）（右図1参照）
2. 倒壊した場合において、前面道路の過半を閉塞する恐れのある組積造の塀（長さ25mを超えるもの）（右図2参照）
※平成31年1月1日施行の改正政令で追加

ただし、1、2共に、地形、道路の構造その他の状況により、
地方公共団体が一定の範囲において規則で別の定めをすることが可能。

ロ 防災拠点建築物

都道府県が指定

＜対象建築物＞

庁舎、病院、避難所となる体育館など

避難所として利用する旅館・ホテルなども位置づけが可能

図1：耐震診断義務付け対象の避難路沿道建築物

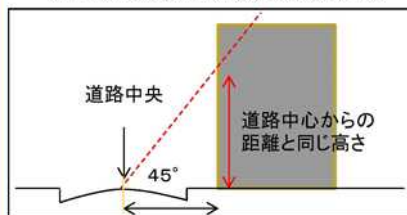
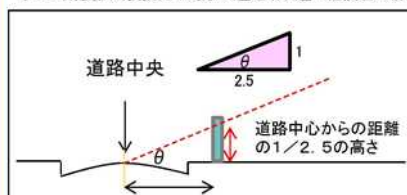


図2：耐震診断義務付け対象の避難路沿道の組積造の塀



耐震診断結果の報告期限

イ、ロ共に

地方公共団体が定める日まで

耐震診断の義務付けの全体の流れ

耐震診断の実施

- 病院、旅館などの不特定多数の方が利用される大規模建築物等
平成27年12月31日まで

結果の報告

- 避難路沿道建築物、防災拠点建築物
地方公共団体が定める日まで

とりまとめ

耐震診断結果の公表

（耐震改修の指導・助言）

＜公表方法＞

- 病院、旅館などの不特定多数の方が利用される大規模建築物等：用途ごと
- 避難路沿道建築物、防災拠点建築物：報告期限ごと

に取りまとめて、インターネット等により公表

＜公表内容＞

- 建築物の概要（名称、位置、用途等）
- 耐震診断の結果
- 耐震改修等の予定

(2) 建築物の耐震化の円滑な促進のための措置

耐震改修計画の認定基準の緩和及び容積率・建ぺい率の特例

○新たな耐震改修工法も認定可能になるよう、耐震改修計画の認定制度について対象工事の拡大及び容積率・建ぺい率の特例措置の創設。

【認定対象となる増築工事の例】



区分所有建築物の耐震改修の必要性に係る認定

○耐震改修の必要性の認定を受けた区分所有建築物(マンション等)について、大規模な耐震改修を行おうとする場合の決議要件を緩和。(区分所有法の特例:3/4→1/2)

耐震性に係る表示制度の創設

○耐震性が確保されている旨の認定を受けた建築物について、その旨を表示できる制度を創設。



表示の様式

【資料 2】 建築物の安全性の考え方について

建築物の安全性については、建築物の着工時期や耐震診断の結果に応じて、耐震性能の有無を判断します。

また、昭和53年の宮城県沖地震後、これまでの耐震基準が抜本的に見直され、昭和56年6月に建築基準法の改正が行われました。この改正を境にして昭和56年5月末以前の基準を「旧耐震基準」、昭和56年6月以降の基準を「新耐震基準」として区分しています。

建築物の着工時期が 昭和56年5月末以前	⇒ 耐震診断未実施	⇒ 耐震性無しとみなす
	⇒ 耐震診断実施	⇒ { 木造建築物 ①－1 参照 その他の建築物 ①－2 参照
建築物の着工時期が 昭和56年6月以降	⇒ 耐震性有り	②参照

① 昭和56年5月以前に着工した建築物

旧耐震基準で建築された建築物は、耐震診断を行い、一定の基準を満たすものについては「耐震性有り」とみなします。また、耐震診断を実施していない建築物については、「耐震性無し」とみなします。

①－1 木造住宅

各階の張り間方向及びけた行き方向の構造耐震指標を既定の定めるところにより求め、下表により、構造耐力上主要な部分の地震に対する安全性を評価します。

構造耐震指標 (Iw)	構造耐力上主要な部分の地震に対する安全性
Iwが0.7未満の場合	地震の震動及び衝撃に対して倒壊し、又は、崩壊する危険性が高い。
Iwが0.7以上1.0未満の場合	地震の震動及び衝撃に対して倒壊し、又は、崩壊する危険性がある。
Iwが1.0以上の場合	地震の震動及び衝撃に対して倒壊し、又は、崩壊する危険性が低い。

※Iwは当該建築物の各階の張り間方向又はけた行き方向の数値

Iw値が1.0以上の場合、要求される耐震性能を有し、1.0未満の場合、耐震性能が低く補強の必要があると評価されます。

①－2 鉄骨造、鉄筋コンクリート造、鉄筋鉄骨コンクリート造等の建築物

各階の構造耐震指標を規定に定めるところにより求め、下表により、構造耐力上主要な部分の地震に対する安全性を評価します。

構造耐震指標 (Is)	構造耐力上主要な部分の地震に対する安全性
Isが0.3 未満の場合	地震の震動及び衝撃に対して倒壊し、又は、崩壊する危険性が高い。
Isが0.3 以上0.6 未満の場合	地震の震動及び衝撃に対して倒壊し、又は、崩壊する危険性がある。
Isが0.6以上の場合	地震の震動及び衝撃に対して倒壊し、又は、崩壊する危険性が低い。

※Isは当該建築物の各階の数値

Is値が0.6以上の場合、要求される耐震性能を有し、0.6未満の場合、耐震性能が低く補強の必要があると評価されます。

② 昭和56年6月以降に着工した建築物について

原則として、新耐震基準で建築された建築物については耐震性を有する建築物として判断します。

【資料３】 建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針

【平成18年1月25日国土交通省告示第184号】

最終改正 平成30年12月21日国土交通省告示1381号

平成七年一月の阪神・淡路大震災では、地震により六千四百三十四人の尊い命が奪われた。このうち地震による直接的な死者数は五千五百二人であり、さらにこの約九割の四千八百三十一人が住宅・建築物の倒壊等によるものであった。この教訓を踏まえて、建築物の耐震改修の促進に関する法律（以下「法」という。）が制定された。

しかし近年、平成十六年十月の新潟県中越地震、平成十七年三月の福岡県西方沖地震、平成二十年六月の岩手・宮城県内陸地震、平成二十八年四月の熊本地震、平成三十年九月の北海道胆振東部地震など大地震が頻発しており、特に平成二十三年三月に発生した東日本大震災は、これまでの想定をはるかに超える巨大な地震・津波により、一度の災害で戦後最大の人命が失われるなど、甚大な被害をもたらした。また、東日本大震災においては、津波による沿岸部の建築物の被害が圧倒的であったが、内陸市町村においても建築物に大きな被害が発生した。さらに、平成三十年六月の大阪府北部を震源とする地震においては塀に被害が発生した。このように、我が国において、大地震はいつどこで発生してもおかしくない状況にあるとの認識が広がっている。また、南海トラフ地震、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震及び首都直下地震については、発生の切迫性が指摘され、ひとたび地震が発生すると被害は甚大なものと想定されており、特に、南海トラフ巨大地震については、東日本大震災を上回る被害が想定されている。

建築物の耐震改修については、建築物の耐震化緊急対策方針（平成十七年九月中央防災会議決定）において、全国的に取り組むべき「社会全体の国家的な緊急課題」とされるとともに、南海トラフ地震防災対策推進基本計画（平成二十六年三月中央防災会議決定）において、十年後に死者数を概ね八割、建築物の全壊棟数を概ね五割、被害想定から減少させるという目標の達成のため、重点的に取り組むべきものとして位置づけられているところである。また、首都直下地震緊急対策推進基本計画（平成二十七年三月閣議決定）においては、十年後に死者数及び建築物の全壊棟数を被害想定から半減させるという目標の達成のため、あらゆる対策の大前提として強力に推進すべきものとして位置づけられているところである。特に切迫性の高い地震については発生までの時間が限られていることから、効果的かつ効率的に建築物の耐震改修等を実施することが求められている。

この告示は、このような認識の下に、建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るため、基本的な方針を定めるものである。

一 建築物の耐震診断及び耐震改修の促進に関する基本的な事項

1 国、地方公共団体、所有者等の役割分担

住宅・建築物の耐震化の促進のためには、まず、住宅・建築物の所有者等が、地域防災対策を自らの問題、地域の問題として意識して取り組むことが不可欠である。国及び地方公共団体は、こうした所有者等の取組をできる限り支援するという観点から、所有者等にとって耐震診断及び耐震改修を行いやすい環境の整備や負担軽減のための制度の構築など必要な施策を講じ、耐震改修の実施の阻害要因となっている課題を解決していくべきである。

2 公共建築物の耐震化の促進

公共建築物については、災害時には学校は避難場所等として活用され、病院では災害による負傷者の治療が、国及び地方公共団体の庁舎では被害情報収集や災害対策指示が行われるなど、多くの公共建築物が応急活動の拠点として活用される。このため、平常時の利用者の安全確保だけでなく、災害時の拠点施設としての機能確保の観点からも公共建築物の耐震性確保が求められるとの認識のもと、強力に公共建築物の耐震化の促進に取り組むべきである。具体的には、国及び地方公共団体は、各施設の耐震診断を速やかに行い、耐震性に係るリストを作成及び公表するとともに、整備目標及び整備プログラムの策定等を行い、計画的かつ重点的な耐震化の促進に積極的に取り組むべきである。

また、公共建築物について、法第22条第3項の規定に基づく表示を積極的に活用すべきである。

3 法に基づく指導等の実施

所管行政庁は、法に基づく指導等を次のイからハまでに掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ当該イからハまでに定める措置を適切に実施すべきである。

イ 耐震診断義務付け対象建築物

法第7条に規定する要安全確認計画記載建築物及び法附則第3条第1項に規定する要緊急安全確認大規模建築物（以下「耐震診断義務付け対象建築物」という。）については、所管行政庁は、その所有者に対して、所有する建築物が耐震診断の実施及び耐震診断の結果の報告義務の対象建築物となっている旨の十分な周知を行い、その確実な実施を図るべきである。また、期限までに耐震診断の結果を報告しない所有者に対しては、個別の通知等を行うことにより、耐震診断結果の報告をするように促し、それでもなお報告しない場合にあっては、法第8条第1項（法附則第3条第3項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、当該所有者に対し、相当の期限を定めて、耐震診断の結果の報告を行うべきことを命ずるとともに、その旨を公報、ホームページ等で公表すべきである。

法第9条（法附則第3条第3項において準用する場合を含む。）の規定に基づく報告の内容の公表については、建築物の耐震改修の促進に関する法律施行規則（平成7年建設省令第28号。以下「規則」という。）第22条（規則附則第3条において準用する場合を含む。）の規定により、所管行政庁は、当該報告の内容をとりまとめた上で公表しなければならないが、当該公表後に耐震改修等により耐震性が確保された建築物については、公表内容にその旨を付記するなど、迅速に耐震改修等に取り組んだ建築物所有者が不利になることのないよう、営業上の競争環境等にも十分に配慮し、丁寧な運用を行うべきである。

また、所管行政庁は、報告された耐震診断の結果を踏まえ、当該耐震診断義務付け対象建築物の所有者に対して、法第12条第1項の規定に基づく指導及び助言を実施するよう努めるとともに、指導に従わない者に対しては同条第2項の規定に基づき必要な指示を行い、正当な理由がなく、その指示に従わなかったときは、その旨を公報、ホームページ等を通じて公表すべきである。

さらに、指導・助言、指示等を行ったにもかかわらず、当該耐震診断義務付け対象建築物の所有者が必要な対策をとらなかった場合には、所管行政庁は、構造耐力上主要な部分の地震に対する安全性について著しく保安上危険であると認められる建築物（別添の建築

物の耐震診断及び耐震改修の実施について技術上の指針となるべき事項（以下「技術指針事項」という。）第1第1号又は第2号の規定により構造耐力上主要な部分の地震に対する安全性を評価した結果、地震の震動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性が高いと判断された建築物をいう。以下同じ。）については速やかに建築基準法（昭和25年法律第201号）第10条第3項の規定に基づく命令を、損傷、腐食その他の劣化が進み、そのまま放置すれば著しく保安上危険となるおそれがあると認められる建築物については、同条第1項の規定に基づく勧告や同条第2項の規定に基づく命令を行うべきである。

ロ 指示対象建築物

法第15条第2項に規定する特定既存耐震不適格建築物（以下「指示対象建築物」という。）については、所管行政庁は、その所有者に対して、所有する建築物が指示対象建築物である旨の周知を図るとともに、同条第1項の規定に基づく指導及び助言を実施するよう努め、指導に従わない者に対しては同条第2項の規定に基づき必要な指示を行い、正当な理由がなく、その指示に従わなかったときは、その旨を公報、ホームページ等を通じて公表すべきである。

また、指導・助言、指示等を行ったにもかかわらず、当該指示対象建築物の所有者が必要な対策をとらなかった場合には、所管行政庁は、構造耐力上主要な部分の地震に対する安全性について著しく保安上危険であると認められる建築物については速やかに建築基準法第10条第3項の規定に基づく命令を、損傷、腐食その他の劣化が進み、そのまま放置すれば著しく保安上危険となるおそれがあると認められる建築物については、同条第1項の規定に基づく勧告や同条第2項の規定に基づく命令を行うべきである。

ハ 指導・助言対象建築物

法第14条に規定する特定既存耐震不適格建築物（指示対象建築物を除く。）については、所管行政庁は、その所有者に対して、法第15条第1項の規定に基づく指導及び助言を実施するよう努めるべきである。また、法第16条第1項に規定する既存耐震不適格建築物についても、所管行政庁は、その所有者に対して、同条第2項の規定に基づく指導及び助言を実施するよう努めるべきである。

4 計画の認定等による耐震改修の促進

所管行政庁は、法第17条第3項の計画の認定、法第22条第2項の認定、法第25条第2項の認定について、適切かつ速やかな認定が行われるよう努めるべきである。国は、これらの認定について、所管行政庁による適切かつ速やかな認定が行われるよう、必要な助言、情報提供等を行うこととする。

5 所有者等の費用負担の軽減等

耐震診断及び耐震改修に要する費用は、建築物の状況や工事の内容により様々であるが、相当の費用を要することから、所有者等の費用負担の軽減を図ることが課題となっている。このため、地方公共団体は、所有者等に対する耐震診断及び耐震改修に係る助成制度等の整備や耐震改修促進税制の普及に努め、密集市街地や緊急輸送道路・避難路沿いの建築物の耐震化を促進するなど、重点的な取組を行うことが望ましい。特に、耐震診断義務付け対象建築物については早急な耐震診断の実施及び耐震改修の促進が求められることから、特に重点的な予算措置が講じられることが望ましい。国は、地方公共団体に対し、必要な助言、補

助・交付金、税の優遇措置等の制度に係る情報提供等を行うこととする。

また、法第32条の規定に基づき指定された耐震改修支援センター（以下「センター」という。）が債務保証業務、情報提供業務等を行うこととしているが、国は、センターを指定した場合においては、センターの業務が適切に運用されるよう、センターに対して必要な指導等を行うとともに、都道府県に対し、必要な情報提供等を行うこととする。

さらに、所有者等が耐震改修工事を行う際に仮住居の確保が必要となる場合については、地方公共団体が、公共賃貸住宅の空家の紹介等に努めることが望ましい。

6 相談体制の整備及び情報提供の充実

近年、悪質なリフォーム工事詐欺による被害が社会問題となっており、住宅・建築物の所有者等が安心して耐震診断及び耐震改修を実施できる環境整備が重要な課題となっている。特に、「どの事業者に頼めばよいか」、「工事費用は適正か」、「工事内容は適切か」、「改修の効果はあるのか」等の不安に対応する必要がある。このため、国は、センター等と連携し、耐震診断及び耐震改修に関する相談窓口を設置するとともに、耐震診断及び耐震改修の実施が可能な建築士及び事業者の一覧や、耐震改修工法の選択や耐震診断・耐震改修費用の判断の参考となる事例集を作成し、ホームページ等で公表を行い、併せて、地方公共団体に対し、必要な助言、情報提供等を行うこととする。また、全ての市町村は、耐震診断及び耐震改修に関する相談窓口を設置するよう努めるべきであるとともに、地方公共団体は、センター等と連携し、先進的な取組事例、耐震改修事例、一般的な工事費用、専門家・事業者情報、助成制度概要等について、情報提供の充実を図ることが望ましい。

7 専門家・事業者の育成及び技術開発

適切な耐震診断及び耐震改修が行われるためには、専門家・事業者が耐震診断及び耐震改修について必要な知識、技術等の更なる習得に努め、資質の向上を図ることが望ましい。国及び地方公共団体は、センター等の協力を得て、講習会や研修会の開催、受講者の登録・紹介制度の整備等に努めるものとする。特に、耐震診断義務付け対象建築物の耐震診断が円滑に行われるよう、国は、登録資格者講習（規則第5条に規定する登録資格者講習をいう。以下同じ。）の十分な頻度による実施、建築士による登録資格者講習の受講の促進のための情報提供の充実を図るものとする。また、簡易な耐震改修工法の開発やコストダウン等が促進されるよう、国及び地方公共団体は、関係団体と連携を図り、耐震診断及び耐震改修に関する調査及び研究を実施することとする。

8 地域における取組の推進

地方公共団体は、地域に根ざした専門家・事業者の育成、町内会や学校等を単位とした地震防災対策への取組の推進、NPOとの連携や地域における取組に対する支援、地域ごとに関係団体等からなる協議会の設置等を行うことが考えられる。国は、地方公共団体に対し、必要な助言、情報提供等を行うこととする。

9 その他の地震時の安全対策

地方公共団体及び関係団体は、耐震改修と併せて、ブロック塀の倒壊防止、窓ガラス、天井、外壁等の非構造部材の脱落防止対策についての改善指導や、地震時のエレベーター内の閉じ込め防止対策、エスカレーターの脱落防止対策、給湯設備の転倒防止対策、配管等の設備の落下防止対策の実施に努めるべきであり、これらの対策に係る建築基準法令の規定に適

合しない建築物で同法第3条第2項の適用を受けているものについては、改修の促進を図るべきである。また、南海トラフ沿いの巨大地震による長周期地震動に関する報告（平成27年12月）を踏まえて、長周期地震動対策を推進すべきである。国は、地方公共団体及び関係団体に対し、必要な助言、情報提供等を行うこととする。

二 建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する目標の設定に関する事項

1 建築物の耐震化の現状

平成25年の統計調査に基づき、我が国の住宅については総数約5,200万戸のうち、約900万戸（約18パーセント）が耐震性が不十分であり、耐震化率は約82パーセントと推計されている。この推計では、耐震性が不十分な住宅は、平成15年の約1,150万戸から10年間で約250万戸減少しているが、大部分が建替えによるものであり、耐震改修によるものは10年間で約55万戸に過ぎないと推計されている。また、法第14条第1号に掲げる建築物（以下「多数の者が利用する建築物」という。）については、約42万棟のうち、約6万棟（約15パーセント）が耐震性が不十分であり、耐震化率は約85パーセントと推計されている。

2 建築物の耐震診断及び耐震改修の目標の設定

南海トラフ地震防災対策推進基本計画、首都直下地震緊急対策推進基本計画及び住生活基本計画（平成二十八年三月閣議決定）における目標を踏まえ、住宅の耐震化率及び多数の者が利用する建築物の耐震化率について、平成三十二年までに少なくとも九十五パーセントにすることを目標とするとともに、平成三十七年までに耐震性が不十分な住宅を、同年を目途に耐震性が不十分な耐震診断義務付け対象建築物を、それぞれおおむね解消することを目標とする。耐震化率を九十五パーセントとするためには、平成二十五年から平成三十二年までの間に、少なくとも住宅の耐震化は約六百五十万戸（うち耐震改修は約百三十万戸）とする必要があり、建替え促進を図るとともに、耐震改修のペースを約三倍にすることが必要である。また、多数の者が利用する建築物の耐震化は少なくとも約四万棟（うち耐震改修は約三万棟）とする必要があり、建替え促進を図るとともに、現在の耐震改修のペースを約二倍にすることが必要となる。

また、建築物の耐震化のためには、耐震診断の実施の促進を図ることが必要であり、平成25年から平成32年までの間に、耐震化率の目標達成のために必要な耐震改修の戸数又は棟数と同程度の耐震診断の実施が必要となると考えて、少なくとも住宅については約130万戸、多数の者が利用する建築物については約3万棟の耐震診断の実施を目標とすることとする。

特に、公共建築物については、各地方公共団体において、できる限り用途ごとに目標が設定されるよう、国土交通省は、関係省庁と連携を図り、必要な助言、情報提供を行うこととする。

三 建築物の耐震診断及び耐震改修の実施について技術上の指針となるべき事項

建築物の耐震診断及び耐震改修は、既存の建築物について、現行の耐震関係規定に適合しているかどうかを調査し、これに適合しない場合には、適合させるために必要な改修を行うことが基本である。しかしながら、既存の建築物については、耐震関係規定に適合していることを詳細に調査することや、適合しない部分を完全に適合させることが困難な場合がある。このような場合には、建築物の所有者等は、技術指針事項に基づいて耐震診断を行い、その結果に基づいて必要な耐震改修を行うべきである。

四 建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及に関する基本的な事項

建築物の所有者等が、地震防災対策を自らの問題、地域の問題として意識することができるよう、地方公共団体は、過去に発生した地震の被害と対策、発生のおそれがある地震の概要と地震による危険性の程度等を記載した地図（以下「地震防災マップ」という。）、建築物の耐震性能や免震等の技術情報、地域での取組の重要性等について、町内会等や各種メディアを活用して啓発及び知識の普及を図ることが考えられる。国は、地方公共団体に対し、必要な助言及び情報提供等を行うこととする。

また、地方公共団体が適切な情報提供を行うことができるよう、地方公共団体とセンターとの間で必要な情報の共有及び連携が図られることが望ましい。

五 都道府県耐震改修促進計画の策定に関する基本的な事項その他建築物の耐震診断及び耐震改修の促進に関する重要事項

1 都道府県耐震改修促進計画の策定に関する基本的な事項

イ 都道府県耐震改修促進計画の基本的な考え方

都道府県は、法第五条第一項の規定に基づく都道府県耐震改修促進計画（以下単に「都道府県耐震改修促進計画」という。）を、建築物の耐震改修の促進に関する法律施行令の一部を改正する政令（平成三十年政令第三百二十三号。以下「改正令」という。）の施行後できるだけ速やかに改定すべきである。

都道府県耐震改修促進計画の改定に当たっては、道路部局、防災部局、衛生部局、観光部局、商工部局、教育委員会等とも連携するとともに、都道府県内の市町村の耐震化の目標や施策との整合を図るため、市町村と協議会を設置する等の取組を行いながら、市町村の区域を超える広域的な見地からの調整を図る必要がある施策等を中心に見直すことが考えられる。

また、都道府県耐震改修促進計画に基づく施策が効果的に実現できるよう、その改定に当たっては、法に基づく指導・助言、指示等を行う所管行政庁と十分な調整を行うべきである。

なお、都道府県は、耐震化の進捗状況や新たな施策の実施等にあわせて、適宜、都道府県耐震改修促進計画の見直しを行うことが望ましい。

ロ 建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する目標

都道府県耐震改修促進計画においては、二二の目標を踏まえ、各都道府県において想定される地震の規模、被害の状況、建築物の耐震化の現状等を勘案し、可能な限り建築物の用途ごとに目標を定めることが望ましい。なお、都道府県は、定めた目標について、一定期間ごとに検証するべきである。特に耐震診断義務付け対象建築物については、早急に耐震化を促進すべき建築物である。このため、都道府県耐震改修促進計画に法第五条第三項第一号及び第二号に定める事項を記載する場合においては早期に記載するとともに、二二の目標を踏まえ、耐震診断義務付け対象建築物の耐震化の目標を設定すべきである。また、耐震診断結果の報告を踏まえ、耐震化の状況を検証すべきである。

さらに、庁舎、病院、学校等の公共建築物については、関係部局と協力し、今後速やかに耐震診断を行い、その結果の公表に取り組むとともに、具体的な耐震化の目標を設定すべきである。加えて、重点化を図りながら着実な耐震化を推進するため、都道府県は、公

共建築物に係る整備プログラム等を作成することが望ましい。

ハ 建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための施策

都道府県耐震改修促進計画においては、都道府県、市町村、建築物の所有者等との役割分担の考え方、実施する事業の方針等基本的な取組方針について定めるとともに、具体的な支援策の概要、安心して耐震改修等を行うことができるようにするための環境整備、地震時の総合的な安全対策に関する事業の概要等を定めることが望ましい。

法第5条第3項第1号の規定に基づき定めるべき公益上必要な建築物は、地震時における災害応急対策の拠点となる施設や避難所となる施設等であるが、例えば庁舎、病院、学校の体育館等の公共建築物のほか、病院、ホテル・旅館、福祉施設等の民間建築物のうち、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第10号に規定する地域防災計画や防災に関する計画等において、大規模な地震が発生した場合においてその利用を確保することが公益上必要な建築物として定められたものについても、積極的に定めることが考えられる。なお、公益上必要な建築物を定めようとするときは、法第5条第4項の規定に基づき、あらかじめ、当該建築物の所有者等の意見を勘案し、例えば特別積合せ貨物運送以外の一般貨物自動車運送事業の用に供する施設である建築物等であって、大規模な地震が発生した場合に公益上必要な建築物として実際に利用される見込みがないものまで定めることがないよう留意すべきである。

法第5条第3項第2号又は第3号の規定に基づき定めるべき道路は、沿道の建築物の倒壊によって緊急車両の通行や住民の避難の妨げになるおそれがある道路であるが、例えば緊急輸送道路、避難路、通学路等避難場所と連絡する道路その他密集市街地内の道路等を定めることが考えられる。特に緊急輸送道路のうち、市町村の区域を越えて、災害時の拠点施設を連絡する道路であり、災害時における多数の者の円滑な避難、救急・消防活動の実施、避難者への緊急物資の輸送等の観点から重要な道路については、沿道の建築物の耐震化を図ることが必要な道路として定めるべきである。

このうち、現に相当数の建築物が集合し、又は集合することが確実と見込まれる地域を通過する道路、公園や学校等の重要な避難場所と連絡する道路その他の地域の防災上の観点から重要な道路については、同項第二号の規定に基づき早期に通行障害建築物の耐震診断を行わせ、耐震化を図ることが必要な道路として定めることが考えられる。

改正令の施行の際、現に同号の規定に基づき通行障害既存耐震不適格建築物（耐震不明建築物であるものに限る。以下同じ。）に係る耐震診断の結果の報告の期限に関する事項が都道府県耐震改修促進計画に記載されている場合においては、必要に応じて、当該都道府県耐震改修促進計画を速やかに改定し、建築物の耐震改修の促進に関する法律施行令

（平成七年政令第四百二十九号）第四条第二号に規定する組積造の塀に係る耐震診断の結果の報告の期限に関する事項を別に記載すべきである。ただし、やむを得ない事情により当該都道府県耐震改修促進計画を速やかに改定することが困難な場合においては、改正令の施行の際現に法第五条第三項第二号の規定に基づき当該都道府県耐震改修促進計画に記載されている通行障害既存耐震不適格建築物に係る耐震診断の結果の報告の期限に関する事項は、建築物の耐震改修の促進に関する法律施行令第四条第一号に規定する建築物に係るものであるとみなす。また、同条第二号に規定する組積造の塀については、規則第四条

の二の規定により、地域の実情に応じて、都道府県知事が耐震診断義務付け対象建築物となる塀の長さ等を規則で定めることができることに留意すべきである。

さらに、同項第四号の規定に基づく特定優良賃貸住宅に関する事項は、法第二十八条の特例の適用の考え方等について定めることが望ましい。

加えて、同項第5号の規定に基づく独立行政法人都市再生機構又は地方住宅供給公社（以下「機構等」という。）による建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する事項は、機構等が耐震診断及び耐震改修を行う地域、建築物の種類等について定めることが考えられる。なお、独立行政法人都市再生機構による耐震診断及び耐震改修の業務及び地域は、原則として都市再生に資するものに限定するとともに、地域における民間事業者による業務を補完して行うよう留意する。

二 建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及

都道府県耐震改修促進計画においては、個々の建築物の所在地を識別可能とする程度に詳細な地震防災マップの作成について盛り込むとともに、相談窓口の設置、パンフレットの作成・配布、セミナー・講習会の開催、耐震診断及び耐震改修に係る情報提供等、啓発及び知識の普及に係る事業について定めることが望ましい。特に、地震防災マップの作成及び相談窓口の設置は、都道府県内の全ての市町村において措置されるよう努めるべきである。

また、地域における地震時の危険箇所の点検等を通じて、住宅・建築物の耐震化のための啓発活動や危険なブロック塀の改修・撤去等の取組を行うことが効果的であり、必要に応じ、市町村との役割分担のもと、町内会や学校等との連携策についても定めることが考えられる。

ホ 建築基準法による勧告又は命令等の実施

法に基づく指導・助言、指示、命令等について、所管行政庁は、優先的に実施すべき建築物の選定及び対応方針、公表の方法等について定めることが望ましい。

また、所管行政庁は、法第12条第3項（法附則第3条第3項において準用する場合を含む。）又は法第15条第3項の規定による公表を行ったにもかかわらず、建築物の所有者が耐震改修を行わない場合には、建築基準法第10条第1項の規定による勧告、同条第2項又は第3項の規定による命令等を実施すべきであり、その実施の考え方、方法等について定めることが望ましい。

2 市町村耐震改修促進計画の策定に関する基本的な事項

イ 市町村耐震改修促進計画の基本的な考え方

平成十七年三月に中央防災会議において決定された地震防災戦略において、東海地震及び東南海・南海地震の被害を受けるおそれのある地方公共団体については地域目標を定めることが要請され、その他の地域においても減災目標を策定することが必要とされている。こうしたことを踏まえ、法第六条第一項において、基礎自治体である市町村においても、都道府県耐震改修促進計画に基づき、市町村耐震改修促進計画を定めるよう努めるものとされたところであり、可能な限り全ての市町村において市町村耐震改修促進計画が策定されることが望ましい。また、改正令の施行前に市町村耐震改修促進計画を策定している市町村にあっては、当該市町村耐震改修促進計画を改正令の施行後できるだけ速やかに

改定すべきである。市町村耐震改修促進計画の策定及び改定に当たっては、道路部局、防災部局、衛生部局、観光部局、商工部局、教育委員会等とも連携するとともに、都道府県の耐震化の目標や施策との整合を図るため、都道府県と協議会を設置する等の取組を行いながら、より地域固有の状況に配慮して作成することが考えられる。

また、市町村耐震改修促進計画に基づく施策が効果的に実現できるよう、法に基づく指導、助言、指示等を行う所管行政庁と十分な調整を行うべきである。なお、市町村は、耐震化の進捗状況や新たな施策の実施等にあわせて、適宜、市町村耐震改修促進計画の見直しを行うことが望ましい。

ロ 建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する目標

市町村耐震改修促進計画においては、都道府県耐震改修促進計画の目標を踏まえ、各市町村において想定される地震の規模、被害の状況、建築物の耐震化の現状等を勘案し、可能な限り建築物の用途ごとに目標を定めることが望ましい。なお、市町村は、定めた目標について、一定期間ごとに検証すべきである。

特に耐震診断義務付け対象建築物については、早急に耐震化を促進すべき建築物である。このため、市町村耐震改修促進計画に法第六条第三項第一号に定める事項を記載する場合においては早期に記載するとともに、二二の目標を踏まえ、耐震診断義務付け対象建築物の耐震化の目標を設定すべきである。また、耐震診断の結果の報告を踏まえ、耐震化の状況を検証すべきである。

さらに、庁舎、病院、学校等の公共建築物については、関係部局と協力し、今後速やかに耐震診断を行い、その結果の公表に取り組むとともに、具体的な耐震化の目標を設定すべきである。加えて、重点化を図りながら着実な耐震化を推進するため、市町村は、公共建築物に係る整備プログラム等を作成することが望ましい。

ハ 建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための施策

市町村耐震改修促進計画においては、都道府県、市町村、建築物の所有者等との役割分担の考え方、実施する事業の方針等基本的な取組方針について定めるとともに、具体的な支援策の概要、安心して耐震改修等を行うことができるようにするための環境整備、地震時の総合的な安全対策に関する事業の概要等を定めることが望ましい。

法第6条第3項第1号又は第2号の規定に基づき定めるべき道路は、沿道の建築物の倒壊によって緊急車両の通行や住民の避難の妨げになるおそれがある道路であるが、例えば緊急輸送道路、避難路、通学路等避難場所と連絡する道路その他密集市街地内の道路等を定めることが考えられる。特に緊急輸送道路のうち、市町村の区域内において、災害時の拠点施設を連絡する道路であり、災害時における多数の者の円滑な避難、救急・消防活動の実施、避難者への緊急物資の輸送等の観点から重要な道路については、沿道の建築物の耐震化を図ることが必要な道路として定めるべきである。

このうち、現に相当数の建築物が集合し、又は集合することが確実と見込まれる地域を通過する道路、公園や学校等の重要な避難場所と連絡する道路その他の地域の防災上の観点から重要な道路については、同項第一号の規定に基づき早期に沿道の建築物の耐震化を図ることが必要な道路として定めることが考えられる。

改正令の施行の際、現に同号の規定に基づき通行障害既存耐震不適格建築物に係る耐震

診断の結果の報告の期限に関する事項が市町村耐震改修促進計画に記載されている場合には、必要に応じて、当該市町村耐震改修促進計画を速やかに改定し、建築物の耐震改修の促進に関する法律施行令第四条第二号に規定する組積造の塀に係る耐震診断の結果の報告の期限に関する事項を別に記載すべきである。ただし、やむを得ない事情により当該市町村耐震改修促進計画を速やかに改定することが困難な場合には、改正令の施行の際現に法第六条第三項第一号の規定に基づき当該市町村耐震改修促進計画に記載されている通行障害既存耐震不適格建築物に係る耐震診断の結果の報告の期限に関する事項は、建築物の耐震改修の促進に関する法律施行令第四条第一号に規定する建築物に係るものであるとみなす。また、同条第二号に規定する組積造の塀については、地域の実情に応じて、市町村長が耐震診断義務付け対象建築物となる塀の長さ等を規則で定めることができることに留意すべきである。

二 建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及

市町村耐震改修促進計画においては、個々の建築物の所在地を識別可能とする程度に詳細な地震防災マップの作成について盛り込むとともに、相談窓口の設置、パンフレットの作成・配布、セミナー・講習会の開催、耐震診断及び耐震改修に係る情報提供等、啓発及び知識の普及に係る事業について定めることが望ましい。特に、地震防災マップの作成及び相談窓口の設置は、全ての市町村において措置されるよう努めるべきである。

また、地域における地震時の危険箇所の点検等を通じて、住宅・建築物の耐震化のための啓発活動や危険なブロック塀の改修・撤去等の取組を行うことが効果的であり、必要に応じ、町内会や学校等との連携策についても定めることが考えられる。

ホ 建築基準法による勧告又は命令等の実施

法に基づく指導・助言、指示等について、所管行政庁である市町村は、優先的に実施すべき建築物の選定及び対応方針、公表の方法等について定めることが望ましい。

また、所管行政庁である市町村は、法第12条第3項（法附則第3条第3項において準用する場合を含む。）又は法第15条第3項の規定による公表を行ったにもかかわらず、建築物の所有者が耐震改修を行わない場合には、建築基準法第10条第1項の規定による勧告、同条第2項又は第3項の規定による命令等を実施すべきであり、その実施の考え方、方法等について定めることが望ましい。

3 計画の認定等の周知

所管行政庁は、法第17条第3項の計画の認定、法第22条第2項の認定、法第25条第2項の認定について、建築物の所有者へ周知し、活用を促進することが望ましい。なお、法第22条第2項の認定制度の周知にあたっては、本制度の活用が任意であり、表示が付されていないことをもって、建築物が耐震性を有さないこととはならないことについて、建築物の利用者等の十分な理解が得られるよう留意するべきである。

附 則

- 1 この告示は、建築物の耐震改修の促進に関する法律の一部を改正する法律（平成17年法律第120号）の施行の日（平成18年1月26日）から施行する。
- 2 平成7年建設省告示第2089号は、廃止する。
- 3 この告示の施行前に平成7年建設省告示第2089号第1ただし書の規定により、国土交通大臣

が同告示第1の指針の一部又は全部と同等以上の効力を有すると認めた方法については、この告示の別添第1ただし書の規定により、国土交通大臣が同告示第1の指針の一部又は全部と同等以上の効力を有すると認めた方法とみなす。

附 則(平成25年10月29日国土交通省告示第1055号)

この告示は、建築物の耐震改修の促進に関する法律の一部を改正する法律の施行の日(平成25年11月25日)から施行する。

附 則(平成28年3月25日国土交通省告示第529号)

この告示は、公布の日から施行する。

附 則(平成30年12月21日国土交通省告示第1381号)

この告示は、建築物の耐震改修の促進に関する法律施行令の一部を改正する政令の施行の日(平成31年1月1日)から施行する。

【資料 4】 特定既存耐震不適格建築物等（耐震改修促進法第 14 条、第 15 条、附則第 3 条）

表資 4-1： 特定既存耐震不適格建築物及び耐震診断義務付け対象建築物の要件一覧表

用 途			特定既存耐震不適格建築物の要件 (法第 14 条)	指示※ ¹ 対象となる特定既存耐震不適格建築物の要件 (法第 15 条)	耐震診断義務付け対象建築物※ ² の要件 (法附則第 3 条・法第 7 条)
多数の者が利用する建築物 (法第 14 条第 1 号)	学 校	小学校、中学校、中等教育学校の前期課程、特別支援学校	階数2以上かつ 1,000㎡以上(屋内運動場の面積を含む)	階数2以上かつ 1,500㎡以上(屋内運動場の面積を含む)	階数2以上かつ 3,000㎡以上(屋内運動場の面積を含む)
		上記以外の学校	階数3以上かつ 1,000㎡以上		
	体育館(一般公共の用に供されるもの)		階数1以上かつ 1,000㎡以上	階数1以上かつ 2,000㎡以上	階数1以上かつ 5,000㎡以上
	ボウリング場、スケート場、水泳場その他これらに類する運動施設		階数3以上かつ 1,000㎡以上	階数3以上かつ 2,000㎡以上	階数3以上かつ 5,000㎡以上
	病院、診療所				
	劇場、観覧場、映画館、演芸場				
	集会場、公会堂				
	展示場				
	卸売市場				
	百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗				
	ホテル、旅館				
	賃貸住宅(共同住宅に限る。)、寄宿舎、下宿				
	事務所		階数2以上かつ 1,000㎡以上	階数2以上かつ 2,000㎡以上	階数2以上かつ 5,000㎡以上
	老人ホーム、老人短期入所施設、福祉ホームその他これらに類するもの				
	老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センターその他これらに類するもの				
	幼稚園、保育所				
	博物館、美術館、図書館		階数3以上かつ 1,000㎡以上	階数3以上かつ 2,000㎡以上	階数3以上かつ 5,000㎡以上
	遊技場				
	公衆浴場				
	飲食店、キャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホールその他これらに類するもの				
	理髪店、質屋、貸衣装屋、銀行その他これらに類するサービス業を営む店舗				
	工場(危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物を除く。)				
	車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場を構成する建築物で旅客の乗降又は待合の用に供するもの				
	自動車庫庫その他の自動車又は自転車の停留又は駐車のための施設				
	保健所、税務署その他これらに類する公益上必要な建築物				
被災することにより甚大な被害が発生することが想定される危険物等を取り扱う建築物 (法第 14 条第 2 号)		政令で定める数量以上の危険物を貯蔵又は処理する全ての建築物			
地震発生時に通行を確保すべき道路沿道の建築物 (法第 14 条第 3 号)		耐震改修促進計画で指定する避難路沿道建築物であって、前面道路に対して一定の高さ以上の建築物(建物に附属するブロック塀等を含む)	左に同じ	耐震改修促進計画で指定する重要な避難路沿道建築物であって、前面道路に対して一定の高さ以上の建築物(建物に附属するブロック塀等を含む)	
防災拠点である建築物				耐震改修促進計画で指定する大規模な地震が発生した場合においてその利用を確保することが公益上必要な、病院、官公署、災害応急対応対策に必要な施設等の建築物	

※1 耐震改修促進法第 15 条第 2 項に基づく指示

※2 義務付け対象は旧耐震基準建築物

要緊急安全確認大規模建築物(法附則第3条)

要安全確認計画記載建築物(法第7条)

【資料５】特定既存耐震不適格建築物となる危険物の数量一覧

表資料 5-1：特定既存耐震不適格建築物となる危険物の数量一覧表

危険物の種類	危険物の数量
1 火薬類	
イ 火薬	10 t
ロ 爆薬	5 t
ハ 工業雷管及び電気雷管	50 万個
ニ 銃用雷管	500 万個
ホ 信号雷管	50 万個
ヘ 実砲	5 万個
ト 空砲	5 万個
チ 信管及び火管	5 万個
リ 導爆線	500 k m
ヌ 導火線	500 k m
ル 電気導火線	5 万個
ヲ 信号炎管及び信号火箭	2 t
ワ 煙火	2 t
カ その他の火薬を使用した火工品	10 t
その他の爆薬を使用した火工品	5 t
2 消防法第2 第7 項に規定する危険物	危険物の規制に関する政令別表第三の 指定数量の欄に定める数量の 10 倍の 数量
3 危険物の規制に関する政令別表第4 備考第6 号に規定する可燃性個 体類及び備考第8 号に規定する可燃性液体類	可燃性固体類 30 t 可燃性液体類 20m ³
4 マッチ	300 マッチトン
5 可燃性のガス（6 及び 7 を除く）	2 万m ³
6 圧縮ガス	20 万m ³
7 液化ガス	2,000 t
8 毒物及び劇物取締法第2 条第1 項に規定する毒物又は同条第2 項に 規定する劇物（液体又は気体のものに限る）	毒物 20 t 劇物 200 t

【資料 6】緊急輸送道路・避難場所

表資 6-1：群馬県緊急輸送道路

道路種別	路線 番号	路線名	管理者	機能区分		
				一次	二次	三次
高速自動車道	E17	関越自動車道	NEXCO 東日本	○		
	E18	上信越自動車道		○		
		高速道路（接続道）		○		
一般国道	17	一般国道 17 号	国土交通省	○		
	254	一般国道 254 号	群馬県	○		
	462	一般国道 462 号		○		
主要地方道	13	前橋長瀬線	群馬県	○		
	23	藤岡本庄線		○		
	40	藤岡大胡線		○		
	41	神田吉井停車場線		○		
一般県道	173	金井倉賀野停車場線	群馬県		○	
	176	下日野神田線			○	
	178	中島新町線				○
藤岡市道		藤岡市道 112 号線	藤岡市	○		
		藤岡市道 113 号線		○		
		藤岡市道 117 号線			○	
		藤岡市道 2481 号線		○		
		藤岡市道 4030 号線			○	
		藤岡市道 4263 号線		○		
		藤岡市道 6074 号線			○	
		藤岡市道 6567 号線			○	

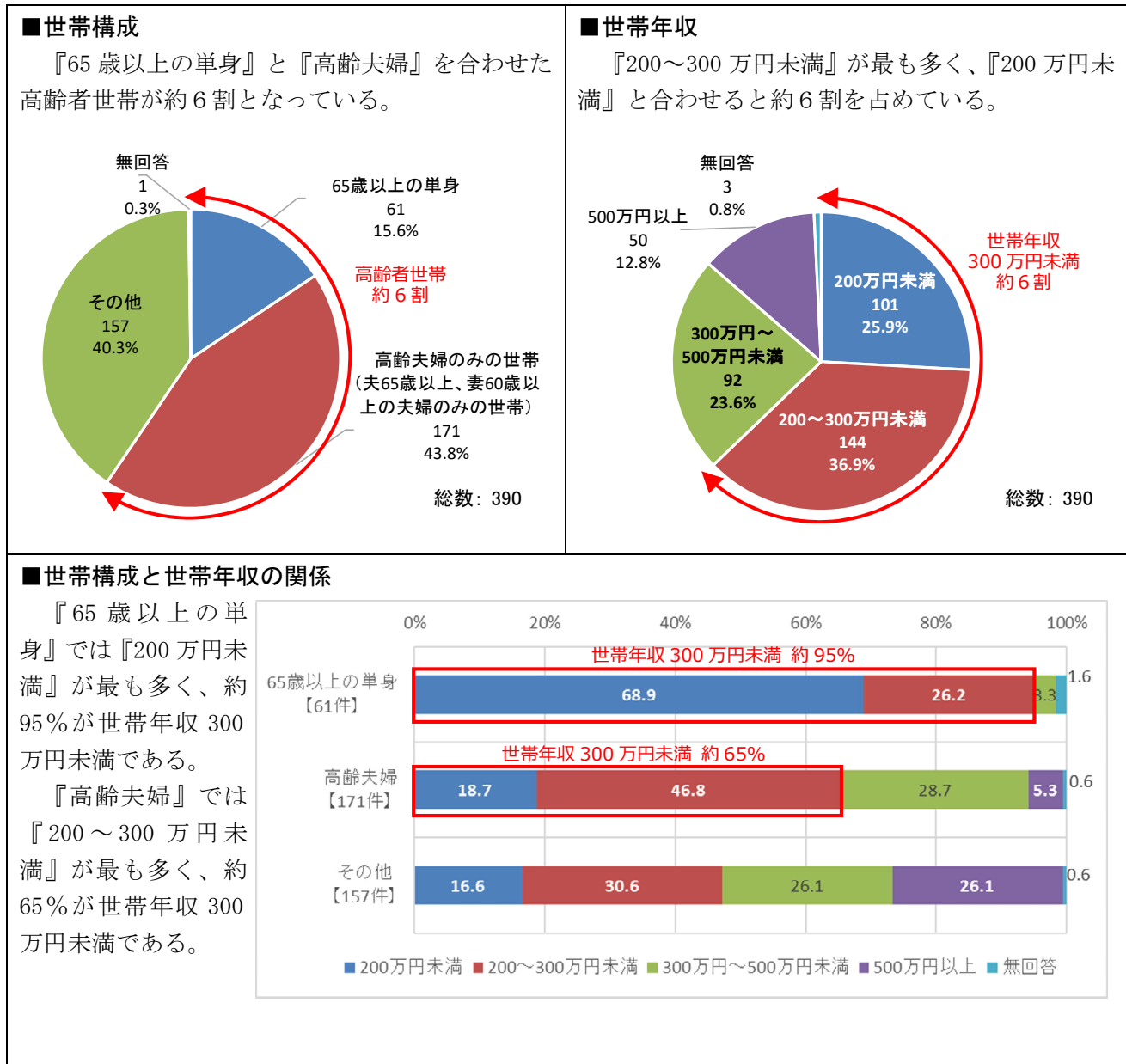
表資 6-2 : 避難場所一覧

No.	施設名	市有施設 ○:市有	耐震診断	耐震改修	耐震性有無 ○:有 ×:無 【資料2】参 照	特定既存耐震 不適格建築物 相当規模
			○:問題あり ●:問題なし	○:実施 ●:未実施 ◎:耐震診断 問題なし		
1	東中学校	○	○	○	○	○
2	藤岡公民館	○	新耐震	新耐震	○	○
3	藤岡工業高校					
4	北中学校	○	○	○	○	○
5	群馬医療福祉大学					
6	藤岡第二小学校	○	○	○	○	○
7	藤岡第一小学校	○	○	○	○	○
8	藤岡市総合学習センター	○	●	◎	○	○
9	みかぼみらい館	○	新耐震	新耐震	○	
10	神流小学校	○	○	○	○	○
11	藤岡中央高校					
12	小野小学校	○	○	○	○	○
13	小野中学校	○	新耐震	新耐震	○	○
14	西中学校	○	○	○	○	○
15	美土里小学校	○	○	○	○	○
16	藤岡北高校					
17	七輿の門	○	新耐震	新耐震	○	
18	美九里東小学校	○	○	○	○	○
19	美九里公民館	○	新耐震	新耐震	○	
20	美九里西小学校	○	○	○	○	○
21	保美公会堂					
22	コミュニティセンターやすらぎ	○	新耐震	新耐震	○	
23	高山上公会堂					
24	西平井公会堂					
25	平井小学校	○	○	○	○	○
26	東平井公民館					
27	白石公民館					
28	三ツ木公会堂					
29	日野小学校	○	●	◎	○	○
30	旧日野中央小学校	○	未実施	●	×	
31	鹿島住民センター					
32	旧日野西小学校	○	新耐震	新耐震	○	
33	小柏公会堂					
34	奈良山公民館					
35	御荷鉢公会堂					
36	鬼石小学校	○	○	○	○	○
37	鬼石中学校	○	新耐震	新耐震	○	○
38	鬼石北小学校	○	○	○	○	○
39	鬼石多目的ホール	○	新耐震	新耐震	○	
40	体験学習館	○	新耐震	新耐震	○	
41	譲原防災センター					
42	坂原コミュニティセンター					
43	美原五区集会場					

【資料 7】木造戸建て住宅の耐震化に関する所有者アンケート*結果（群馬県）

○旧耐震基準住宅の所有者の属性

旧耐震基準の住宅所有者は、高齢者世帯が多く、世帯年収は300万円未満が多いなど、経済的に耐震化にかかる費用負担が厳しい世帯が多いと考えられます。



図資 7-1：木造戸建住宅の耐震化に関する所有者アンケート結果（群馬県）

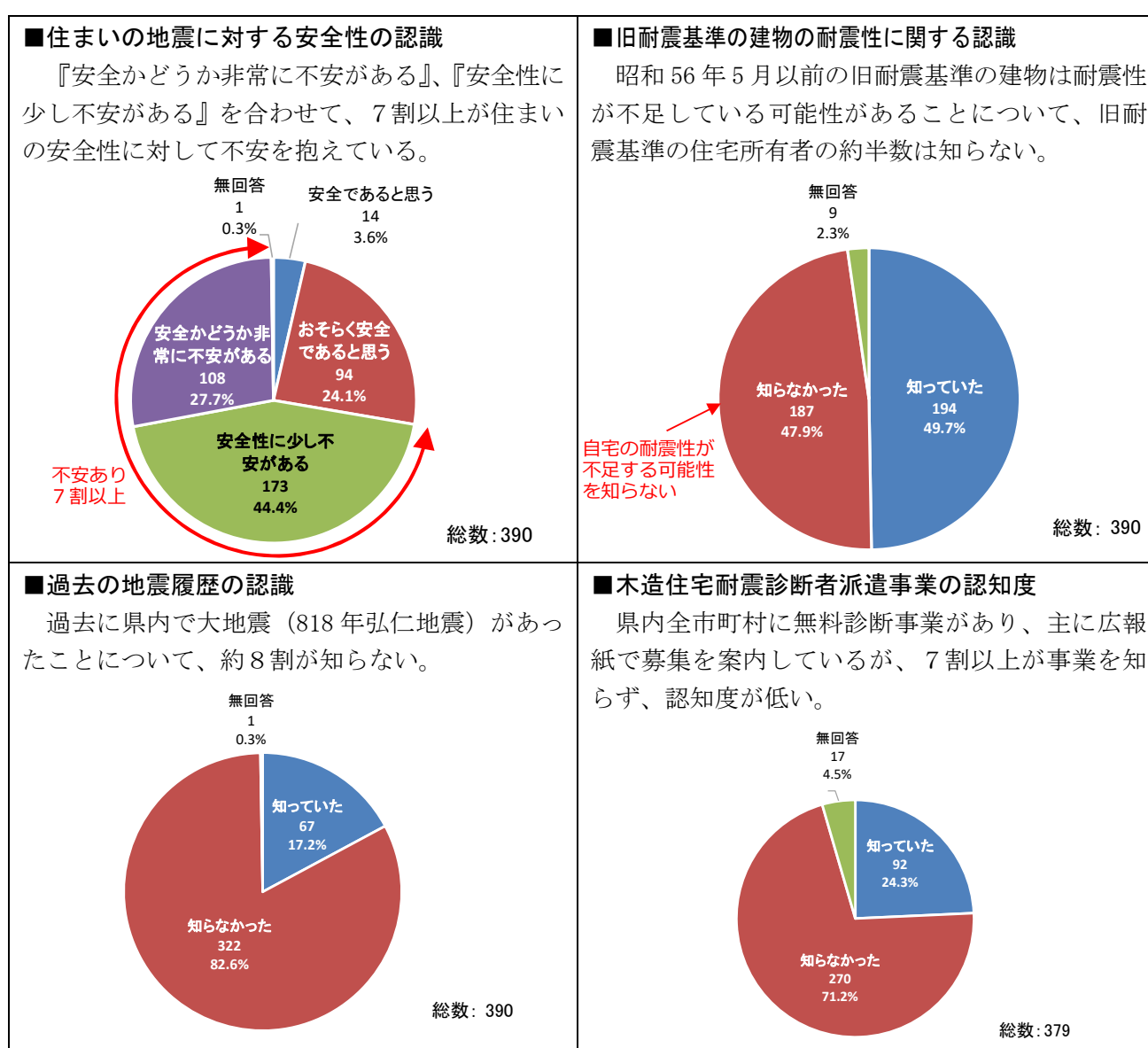
※木造戸建住宅の耐震化に関する所有者アンケート：

木造戸建住宅の所有者の耐震化の意識等を把握することを目的として、群馬県内の旧耐震基準の木造戸建住宅の所有者と想定される世帯1,000件を抽出し、令和2年度に群馬県が実施したもの。

○耐震化に関する所有者の知識・意識等

旧耐震基準の住宅所有者の多くが、自宅の耐震性が不足している可能性があることや、無料の木造住宅耐震診断者派遣事業を知らない状況であり、診断せずに耐震性があると思っている所有者も一定数います。これまで行政は広報紙を中心に普及啓発を行ってきましたが、耐震化に関する正しい知識や情報が、住宅所有者に行き届いていないという課題が見えます。

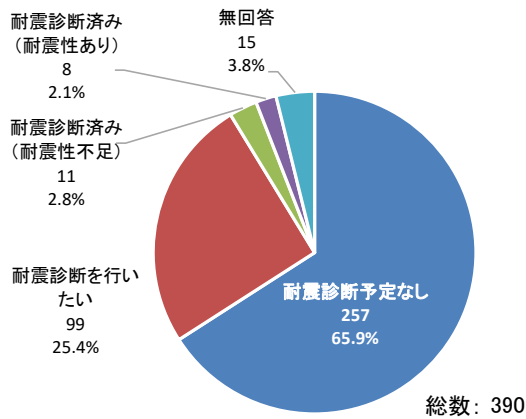
耐震診断については、地震に対する安全性に不安を抱えている住宅所有者が多いものの、将来の利用予定がないことを主な理由として、予定なしの所有者が多い状況です。今の住宅に住む間にも大地震が来る可能性があること、旧耐震基準住宅の危険性、地震後の困難などについて、住宅所有者に具体的に考えてもらえる普及啓発が重要となります。また、年収が低い世帯は、耐震診断の意向がない世帯が多い傾向があり、耐震化の費用負担が難しいことに関連していると推測されます。



図資 7-2：木造戸建住宅の耐震化に関する所有者アンケート結果（群馬県）

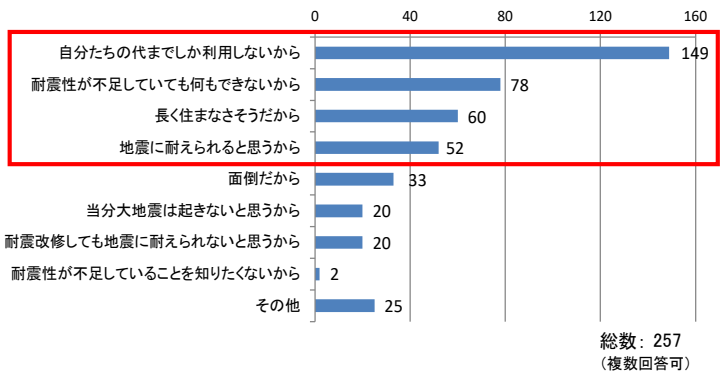
■耐震診断の意向

6割以上が『耐震診断予定なし』としている一方で、2割以上が『耐震診断を行いたい』と回答している。



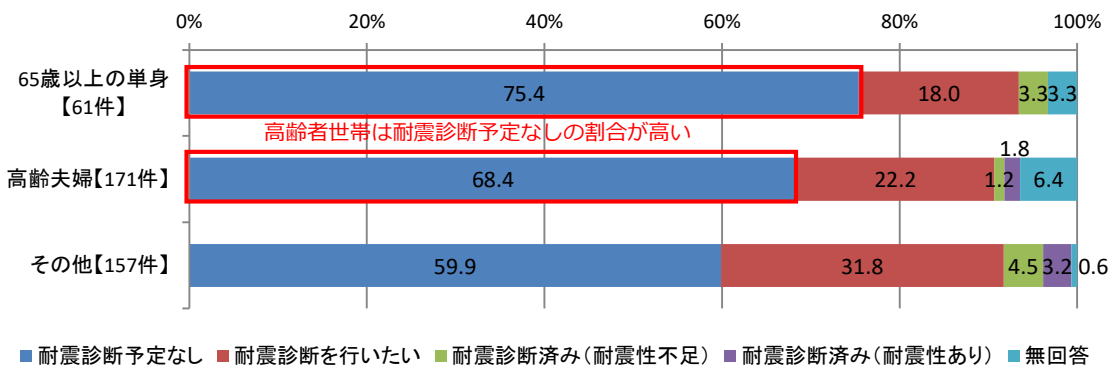
■耐震診断の予定がない理由

『自分たちの代までしか利用しないから』が最も多く、『長く住まなさそうだから』も含め、将来の利用予定に関する理由が多い。2番目に『耐震性が不足していても何もできないから』が多く、『地震に耐えられると思うから』という思い込みによる理由も多い。



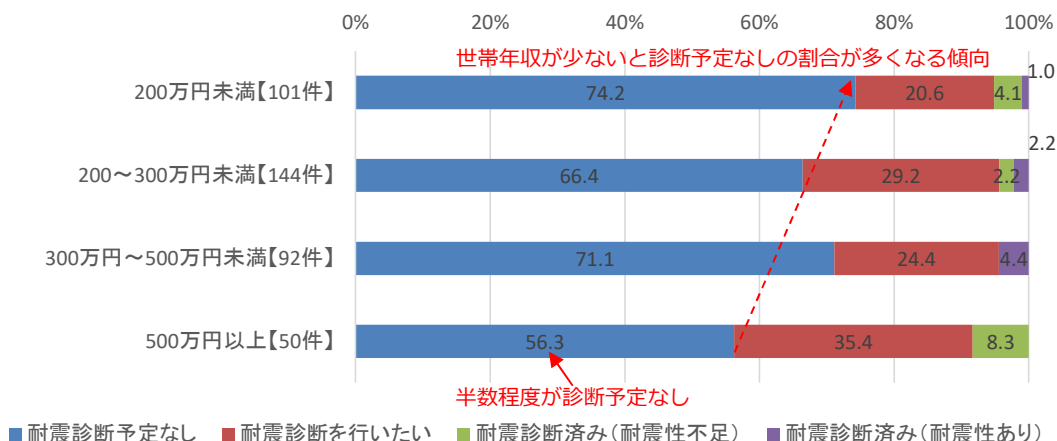
■世帯構成別の『耐震診断の意向』

高齢者世帯は、その他の世帯よりも『耐震診断予定なし』の割合が多い。その他の世帯でも『耐震診断予定なし』が約6割である。



■世帯年収別の『耐震診断の意向』

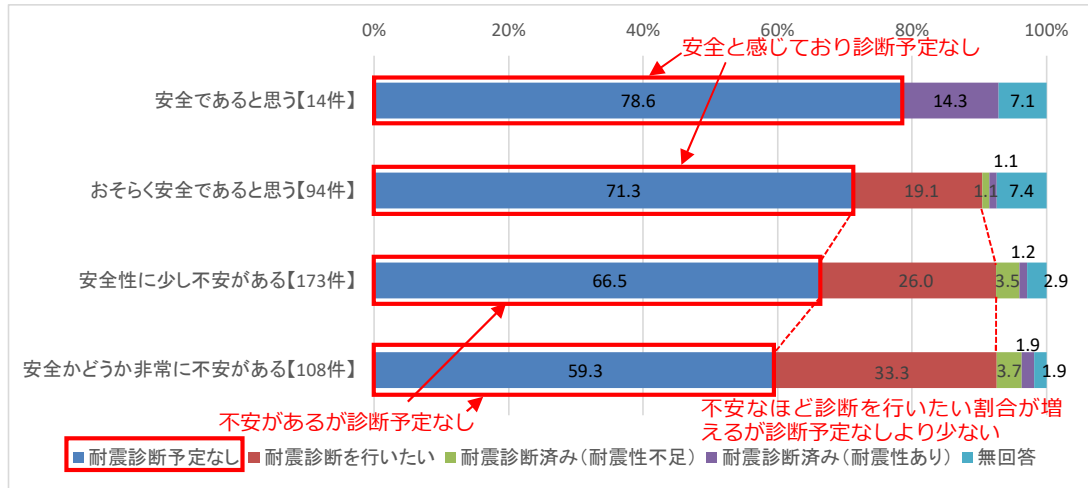
世帯年収が低くなると、『耐震診断予定なし』の割合が多くなる傾向が見られる。世帯収入が『500万円以上』の世帯でも半数程度が『耐震診断予定なし』となっている。



図資 7-3：木造戸建住宅の耐震化に関する所有者アンケート結果（群馬県）

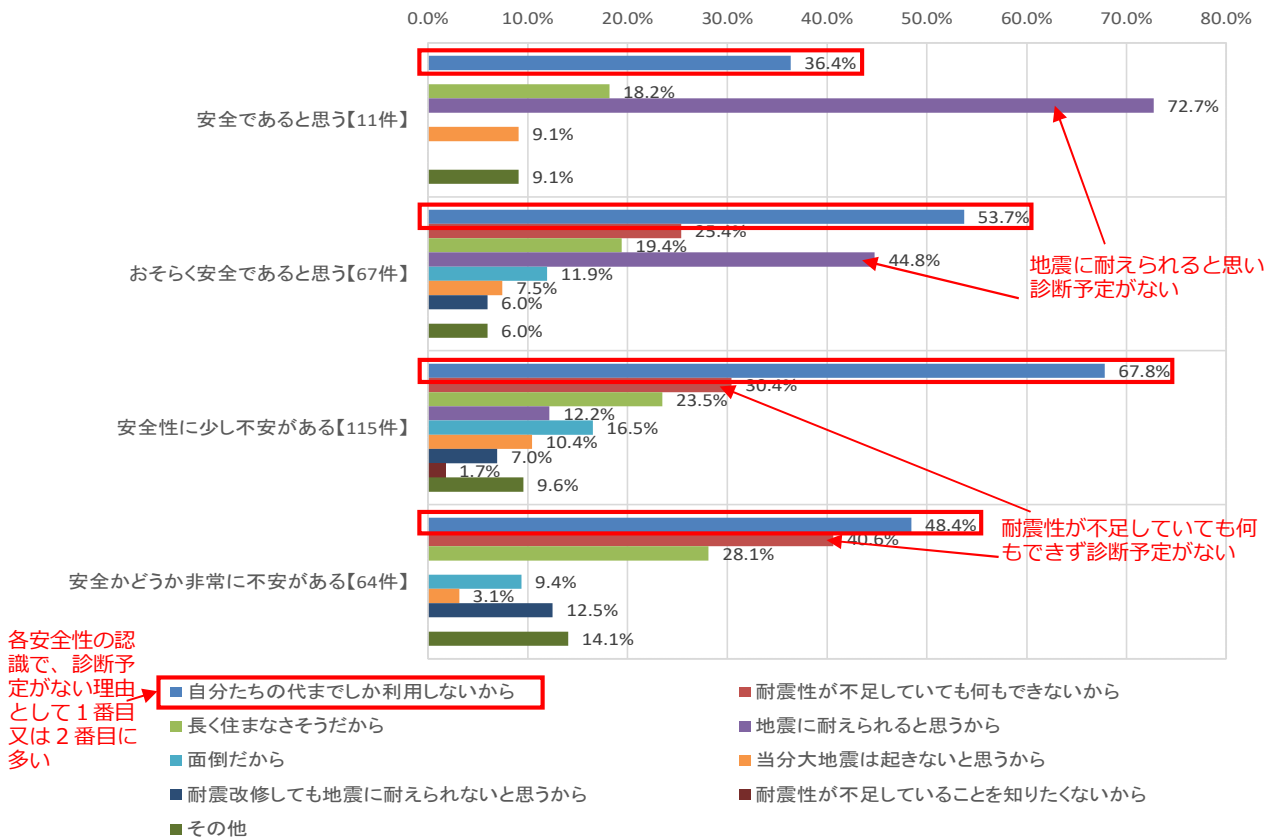
■住まいの地震に対する安全性の認識別の『耐震診断の意向』

『安全である又はおそらく安全であると思う』では診断予定なしが約7～8割である。『安全性に少し又は非常に不安がある』でも診断予定なしが6割程度ある。また、安全性に不安を感じているほど耐震診断の実施を行いたい割合が増えるが、診断予定なしより少ない。



■住まいの地震に対する安全性の認識別の『耐震診断の予定がない理由』

安全であると感じている回答者は、『地震に耐えられると思うから』、『自分たちの代までしか利用しないから』が多い。安全性に不安を感じている回答者では、『自分たちの代までしか利用しないから』が最も多く、次いで『耐震性が不足していても何もできないから』が多い。

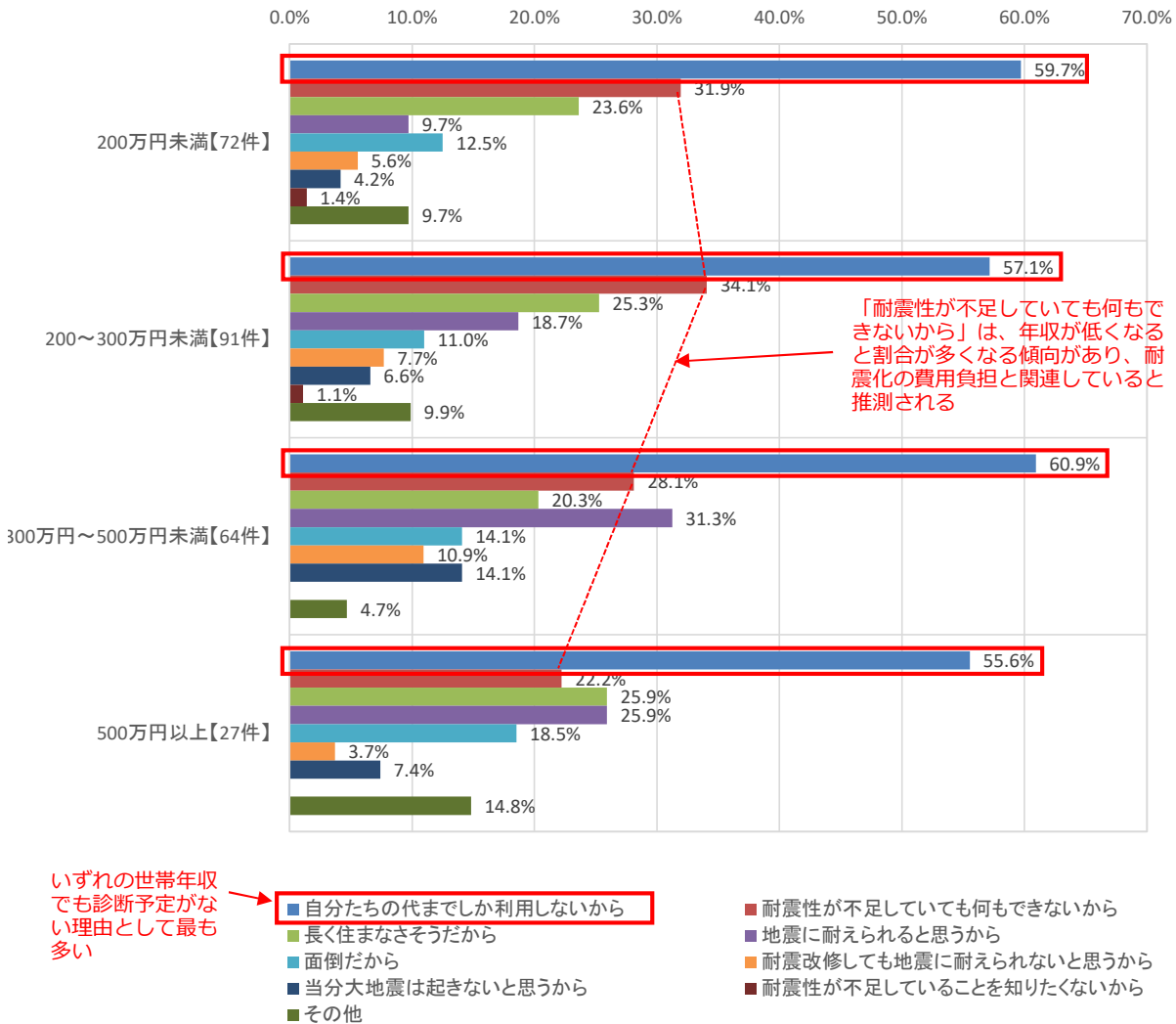


※安全性の認識の各項目の数値は今後耐震診断の予定はないと回答した件数

図資 7-4：木造戸建住宅の耐震化に関する所有者アンケート結果（群馬県）

■世帯年収別の『耐震診断の予定がない理由』

いずれの世帯年収でも、『自分たちの代までしか利用しないから』の割合が最も多い。また、『耐震性が不足していても何もできないから』の回答については、世帯年収が低くなると割合が多くなる傾向があることから、何もできない理由は耐震化の費用負担と関連していると推測される。



※世帯年収の各項目の数値は今後耐震診断の予定はないと回答した件数

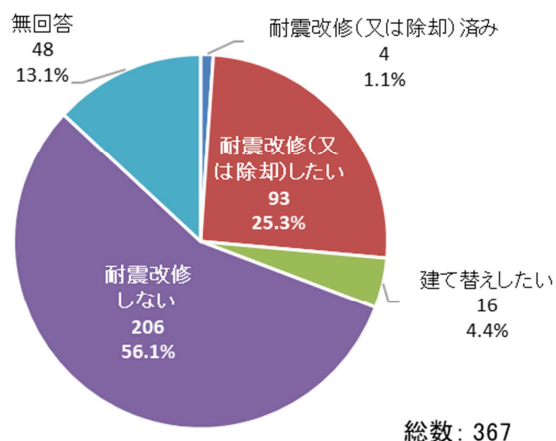
図資 7-5：木造戸建住宅の耐震化に関する所有者アンケート結果（群馬県）

○耐震改修等に関する所有者の意向

耐震性が不足していた場合の耐震改修等の意向について、約半数が耐震改修に消極的であり、耐震改修を行わない理由は、費用負担が大きいからや古い家にお金をかけたくないからが特に多くなっています。耐震改修してもよい自己負担額について、100万円以下又は50万円以下という住宅所有者が多く、その意向と実際（県補助実績で平均180万円）のギャップが大きいことが課題となります。また、年収が低い世帯は耐震改修してもよい自己負担額が10万円から30万円程度の回答が多く、更なる費用負担の軽減が重要となります。

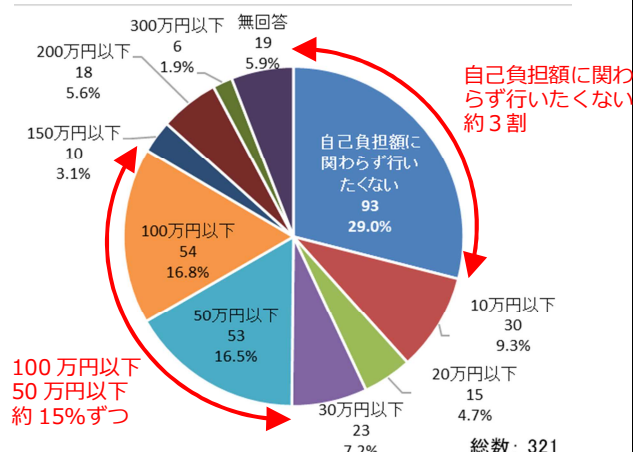
■耐震改修等の意向

耐震診断を行ったところ耐震性が不足していると診断された場合、『耐震改修しない』が約半数を占める。一方、『耐震改修（又は除却）したい』が約1/4存在する。『建て替えしたい』がわずかに存在する。



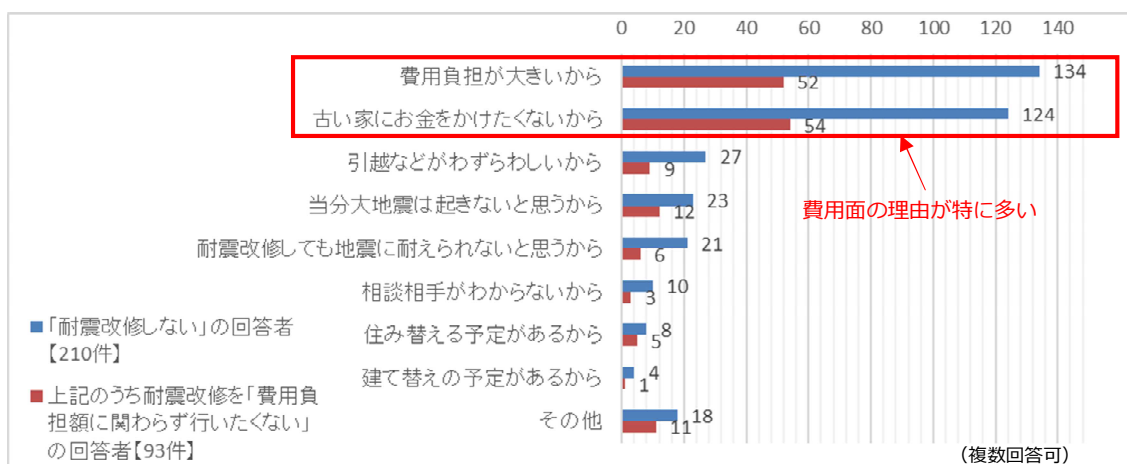
■耐震改修してもよい自己負担額

約3割が『自己負担額に関わらず行いたくない』と回答している。一方で、『100万円以下』又は『50万円以下』であれば行いたいとする回答も約15%ずつ存在する。県補助実績による自己負担が平均180万円であり、多くの所有者の意向と実際に大きなギャップがある。



■耐震改修を行わない理由

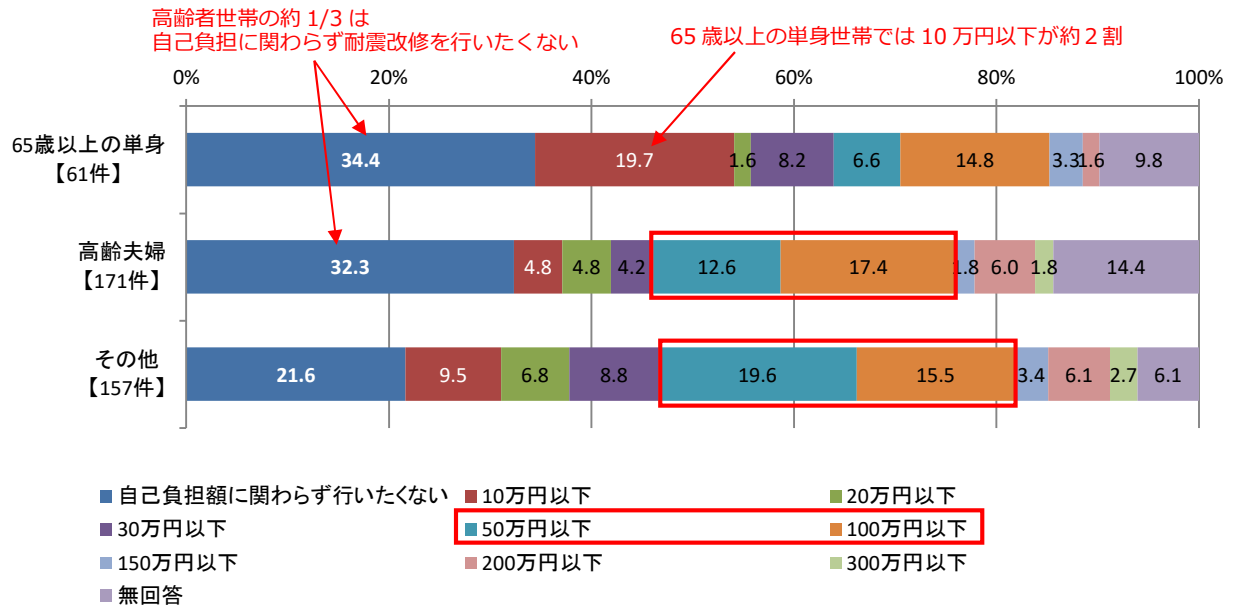
『費用負担が大きいから』や『古い家にお金をかけたくないから』という費用面の理由が特に多い。耐震改修を「費用負担に関わらず行いたくない」の回答者の主な理由も費用面と見られる。



図資 7-6：木造戸建住宅の耐震化に関する所有者アンケート結果（群馬県）

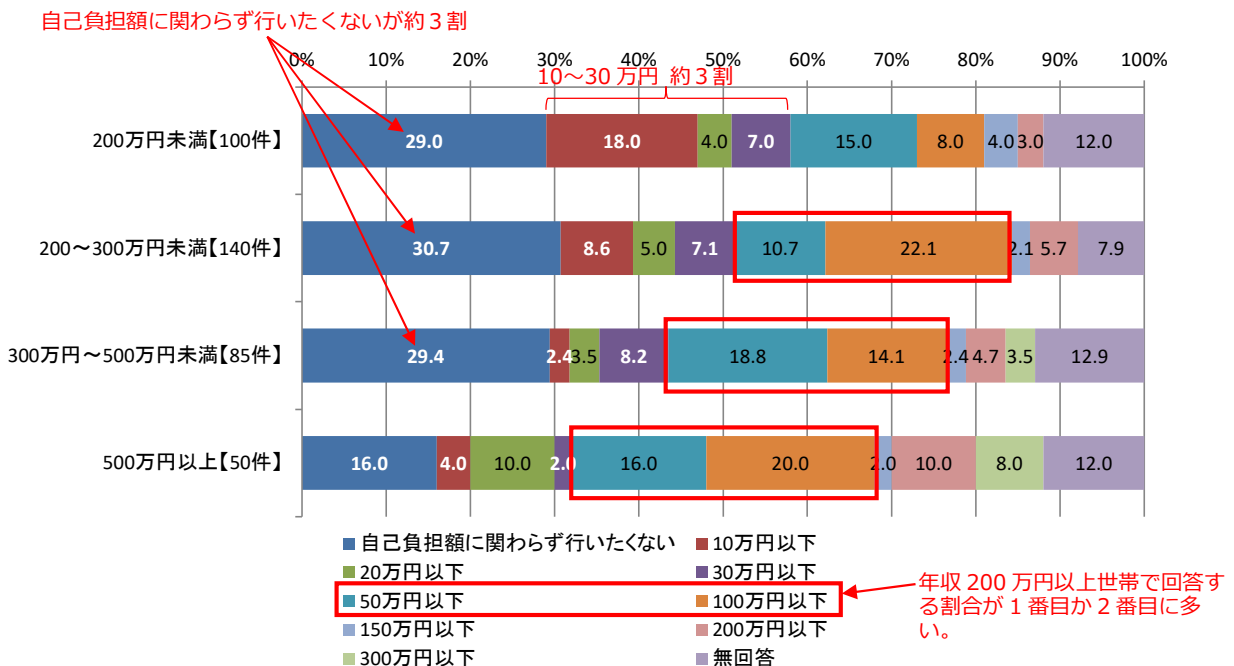
■世帯構成別の『耐震改修してもよい自己負担額』

高齢者世帯の約 1/3 において、『自己負担額に関わらず行いたくない』となっており、その他世帯より多い。また、『65 歳以上の単身』では、負担ができて『10 万円以下』とする回答が約 2 割となっている。高齢夫婦とその他の世帯では『50 万円以下』と『100 万円以下』と回答する割合が多い。



■世帯年収別の『耐震改修してもよい自己負担額』

世帯年収別では、『自己負担額に関わらず行いたくない』が、500 万円以上を除く各世帯で約 3 割存在する。200 万円未満の年収世帯では『10 万円以下～30 万円以下』が約 3 割存在し、200 万円以上の年収世帯では『50 万円以下』、『100 万円以下』と回答する割合が、『自己負担額に関わらず行いたくない』を除き 1 番目か 2 番目に多い。



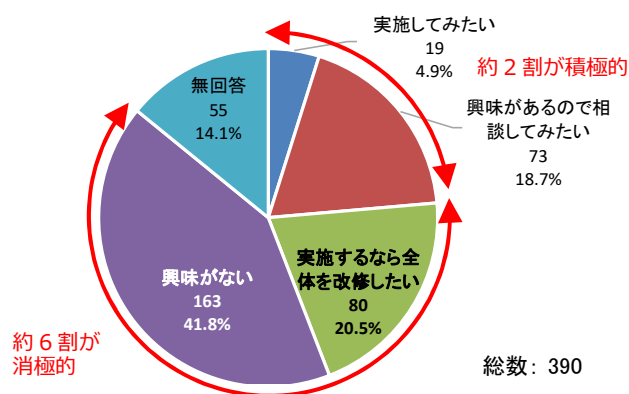
図資 7-7：木造戸建住宅の耐震化に関する所有者アンケート結果（群馬県）

○減災化等に関する所有者の意向

費用負担の小さい減災化（部分改修、段階的改修、耐震シェルター等）に対して興味がない世帯が多く、建替えは費用負担が大きく困難な世帯が多い一方、一定数は減災化や建替えの実施意向や興味がある世帯も存在しています。耐震化の費用負担の軽減が課題となる中、住宅所有者のニーズに適した様々な手法による安全性の確保について、住宅所有者へきめ細かに情報提供や支援を行うことが重要となります。

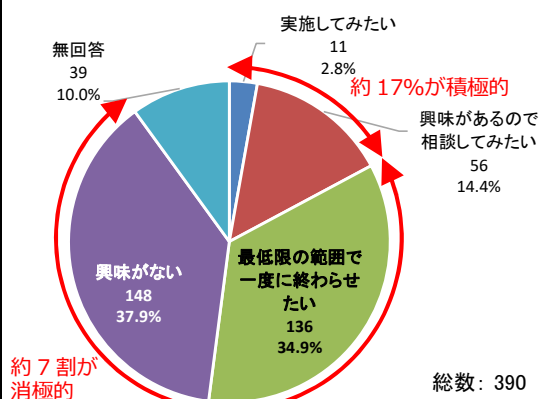
■部分改修の意向について

2階建の全体を耐震改修することが費用の面で難しい場合の1階部分のみの改修について、約6割が消極的な回答である。一方で積極的な回答も約2割ある。



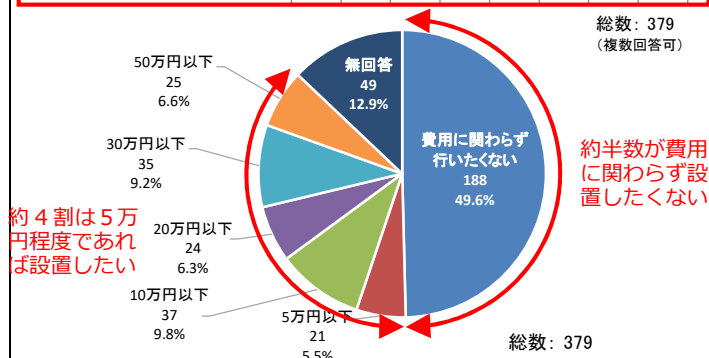
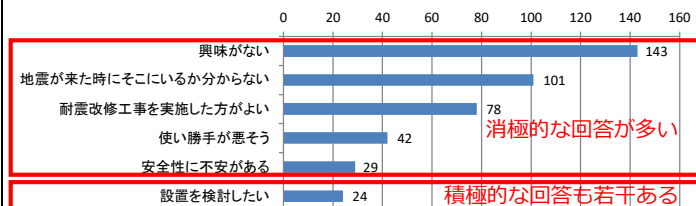
■段階的改修の意向について

『興味がない』又は『最低限の範囲で一度に終わらせたい』が多く、消極的な回答が約7割である。一方で積極的な回答も約17%ある。



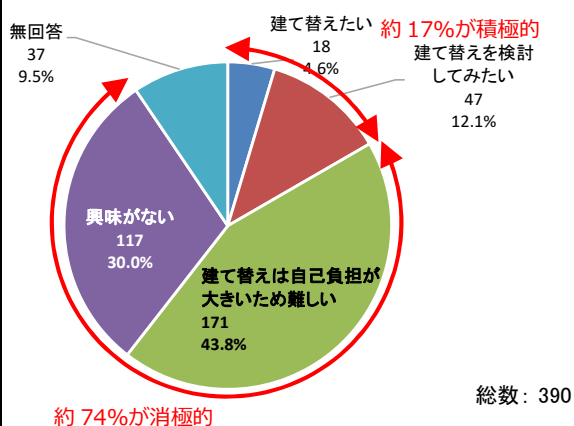
■耐震シェルターの印象と設置したい自己負担額

『興味がない』などの消極的な回答が多く、『設置を検討したい』という積極的な回答も若干ある。設置したいと思う自己負担額については、『費用に関わらず行いたくない』が半数を占める一方、5万円程度であれば設置したいという回答が約4割ある。



■建替え等に対する補助があった場合の建替えへの検討意向について

『建て替えは自己負担が大きいため難しい』が半数近くを占め『興味がない』を含めた消極的な回答は約3/4である。一方で積極的な回答も約17%ある。



図資 7-8：木造戸建住宅の耐震化に関する所有者アンケート結果（群馬県）

【資料 8】多数の者が利用する民間建築物の耐震化に関する所有者アンケート結果※ (群馬県)

○多数の者が利用する民間建築物の所有者の属性

群馬県内の多数の者が利用する民間建築物のうち、旧耐震基準で耐震性が不明な全632棟（耐震診断が義務付けられたものは除く。発送当時の棟数。複数所有を含む。）にアンケートを送付し、半数程度から回答を得ています。

ホテル等、店舗等、賃貸共同住宅等の建物用途については、回答率が50%未満と低くなっています。

表資 8-1：多数の者が利用する民間建築物の耐震化に関する所有者アンケート結果

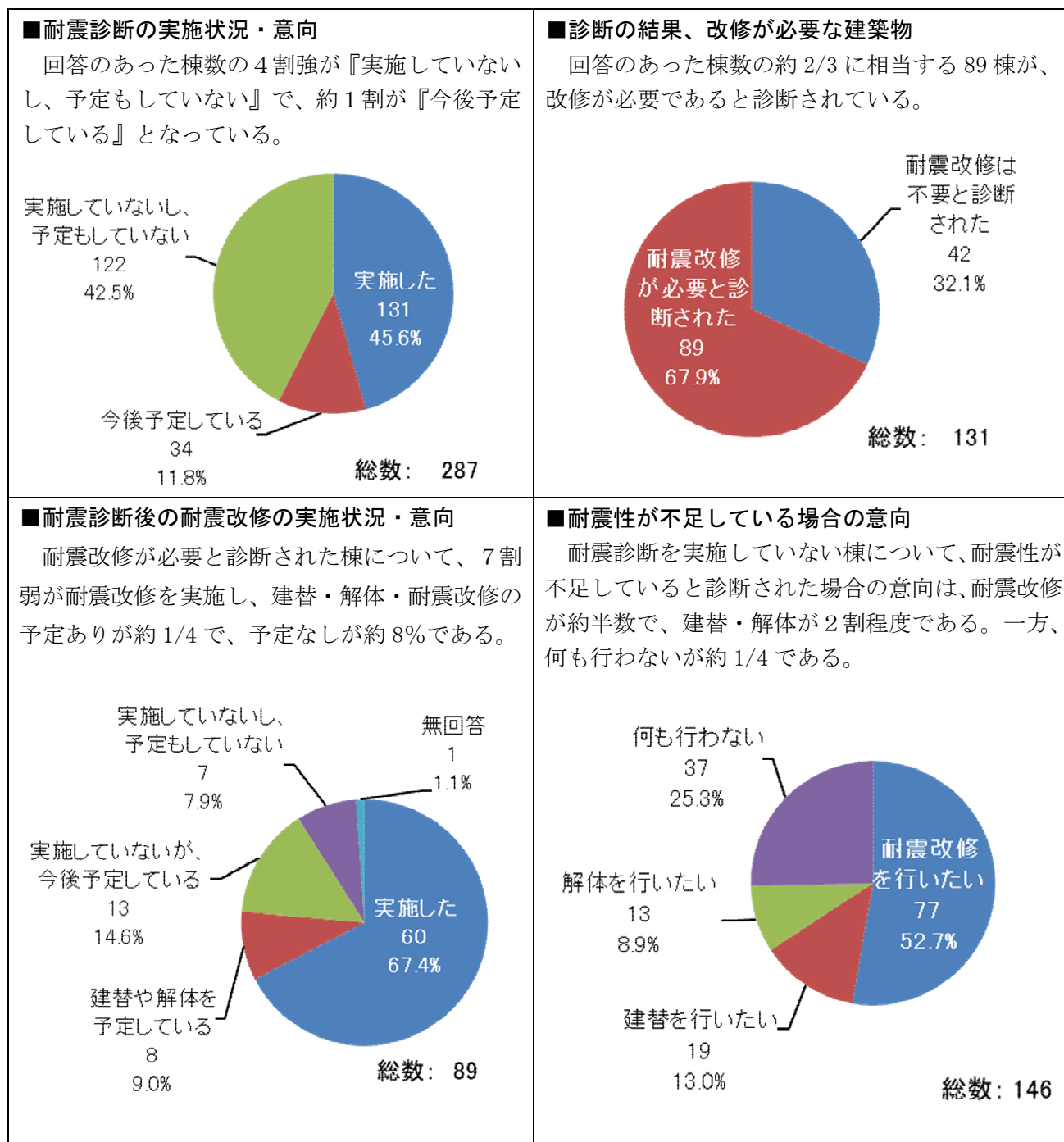
建物用途	対象棟数	回答	回答率
学校	25	20	80.0%
集会場等	4	2	50.0%
病院等	32	16	50.0%
ホテル等	142	45	31.7%
店舗等	46	19	41.3%
賃貸共同住宅等	106	48	45.3%
福祉施設等	36	25	69.4%
その他（事務所・工場等）	241	152	63.1%
合計	632	327	51.7%

※多数の者が利用する民間建築物の耐震化に関する所有者アンケート結果：

多数の者が利用する民間建築物所有者の耐震化に関する意識等を把握するため、令和元年度から令和2年度に群馬県が実施したもの。

○耐震診断・耐震改修の実施状況・意向

アンケート回答のあった棟数のうち5割強が耐震診断を未実施であり、回答のない建築物も多くの棟が耐震診断を未実施であると想定されることから、まずは、耐震診断の実施を促進することが課題となります。また、耐震改修が必要と診断された場合には改修したいという意向が最も多い一方で、何も行わないという意向も多くなっています。



図資 8-1：多数の者が利用する民間建築物の耐震化に関する所有者アンケート結果（群馬県）

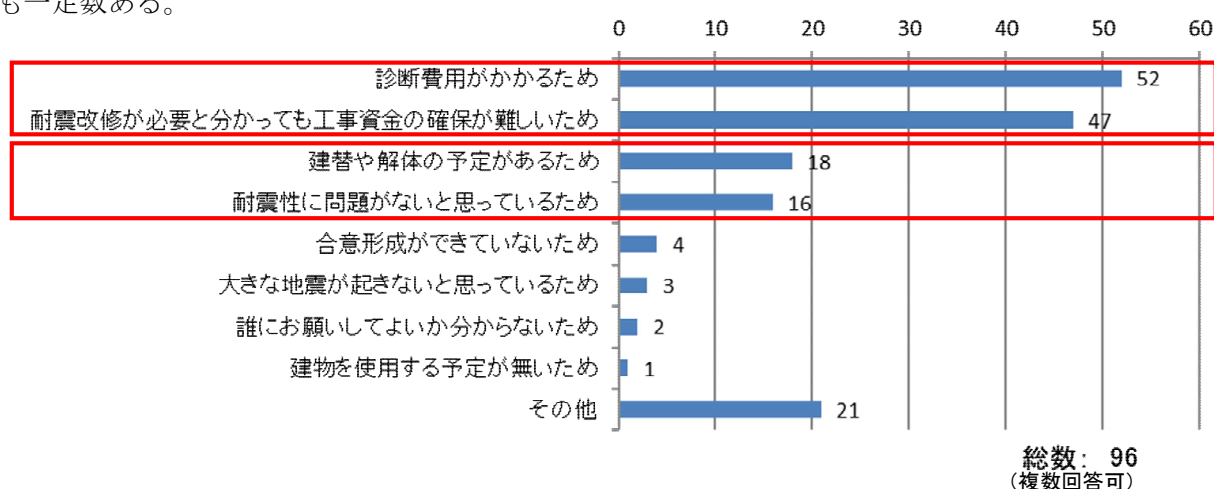
○耐震診断・耐震改修の阻害要因

耐震診断をしないのは、診断費用だけでなくその後の改修費用の確保が難しいことが多く挙げられており、耐震診断・耐震改修費用の負担軽減が課題となります。耐震診断せずに耐震性に問題がないと思っている所有者も一定数いることから、正しい知識を普及させることも課題となります。

耐震改修について、工事費用の不安に加え、必要な工事期間、営業面や生活面に関する不安が多く挙げられ、それらの不安に対する情報提供や支援が重要となります。建物用途により耐震改修への不安となる内容が異なるため、建物用途の特性に合わせたきめ細かな情報提供や支援が重要となります。

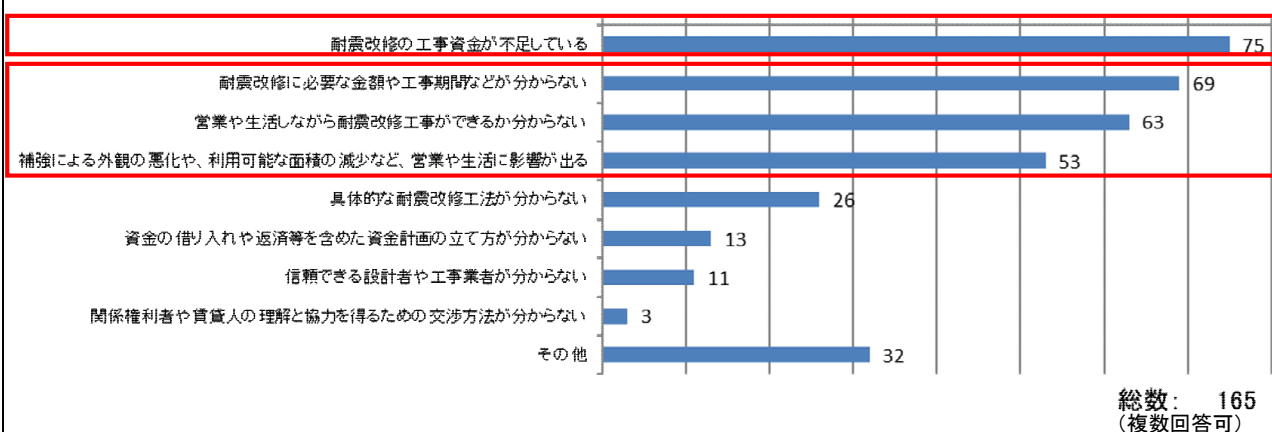
■耐震診断を行わない理由

診断費用が必要となることや、改修が必要となった場合の資金確保が難しいことを理由としている所有者が多い。建替や解体の予定があるという理由や、耐震性に問題がないと思っているという理由も一定数ある。



■耐震改修への不安

耐震改修の工事資金の不足が理由として最も多い。また、必要な金額・工事期間、営業や生活しながら工事ができるかどうか、工事による営業や生活への悪影響に関する不安も多い。

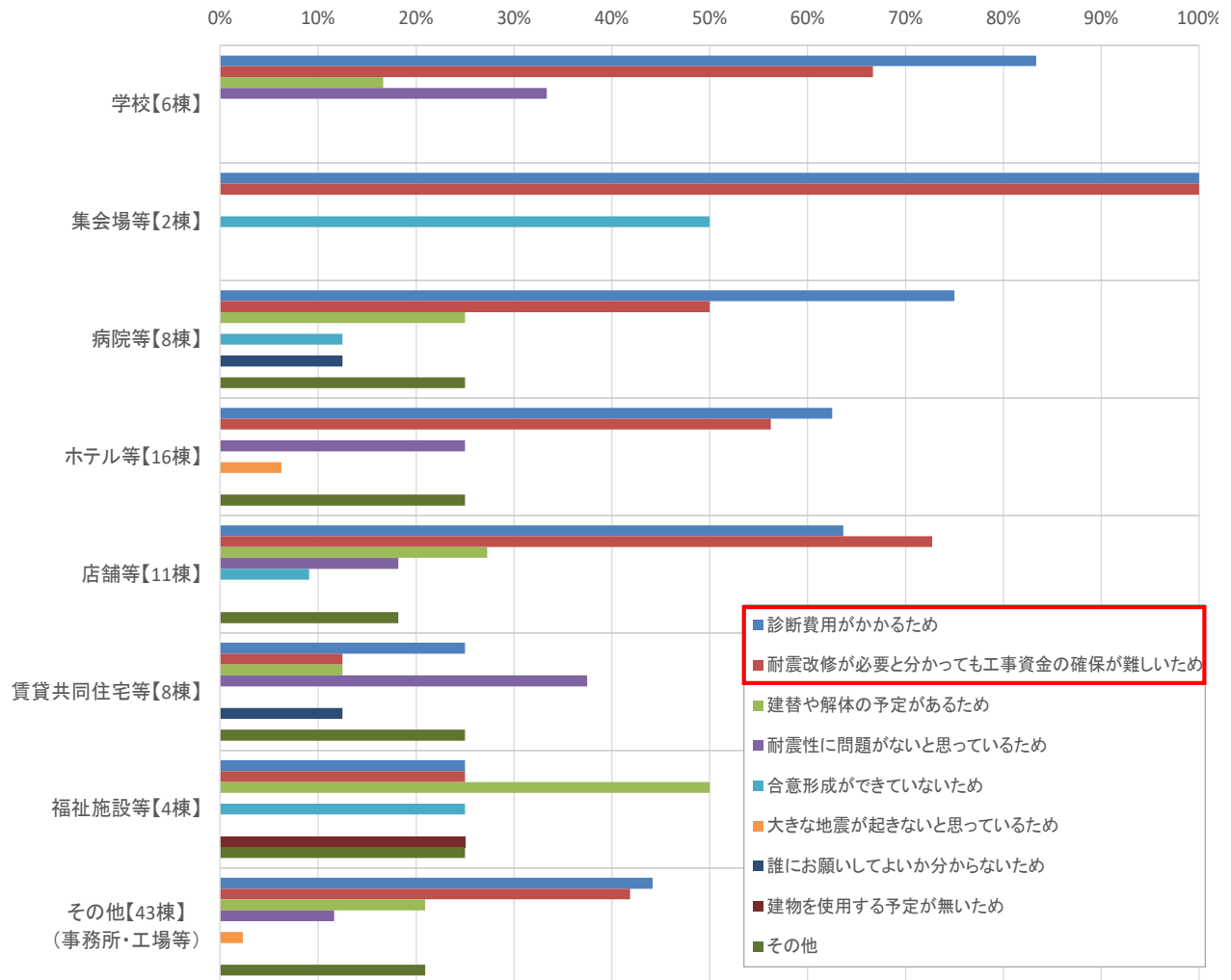


図資 8-2：多数の者が利用する民間建築物の耐震化に関する所有者アンケート結果（群馬県）

■建物用途別の『耐震診断を行わない理由』

おおむねの建物用途において、耐震診断にかかる費用や、改修が必要となった場合に資金確保が難しいなど、費用に関することが理由として上げられる割合が多い。

＜建物用途別の回答数に対する各理由の回答数の割合＞



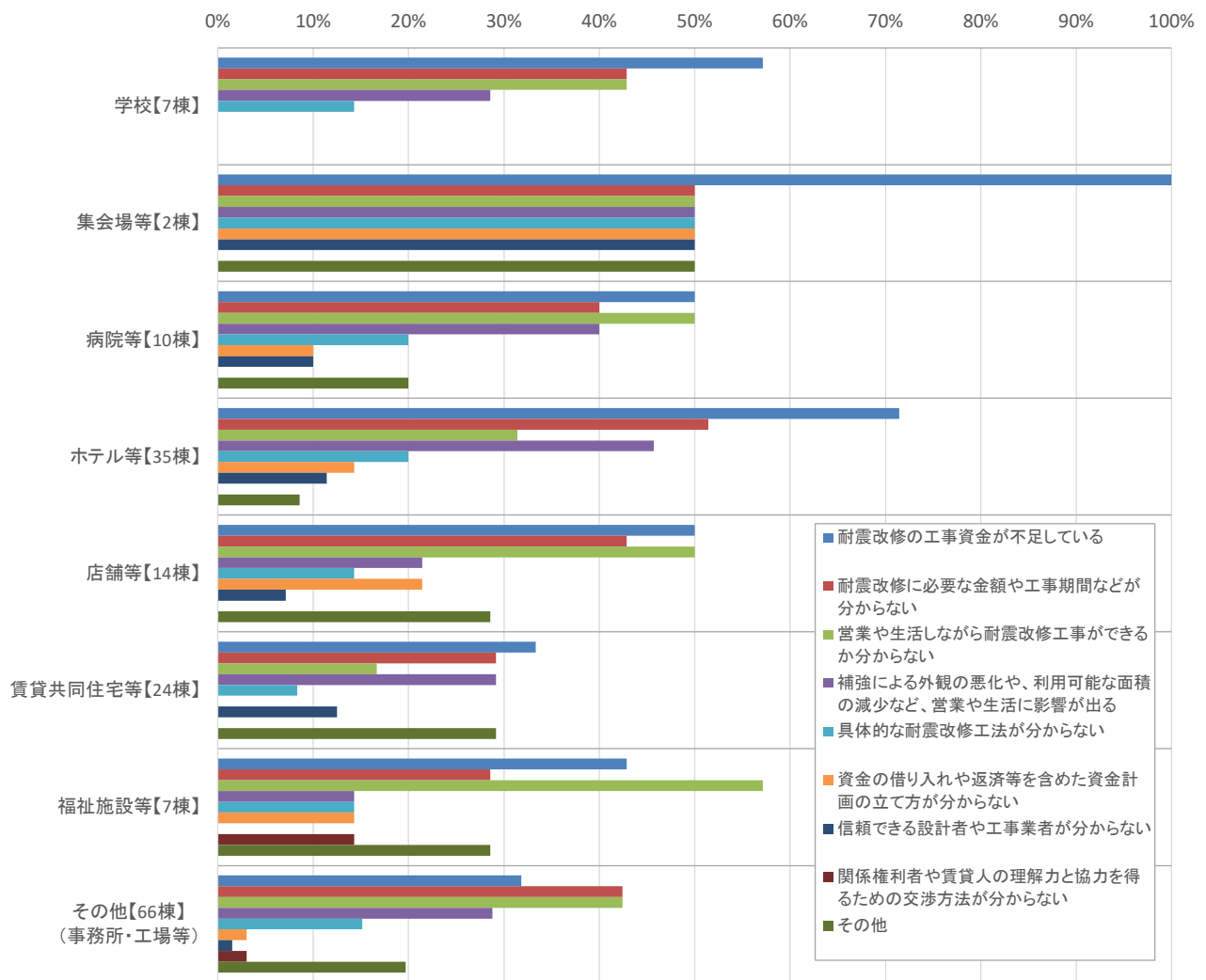
※各用途に記載の数値は本設問に回答している棟数を示す

図資 8-3：多数の者が利用する民間建築物の耐震化に関する所有者アンケート結果（群馬県）

■建物用途別の『耐震改修への不安』

「学校、集会場等、病院等、ホテル等、店舗等」は、回答の半数以上が、工事資金の不足と回答している。「集会場等、病院等、店舗等、福祉施設等、その他（事務所・工場等）」は、回答の半数程度が、営業や生活しながらの耐震改修に不安があると回答している。「集会場等、ホテル等」では、補強後の営業や生活への悪影響の回答の割合が多くなっている。

＜建物用途別の回答数に対する各理由の回答数の割合＞



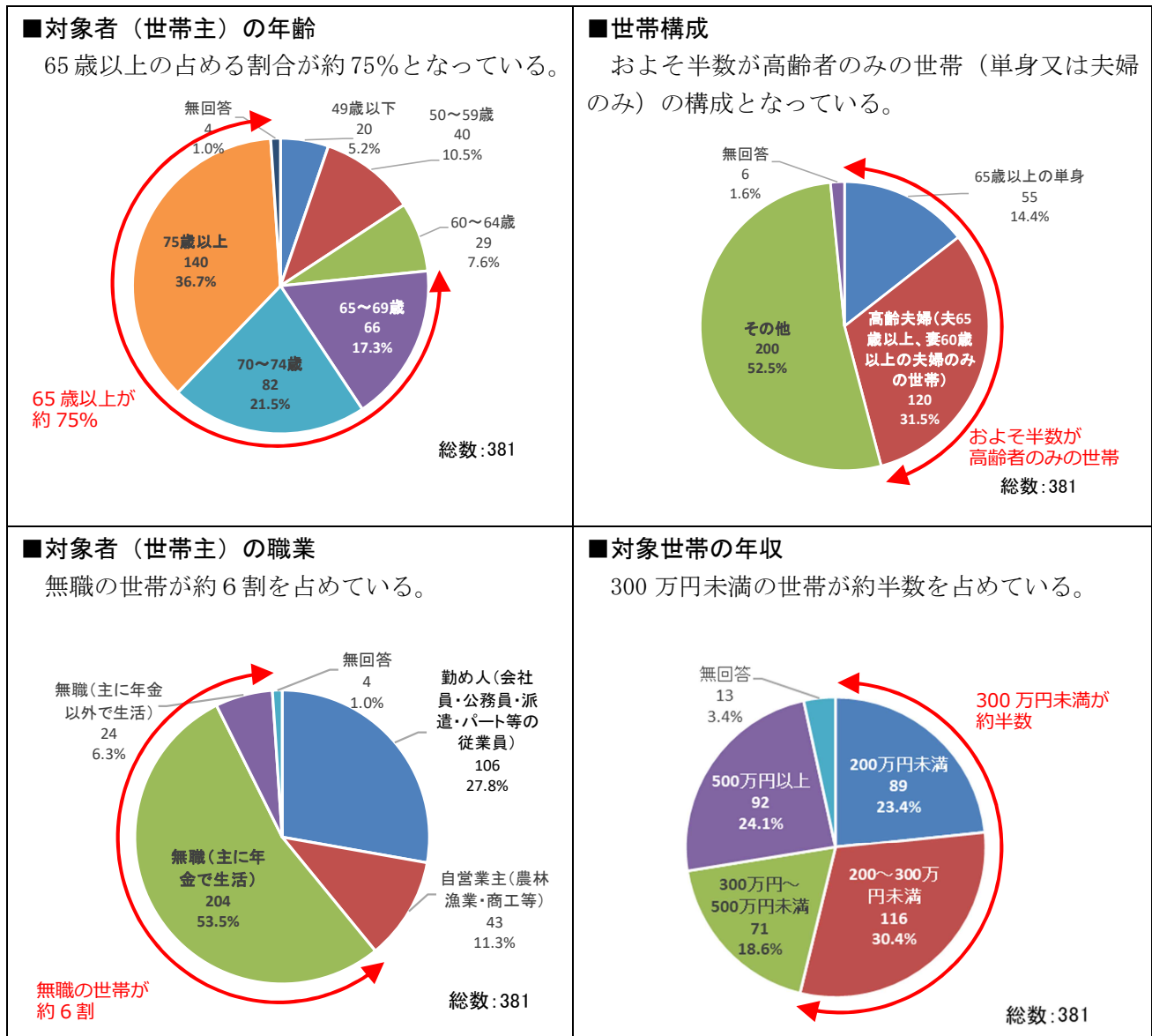
※各用途に記載の数値は本設問に回答している棟数を示す

図資 8-4：多数の者が利用する民間建築物の耐震化に関する所有者アンケート結果（群馬県）

【資料 9】ブロック塀等の安全に関する所有者アンケート結果※（群馬県）

○既存ブロック塀等の所有者属性

全体的に高齢者が世帯主となっている世帯が多く、高齢者のみ世帯（単身又は夫婦のみ）が占める割合も多くなっており、主に年金で生活するなど収入が低い世帯が多くなっています。



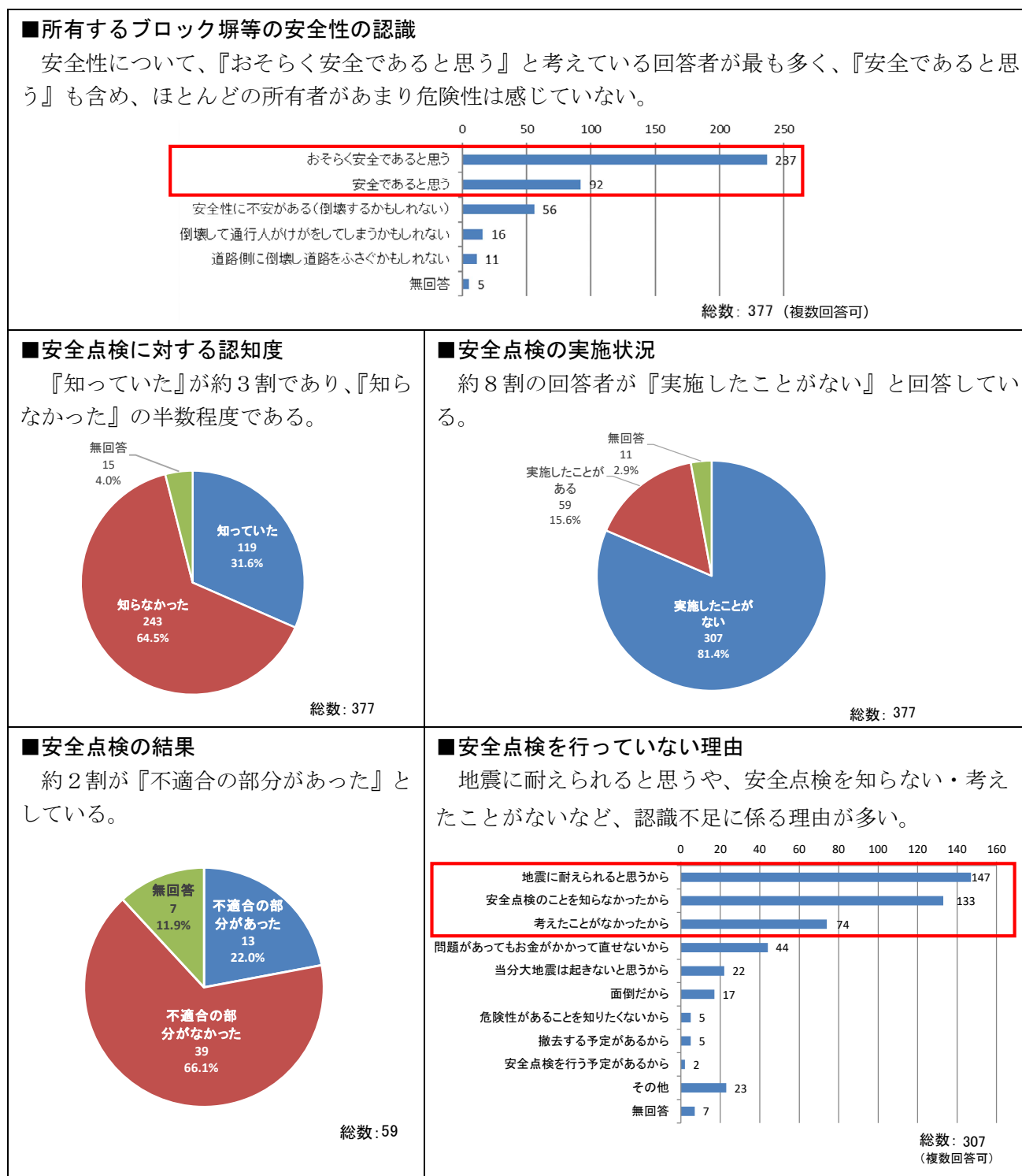
図資 9-1：ブロック塀等の安全に関する所有者アンケート結果（群馬県）

※ブロック塀等の安全に関する所有者アンケート：

ブロック塀等所有者のブロック塀等の安全に関する意識等を把握するため、群馬県内の道路沿いにある高さ 1.2mを越えるブロック塀等の所有者と思われる方を、現地確認により1,000件抽出し、令和2年度に群馬県が実施したもの。

○ブロック塀等の安全に関する所有者の認識

既存ブロック塀等について、アンケート回答の安全点検結果によると一定数に不適合の部分が確認されている中で、多くの所有者が、安全点検を知らない又は実施していないにもかかわらず安全であると思っていることが分かりました。まずは、既存ブロック塀等の危険性や安全点検について普及啓発することが課題となります。

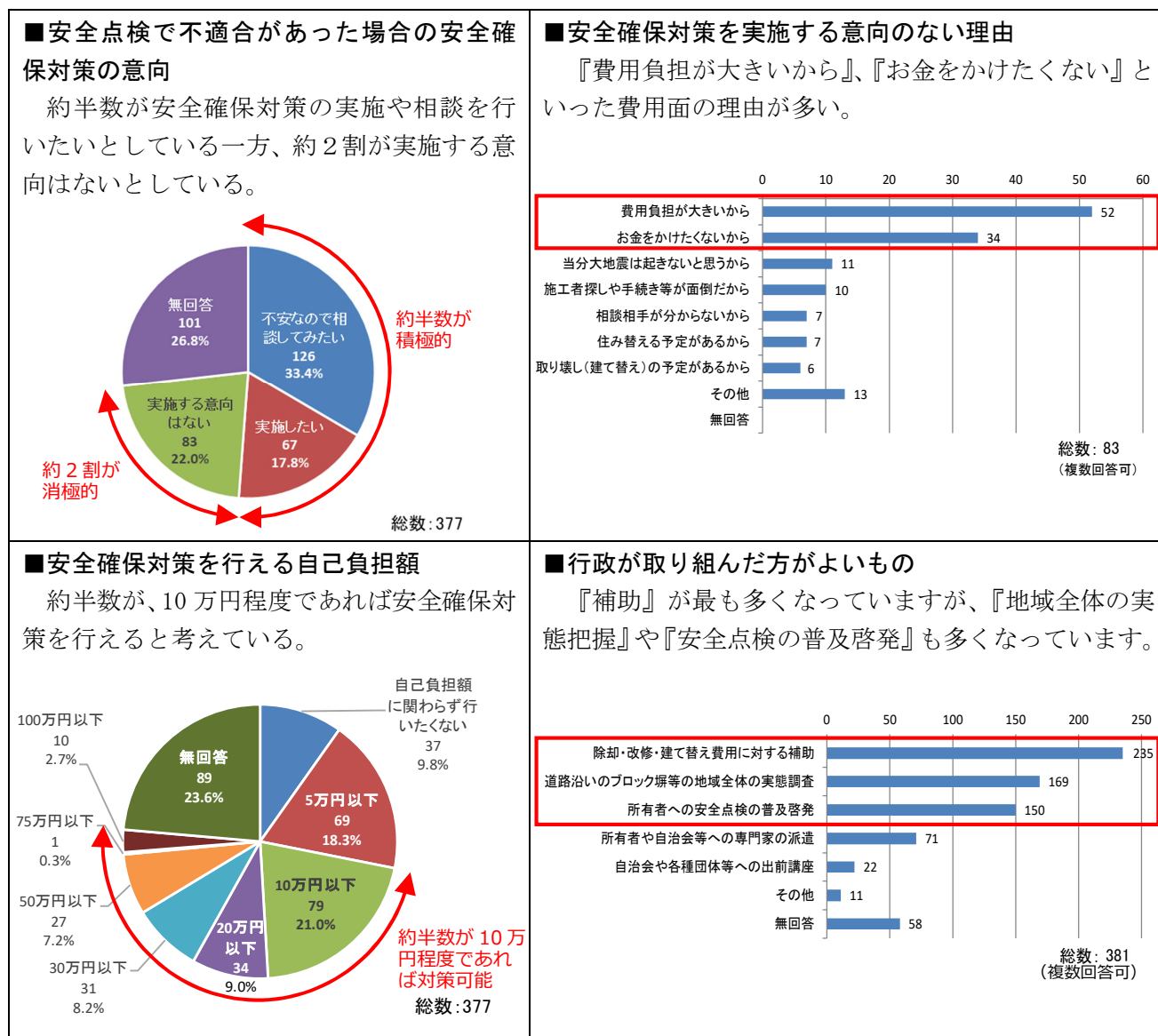


図資 9-2：ブロック塀等の安全に関する所有者アンケート結果（群馬県）

○安全確保対策にかかる所有者の意向

安全点検で不適合があった場合、約半数が安全確保対策に積極的な意向がありますが、費用面を主な理由として消極的な意向の所有者も一定数います。自己負担額が10万円程度までであれば安全確保対策を実施したいという所有者が、高齢者世帯、その他世帯とも半数程度存在することから、所有者の意向を踏まえ、安全確保対策にかかる費用負担を軽減することが重要となります。

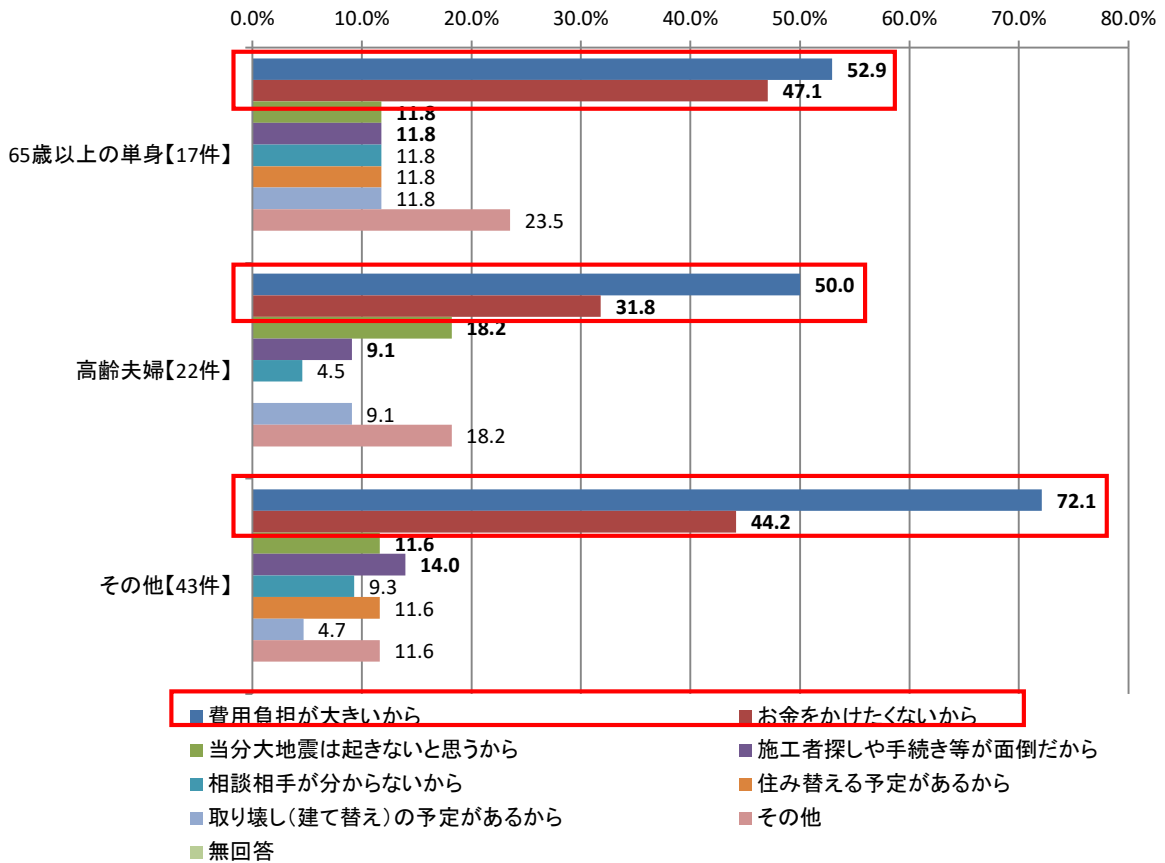
また、行政の役割としては補助だけでなく、道路沿いのブロック塀等の地域全体の実態調査や、所有者への安全点検の普及啓発も求められています。



図資 9-3 : ブロック塀等の安全に関する所有者アンケート結果 (群馬県)

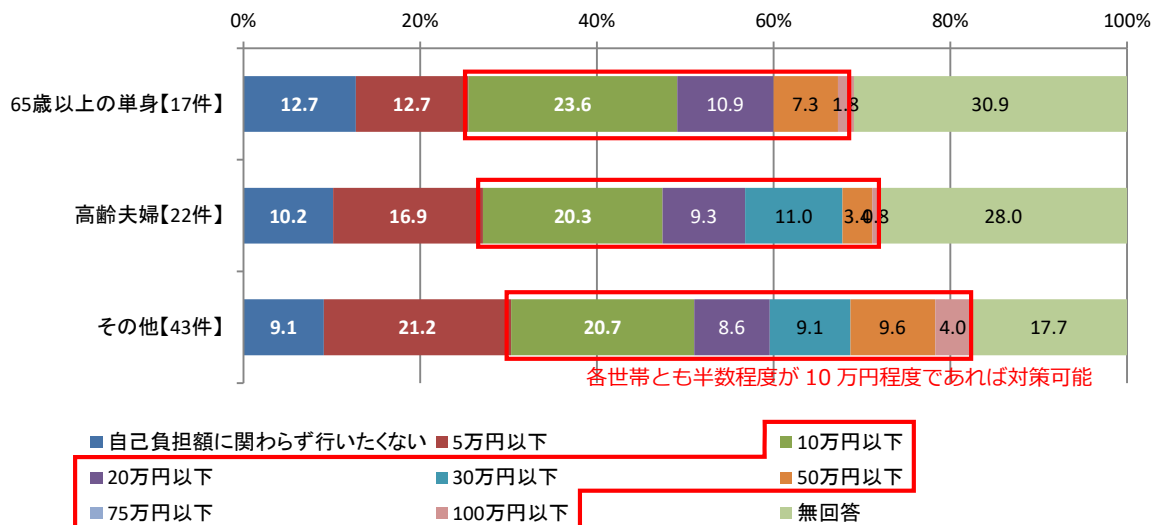
■世帯構成別の『安全確保対策を実施する意向のない理由』

安全確保対策を実施する意向がない理由として、各世帯で『費用負担が大きい』、『お金をかけたくない』を挙げる割合が多い。



■世帯構成別の『安全確保対策を行える自己負担額』

各世帯とも自己負担額が10万円程度であれば、所有者の半数程度は安全確保対策を行えると回答している。



図資 9-4：ブロック塀等の安全に関する所有者アンケート結果（群馬県）